

第一百三十二回

参議院地方分権及び規制緩和に関する特別委員会会議録第七号

(一〇九)

平成七年四月二十八日(金曜日)

午前十時二十一分開会

委員の異動

四月二十六日

辞任

野別

隆俊君

四月二十七日

辞任

瀬谷

英行君

四月二十八日

辞任

堀

釣宮

吉川

春子君

川橋

幸子君

峰崎

泰子君

佐藤

三吾君

竹村

直樹君

岩崎

昭弥君

補欠選任

今井

澄君

竹村

泰子君

牛嶋

正君

広中

和歌子君

牛嶋

正君

有働

正治君

小島

慶三君

星川

保松君

鶴岡

洋君

岩崎
幸子君
佐藤
三吾君
竹村
泰子君
峰崎
直樹君
牛嶋
正君
鶴岡
洋君大蔵省銀行局保
險第一課
長
滝本
豊水君質疑のある方は順次御発言を願います。
○宮崎秀樹君 最近の新聞を見ますと、オウム真理教の問題が載らない日はないんですけど、かつてこの規制緩和の問題が載らない日はなかつたというようなことで、大変規制緩和という言葉が毎日のように紙上をにぎわしていたのも事実でございます。

歴代内閣がこの問題に取り組んでやつとここで日の目を見るということになつたのは、その内容の多寡は別といたしまして、これは一応評価をすることではないかと思っております。と同時に、これがアリの一穴でどんどん広がつて、そして国民のためになるということ私が私は最も望ましいことだと思っております。

そこで、規制緩和推進計画というのが、これは平成七年三月三十一日閣議決定されておりますけれども、この中でいろいろうたわれておるんですが、「一つは、「規制緩和の基本指針等」ということ

で「今後五年間の計画は、主な行政分野において、以下の観点から、各分野の関係施策の総合的な推進の一環として進めることとし、別紙のとおり緩和等を行ふ。」と。

この「別紙」というのはこの後ろの表に書かれていますね。これが各省庁ごとにいろいろ出ているんですが、平成七年度から十一年度にかけて列挙した事項の措置をやつていく、そういうことであります。ここに挙げてあるもの以外でも、こういう国会の場とか、なるほどこういうこともあつたのかということで問題が出れば、これ以外でもおやりになるつもりがあるのかどうか、まずその辺のところをひとつ長官からお答え願いたいと思います。

○國務大臣(山口鶴男君) お答えいたします。

御指摘のとおりでござります。三月三十一日、

本日の会議に付した案件

○地方分権の推進及び規制緩和に関する調査
(規制緩和推進計画に関する件)

○委員長(小林正君) ただいまから地方分権及び規制緩和に関する特別委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。
去る二十六日、野別隆俊君が委員を辞任され、その補欠として岩崎昭弥君が選任されました。
また、昨二十七日、瀬谷英行君、釣宮磐君、統訓弘君及び吉川春子君が委員を辞任され、その補欠として今井澄君、広中和歌子君、牛嶋正君及び有働正治君がそれぞれ選任されました。

○委員長(小林正君) 地方分権の推進及び規制緩和に関する調査を議題といたします。

去る二十四日の本委員会において説明を聴取いたしました規制緩和推進計画について質疑を行い

○國務大臣(山口鶴男君) お答えいたします。

内閣官房それから総務庁協力いたしまして、各省庁とぎりぎりの折衝をいたしまして、平成七年度から平成十一年度までの五カ年間の計画を策定しました。しかしその後、四月十四日に緊急円高・経済対策で、これを三年間に前倒しをする、したがつて平成七年度から平成九年度までこれをやりますということとで決定をし直したわけでございます。

この点も御理解いただいていると思いますが、中身は千九十一事項ございますが、それ以外の問題でも毎年これを見直して、そして改定をするということになつておりますので、委員御指摘のとおり、あの千九十一事項以外のものであつても国民の要望あるいは海外からの要望があればこれにこたえるということでございます。

○宮崎秀樹君 大変前向きな御答弁で、大いに国民の声を吸収して、また諸外国からの声もできることはやつていくということで施策にあらわしてほしいと思います。

そこで、個別な、大変身近な質問になりますけれども、一つは厚生省関係の問題であります。実は看護婦の養成所というものがございまして、從来看護婦さんといふのはこれは国公立で養成されて、そして看護婦さんの資格を取つた方を各國公立、民間病院、診療所等に配置していただきというのが本来の姿でありますけれども、実際には民間の例えは医師会の病院、それからいわゆる診療所等で看護婦さんが足りないというので、みずから医療費の中から財源を絞り出してみんなでつくつておるわけであります。そこで、それだけはとてもやり切れないというので、国の補助、県の補助、市町村の補助というものをいたしておりますけれども、この補助金の規制が非常に厳しいんです。

そこで、一つ例を挙げて申し上げますが、事務職員に対する補助金とか、それから教務主任、いわゆる学生の指導者の補助金というのもなかなかたんできますけれども、最近、ここ一、二年前からつけていただいたんです。ところが、その範囲といふ

のが入学定員八十名以上の学校だと、こういうわけです。

ところが、入学定員八十名以上の学校となりますが、お産なんというのは、両方から見れば二人で一人ずつ見ればいいわけであります。ところが一人に幾つと、こういうことで、今少子化でお産の数も減つておりますね。

ですから、四十名ぐらいの単位でなければ、これは一学年ともやれない。そうすると、四十名じゃもう補助金つけませんよ、八十名いなければダメですよと、こんなことが行われているので、こういうのも規制をもう少し緩和して、そしてきちつと手当てをしていただくと。

今、御案内のように高齢化社会になつてマンパワーといふのは非常に足りない。そして、ゴールドプランが改められて新ゴールドプランになつた。こういうときですから、ここ辺はやはりある程度緩和していただき、ひとつ納得のいく補助をしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○説明員(久常節子君) 看護職員の確保につきましては、従来より看護婦等の人材確保の促進に関する法律に基づきまして養成力の確保の面も総合的に対応しております。

看護婦等の養成所に対する運営費補助につきましては、先生先ほど御指摘のように、最近の厳しい財政状況にもかかわりませず、入学定員八十名以上の養成課程を対象に平成四年度からは学生指導担当者経費を、また平成六年度からは事務職員経費を新たに補助対象経費に加えるなど、その拡充に努力してまいっております。

しかし、学生指導担当者経費、事務職員経費のいずれの補助金につきましても、大型の養成課程を対象とする特別な経費として導入された経緯もありまして、また導入後、日も浅いということか

ら対象そのものを直ちに見直すことは難しいと思つております。

なお、現在も補助箇所数の増や補助単価の増加に努めおります。

ところが、実習場所の問題とかいろいろある先ほど先生が実習場所の問題とかいろいろあるということをおっしゃいましたけれども、養成所の定員につきましては、実習場所だけの問題でございませんで、各都道府県の看護職員の需給見通しあるいは先ほど先生がおっしゃいましたように、実習施設の確保状況等を考慮しまして総合的に決定しております。

実習施設の要件につきましては、看護婦等学校養成所の運営に関する指導要領及び手引に基づきまして、平成元年度からは、今まで基準看護を承認されている病院であることの要件としておりましたけれども、そういうことを要件とせず、一定の条件を満たせば実習施設として認める。さらには、先ほどお産の問題もございましたけれども、一ヵ所じやなくして數カ所でそれを満たせばいいというふうな形になつております。

なお、昨年十二月にまとめられました少子・高齢社会看護問題検討会の報告におきまして、訪問看護の進展や、高度医療に対応するような看護職員の資質の向上を図ることが重要と指摘されましたので、この報告を踏まえまして、本年度はカリキュラムの見直し、先ほどおっしゃいましたよ

うな実習施設として病院以外の多様な施設の活用についても検討を行つ予定になつております。

○宮崎秀樹君 しかし、一般論で言うと、大きな施設でいうと一人当たりの経費というのは少なくなるんですよ。小さければ小さいほど一人当たりの経費がかかるんです。これはもう経済の原則なんですね。だから、そういうことを考えたら、小さいところはやっぱり足りないんだから、一人当たりの単価は高くなるんだから、それは逆にきちっと補助すべきであると。私はそう思つんですけども、やっぱりそういうところに配慮をしないで、ただ画一的に、実際の経済の内容まで調べないで考えさせていただきます。

○説明員(久常節子君) この八十人定員というところに関しましても、まずは二人事務職員がいること、そして専従でいること、そういうところに對して一人をやつと今度補助できるようになつたという状況でございますので、うまくいっているところにさらにというわけでは決してございません。

○宮崎秀樹君 どうもその内容の話は納得できなないので、八十人で二人で、一人で三人になるわけでしょう。

○説明員(久常節子君) いいえ、違います。八十人の定員で一人以上いらして、さらにその方たちが専任でいる場合に一人の補助をするという形になつております。

○宮崎秀樹君 だけれども、小さいところで仮に二人いれば、これは大変なんですよ、四十人で。ところが、八十人で二人なら、それは楽なわけですよ。事務というのは見ていて、結局そうは仕事の量というのは四十も八十も変わらないわけですからね。だから、少なくして、そしてしかも人間をやはりそれだけの確保をしていかなきやならないといついたら、これはどうしてもお金がかかるんですね。だから、その面をつけないで面倒見ないで、ただ八十、八十と言つてやつても意味がないと。

時間がありませんから、看護課長、そういうことも考えて今後ひとついろいろなカリキュラムを見て、そして見直すというんですから、そういうことも勘査して、やはり経済学的な面ももうちよつとと考え、ただ規格品みたいなものじゃないんでから、人間を養成していくというというのはなかなかこれは大変なことなんですよ。だから、それはよく頭を絞つて、知恵を出して補助対象として何とかしてやってもらいたいと思います。どうですか、もう一遍言つてください。

○宮崎秀樹君 ありがとうございました。

では、次に移ります。

細かい問題で恐縮なんですが、これは運輸省の問題であります。市街化調整区域における配送センターの設置の問題があります。

これは運輸省と建設省と両方にまたがる問題であります。ちようどここに建設省出身と運輸省出身の議員さんがいらっしゃいますけれども、先輩議員を前にして私がこの問題を取り上げて僭越であります。一つは路線貨物運送事業者というのがあるんですね。そして、市街化調整区域に路線貨物運送事業者は配送センターをつくつてもいいと。これはもう許可なしにできる。ところが、一般区域貨物運送事業者にはこれは許可されない、こういうことですね。

これは平たく言うと、大会社はもうどんどん建ちをそこに入れ、そしてやらせているというようなおなことも聞いております。私はこの規制は大変おかしいと思うんですね。また、インターから五百メートル以内でなければ一般区域の人は建てられない。しかし、路線の人は何ぼ離れててもいいよと、いろんな規制をかけています。

一説によりますと、これは本当かうそか知りませんけれども、大手の路線運送業者の方から圧力がかかる、これを認めないんだという話も中小企業の運送会社の方々から、もう陳情も実は受けているのは事実であります。これはうそかどうか知りませんけれども、しかし私は、もうこれはやはり公平に、國民にとつては地域のそういう運送業者が小回りしてやつてくれる事が非常に便利なんですね。それを認めないかわからないんですけど、先ほどちに聞きましようかな。これは運輸省さんですか。運輸省さん、これはどうなつてあるんですか。

○説明員(鈴木久泰君) ただいま御質問の、貨物自動車運送事業者の施設の市街化調整区域への設置の問題につきましては、運輸省といたしましても本省それから地方の出先の運輸局、それぞれの立場で都市計画担当部局と從来より十分連絡調整

を図りながら進めておるところでございます。今御質問の、昔の法律の時代は路線事業者と言つておりますけれども、今は特別積み合わせ事業者と言つておりますけれども、これらの施設については開発許可制度の適用除外になつておると。それ以外の、昔、区域事業者と言つておりますが、昭和六十一年の建設省の通達で、先生からお話をありましたように、インターの周辺でありますとか幹線道路の沿道でありますとか、一定の要件のもとに一般の事業者に対しても開発許可の道が開かれるということになつたわけでありまして、私どもとしてはこれはかなりの進展だと考

えております。今後とも運輸省といたしましても、都市計画担当部局と十分連絡を図りながら御相談申し上げたいと思っております。

○宮崎秀樹君 それでは、建設省の方で現在そういうことについてどういうようなお考えをお持ちか。また、今後どういうふうに対応していくかと

いうことをお聞かせ願いたいと思います。

○説明員(竹村昌幸君) お答え申し上げます。今のお答えのとおり、一般的な都市環境を維持する確保するとは、都市計画法による開発許可制度といいますのは、要するに良好な都市環境を維持する確保するといふような一種の町づくりのルールを許認可に係らしめているものでございまして、原則として都道府県知事に許可権限がござります。

今お答えになられたような、いわゆる貨物自動車運送事業法に基づきます一般貨物自動車運送事業といふもののトラックターミナルの開発許可上の取り扱いでございますけれども、特別積み合わせ貨物運送とそれ以外のものに分かれるわけ

でございますが、特別積み合わせ貨物運送につきましては、不特定多數の荷物が大量に持ち込まれるような事業所間で長距離にわたつて定期的に運送されるという一種物流の根幹といいますか、幹線というような役割を担つ非常に公益性の高い事

業だということを理由としまして、かつての一般路線貨物自動車運送事業と同様に開発許可は不要にしております。これは調整区域に限らず、市街化区域であつても許可不要でございます。

特別積み合わせ貨物以外の一般貨物運送事業につきましてでございますが、先ほども御説明がございましたように、昭和六十一年、当時は一般区域貨物自動車運送事業ということでおきましたが、そのときに将来それから現在の土地利用上支障がないというような区域につきまして、大規模なターミナルについて開発許可対象とするというお話もありました。これはかなりの進展だと考

えております。

今後とも運輸省といたしましても、

都市計画担当部局と十分連絡を図りながら御相談申し上げたいと思っております。

○宮崎秀樹君 それでは、建設省の方で現在そ

ういうことについてどういうようなお考えをお持

ちか。また、今後どういうふうに対応していくかと

いうことをお聞かせ願いたいと思います。

○説明員(竹村昌幸君) お答え申し上げます。

今のお答えのとおり、一般的な都市環境を維持する確保するといふような一種の町づくりのルールを許認可に係らしめているものでございまして、原則として都道府県知事に許可権限がござります。

ありがとうございます。

項目十六のところに、宅地開発等指導要綱の行

過ぎは正について今後も地方公共団体に対し引き続き是正指導の徹底を七年度中も行うということとを所管省庁の建設省、自治省が報告しているわけあります。が、これまでのこの開発指導要綱の行

き過ぎは正についてどういうように扱つてきた

か、自治省から回答を求めます。

○説明員(今仲康之君) 宅地開発等指導要綱につきましては、各地方公共団体が地域の実情を勘案しつつその自主的な判断のもとに定めているものでございまして、乱開発を防止し良好な都市環境を整備するために一定の役割を果たしているもの

と考えているところでございますが、その一方で、一部の地方公共団体における宅地開発等指導要綱について、公共施設の整備水準が高過ぎるといつた御指摘や、寄附金等の目的、使途、収支内容が不明確といった御指摘もあるところでございます。自治省といたしましては、平成六年七月五日に閣議決定されました「今後における規制緩和の推進等について」を踏まえまして、建設省と共同で宅地開発等指導要綱の制定状況等につきまして現地調査を実施し、その結果を平成六年八月八日に公表いたしますとともに、平成六年八月三十日付、公表いたしますとともに、平成六年八月三十日付、建設省、自治省共同通知によりまして地方公共団体に対して行き過ぎは正の徹底を要請したところでございます。また、本年四月十八日付の地方財政の運営に努めておりまして、しかしながらこの措置の積極的活用について指導を行つておるところでございます。この結果、市街化調整区域におきまして特別積み合わせ貨物以外のトラックターミナルについては相当な許可実績を上げているところでございますが、今後とも運輸当局と連携を図りつつ適切な運用に努めてまいりたい、かようによく考えておられるところでございます。

○宮崎秀樹君 もう時間ですからこれで終わりにしましますけれども、とにかく両省、これは前向きにひとつ御検討していただき、国民が一番便利な道をとつていただけ、有効にこういうものを活用して便利になるようにひとつ努力していただきたいことを申し添えて終ります。

○服部三男雄君 ありがとうございました。

内需拡大のためにも住宅宅地開発、それから中高層マンションの建設の増進といふことが非常に重要であるということを思いました。その観点で、規制緩和の内容として本年の三月三十一日閣議決定の推進計画の、土地供給欄の

收支、使途の明確化、開発協力金の金額算定根拠がはつきりしないとか、今後議論されるであります。その観点で、規制緩和の内容として本年の三月三十一日閣議決定の推進計画の、土地供給欄の

四

規制緩和の目的に全くそぐわないようなことが
わなきやいかぬ。
ているのがあるというふうなところから見ます
と、もう十年以上にわたって指導していながらな
かなか改善が見られない部分が多數あります
で、今後自治省の、建設省はあくまでもお願ひす
る立場でありますから、きょうは自治大臣は
出席されておらないのでまことに残念ですけれど
も、パワーワーのある自治大臣に大いに發揮してもら
わなきやいかぬ。

について総合的に検討することにより適宜寄附金の内容の見直しを行うこと、また、寄附金等にきましては基金の設置その他の適切な方法により、その收支の内容の明確化を図ること等を先ど申しました地方財政運営達により要請してあるところでございまして、今後ともその適正化努めてまいりたいと考えております。

することなく、強力なりーダーシップを發揮して実態把握に努めなければならない。

例えば、今あなたの回答で適正な負担であればと言ふが、じや一体適正の判断はどのようにして決めるのかというようなことを考えますと、今の答弁は極めて不満であるということを強調しておきたいと思います。

なかなが力手に通知しないとか
せがいっぽいあるわけです。
こういつたものは、内容は今と重複するかも
しれないけれども、今の市町村数において、**全国**
の市町村幾らでしたかな、三千幾らのうちの幾ら
あるか、回答を求めます。

規制緩和の目的に全くそぐわないようなことが
むしろふえる。指導要綱の数そのものはふえてき
ている。外国から見ますと、日本という国は何だ、
役所が事実上強制するようなことを指導要綱の名
のもとにやっているのか、法律上はつきりしない
じやないか、行政手続法を改正したのにまだ相変
わらず同じ旧態依然としたことをやっているじや
ないかという批判があるので、自治省として、特
に割り当て的寄附とも見られかねないようなこ
と、それにに対する制裁規定が定められている指導
要綱の削除についてどういうふうにリーダーシップ
を發揮していくのか、時代の流れというものを見
よく考えて、今後どういうふうに対処していくのか

○服部三男雄君 今の答弁は確かにものもな
どに一見聞こえるのであります。
では、自治省が全国にある数干の、特に東京
だつたら八〇%の市町村が指導要綱をつくつて
る。大阪でもたしか六、七割がつくつてある。こ
らの実施実態を具体的に自治省が把握できるか
いったら、そんなものはできるわけがないので
りまして、そうすると、市町村とすれば開発寄
金をもらつとうことは非常にありがたいこと
なんです。当たり前でありまして、自治省は開発
に関する道路とかその他の財政的措置を全部面倒
見てやつていかないんだから、当然必要な金がか
るということで協力金を取ろうとするのは当た
前のことでありますし、それが業者にとってど

これに關しまして 例えは任意の協力だとあるが、たはおっしゃるが、一昨年度、武藏野市の開発協力金に関して違法だという最高裁判決があるが、その要旨をちょっとご回答してください。

したけれども、昨年調査を行つておられたまちが、その際に指導要綱に従わない場合の措置というとでの規定を定めておる市區町村数ということ調べました中では、六百七十一の市區町村が、そいつたものを持っておるということでございまして。この中で、先ほど最高裁の判決の例といううことで御説明いたしました。こういったものもござりますけれども、基本的には協力を得て対応していく、そういうた措置ということで対応を図つておるところがそれなりに多いというふうに理解をいたしております。

○服部三男雄君 全国市町村三千二百のうちの六百七十、二割のものが、最高裁判決が出て同種の内容についてこれはだめだ、違憲ですよ、そこま

○ 説明員(今仲康之君) 宅地開発等指導要綱に基づきます寄附金等の提供ということにつきましては、良好な都市環境整備のために事業者の協力を得て行われているもので、また土地政策審議会の答申におきましても、宅地開発に当たりまして開か、もつちよつと明確な回答をいただきたい。

だけの負担になり、それが将来そこに住む住民
結局は負担になつてくる。一種の強制的な公租
課に近い実態を有している。しかも、そのため
事務手続が煩雑で物すごくかかる。これは明らか
に規制緩和の実態から見て逆行することを今あ
たは回答しているわけであります。

金の納付が事業主の任意の寄附であることを認識した上で行政指導をするという姿勢が到底うかがうことができなかつたことなどから、本来、任意に寄附金の納付を求める行政指導の限度を超えるものであり、違法な公権力の行使であるといふふうにされたものでござります。

○説明員(今仲康之君)　この指導要綱に従わない場合の措置ということでござりますけれども、先ほども最高裁判所の判決であらわれましたような形で言つてもまだ一割もが残つてゐるというのを丸一年以上存置でいるというのは、自治省を怠慢じやありませんか。

発者に開発利益に応じた適切な負担を求めるべきとされていますことからも、それが合理的な範囲のものである限り妥当なものと考えておるところでございます。

実態の把握をどういうふうにして自治省はこれからやるのか。個々の業者が政治家なりだれか依頼してこんなことは困るじやないかと言わな限り、あなたたちのところでそういう実態の情

こうしたことから、宅地開発等指導要綱に従わない場合の措置ということにつきましては、最高裁判所の判決を踏まえまして、見直しを図ることが必要なものにつきまして、自治省として要綱に

ものにつきましては見直しの是正についての要請をさらに行ってまいるというふうに申し上げましたように、こういった最高裁判所の判決の中身といたしまして、それに対する対応を十分見きわめまして、

自治省といたしましては、寄附金等の内容及び取り扱いにつきまして、当該寄附金等の目的及び使途の明確化に配意するとともに、当該市町村をおきます公共公益施設の整備計画との整合性を考慮し、あわせまして関連公共公益施設整備に係ります各種の財政措置の活用等をしんしゃくしてもらいまして、長期的な財政収支の状況等を勘案しつつ、当該開発事業による受益と負担の程度等に

はどのようにして入手されるのかということを
えますと、今の答弁は極めて規制緩和に関する
代の流れに逆行し、政府の前倒しをしてまでや
うとする規制緩和の実態に逆行しているような
象を強く受けていることで、自治省としては
うちよつとこの問題について、たとえ土地政策
議会がそう言おうと、あるいは土地基本法の十
条にその旨が書いてあるからといってそれに安

りたいと考えております。
○服部三男雄君 今の、武蔵野判決の指導要綱に
従わない場合の制裁措置を定めているというの
は、例えば、上下水道の給水契約を行わないとか
あるいは都計法三十二条の同意協議を行わない、
道路を供用開始させないとか、開発許可者への申
達、実際に時間を延ばしたり、実際許可しながら

応というものはございませんし、利害の方では是正を図っていくというふうに考えております。
○服部三男雄君 もう一つ、大いに問題になるのは、開発をする場合、都計法とかいろいろな法律で定めている技術基準を自治体の特殊事情によつて強化していることがよくある。
例えば公園なんかの場合に、三千平米未満の開発についても公園をつくりなさい、開発区域の

お尋ねをしたいと思います。

もさると、さらには閣議後の懇談で議論する中で政府としての方針を各省で実現するよう努めを要請するというような形でやつぱりやらざるを得ないわけあります。

しかし、そういう形でありますても、今回の場合、この規制緩和は村山内閣の重要な課題だということを各省の大臣も十分認識をいたいて、それがなりの努力をしていただいたというふうに私は思っております。

ただ、これに対しましては、内外からさまざまな意見のあることは私も承知をいたしております。しかし、今回のこの計画で内外とも高く評価をいたいでいるのは、透明性を確保してこの計画を策定する仕事を進めたという点です。三月十日に中間報告を提出いたいで、三月の十三日でございますが、在外公館の方々にお集まりをいただいて外務省と総務省とで中間報告の内容を詳細説明する、また意見も承る等々のことを積み重ねて進めた、透明性を確保するという点でこの作業を進めたという点は高く評価いただいていると思います。

それからまた、今後ともこれで終わりといううとではなくて、先ほど宮崎委員にもお答えいたしましたように、内外からの要望をさらに承り、毎年見直し、改定というローリング作業を進めていく。そのための機関としては行政改革委員会が監視、勧告というような権限もあって、その仕事にさらに力を注いでいたくという点につきましては、これは随分評価をいたいでいると思う次第でございます。したがいまして、これに終わることなく、今後さらに毎年見直し、要望にこたえるという形で対応いたしてまいりたいと存じます。

○今井澄君 いさか残念なことであります。

さて円高ですけれども一ドル八十円台、一時は

この発表の後も七十九円何がしというふうなこと

でとまらなかつたわけです。まず第一は、四月十

四日の緊急対策でこの五ヵ年計画を三ヵ年計画に

前倒しをするということをされたわけですから

も、この前倒しの具体的な内容についてちょつと

お尋ねをしたいと思います。

と申しますのは、私もこれずっと見てみたんですが、項目の勘定の仕方がどうも悪くて、一括で項目と勘定すると千九十一じゃなくて、私の勘定間違いか千二十八なんですが、その細かいことはどちらでもいいとして、これを検討しますと六割、六百二十八件が平成七年度に実行することになります。そうすると、これは今さら前倒しも何もないわけで、予定どおりやるということにしておきます。

ただ、どこを拾つたらいいのかと思って見て見ていまして、平成十年度、十一年度ということも見るわけで、どこを拾つたらいいのかと思つて見ていまして、今なお議論を尽くした上で、何も知らないわけで、予定どおりやるということを見ていきますと、項目数としてわずか三十八項目、全体の四%弱なんです。

しかし、ちょっと中を見ますと結構大物があります。大店法の見直しの問題とか、それから電気用品や建築資材、そういうものの国際標準化、自動車の型式指定の国際単位化 JIS、JAS の問題とか、いろいろ入つているんです。そうしますと、そもそもこの五ヵ年計画がそういう重要な問題を先送りしていたということが、先ほど問題にもあります。ちょっとと五ヵ年計画評判が悪かったことなどなぞというふうにも思えるわけになります。

それからまた、今後ともこれで終わりといううとではなくて、先ほど宮崎委員にもお答えいたしましたように、内外からの要望をさらに承り、毎年見直し、改定というローリング作業を進めていく。そのための機関としては行政改革委員会が監視、勧告というような権限もあって、その仕事にさらに力を注いでいたくという点につきましては、これは随分評価をいたいでいると思う次第でございます。したがいまして、これに終わることなく、今後さらに毎年見直し、要望にこたえるという形で対応いたしてまいりたいと存じます。

○今井澄君 いさか残念なことであります。

さて円高ですけれども一ドル八十円台、一時は

この発表の後も七十九円何がしというふうなこと

でとまらなかつたわけです。まず第一は、四月十

四日の緊急対策でこの五ヵ年計画を三ヵ年計画に

前倒しをするということをされたわけですから

も、この前倒しの具体的な内容についてちょつと

お尋ねをしたいと思います。

ただ、この内外からの御意見、御要望の中に、今回の規制緩和計画では措置困難ということで盛り込めなかつたもの、対応が困難であるという結論になつたものもあるわけでございます。これらにつきましては、例えば関係団体の間でそれぞれ間違いか千二十八なんですが、その細かいことはどちらでもいいとして、これを検討しますと六割、六百二十八件が平成七年度に実行することになります。そうすると、これは今さら前倒しも何もないわけで、予定どおりやるということを見ていきますと、項目数としてわずか三十八項目、全体の四%弱なんです。

しかし、ちょっと中を見ますと結構大物があります。大店法の見直しの問題とか、それから電気用品や建築資材、そういうものの国際標準化、自動車の型式指定の国際単位化 JIS、JAS の問題とか、いろいろ入つているんです。そうしますと、そもそもこの五ヵ年計画がそういう重要な問題を先送りしていたということが、先ほど問題にもあります。ちょっとと五ヵ年計画評判が悪かったことなどなぞというふうにも思えるわけになります。

それからまた、今後ともこれで終わりといううとではなくて、先ほど宮崎委員にもお答えいたしましたように、内外からの要望をさらに承り、毎年見直し、改定というローリング作業を進めていく。そのための機関としては行政改革委員会が監視、勧告というような権限もあって、その仕事にさらに力を注いでいたくという点につきましては、これは随分評価をいたいでいると思う次第でございます。したがいまして、これに終わることなく、今後さらに毎年見直し、要望にこたえるという形で対応いたしてまいりたいと存じます。

○政府委員(陶山皓君) 大臣からもお答えがございましたように、現段階で対応可能なぎりぎりの規制緩和の具体的な措置内容について取りまとめておられます。

○今井澄君 いさか残念なことであります。

さて円高ですけれども一ドル八十円台、一時は

この発表の後も七十九円何がしというふうなこと

でとまらなかつたわけです。まず第一は、四月十

四日の緊急対策でこの五ヵ年計画を三ヵ年計画に

前倒しをするということをされたわけですから

も、この前倒しの具体的な内容についてちょつと

お尋ねをしたいと思います。

と申しますのは、私もこれずっと見てみたんですが、項目の勘定の仕方がどうも悪くて、私の勘定間違いか千二十八なんですが、その細かいことはどちらでもいいとして、これを検討しますと六割、六百二十八件が平成七年度に実行することになります。そうすると、これは今さら前倒しも何もないわけで、予定どおりやるということを見ていきますと、項目数としてわずか三十八項目、全体の四%弱なんです。

しかし、ちょっと中を見ますと結構大物があります。大店法の見直しの問題とか、それから電気用品や建築資材、そういうものの国際標準化、自動車の型式指定の国際単位化 JIS、JAS の問題とか、いろいろ入つているんです。そうしますと、そもそもこの五ヵ年計画がそういう重要な問題を先送りしていたということが、先ほど問題にもあります。ちょっとと五ヵ年計画評判が悪かったことなどなぞというふうにも思えるわけになります。

それからまた、今後ともこれで終わりといううとではなくて、先ほど宮崎委員にもお答えいたしましたように、内外からの要望をさらに承り、毎年見直し、改定というローリング作業を進めていく。そのための機関としては行政改革委員会が監視、勧告というような権限もあって、その仕事にさらに力を注いでいたくという点につきましては、これは随分評価をいたいでいると思う次第でございます。したがいまして、これに終わることなく、今後さらに毎年見直し、要望にこたえるという形で対応いたしてまいりたいと存じます。

○政府委員(陶山皓君) 大臣からもお答えがございましたように、現段階で対応可能なぎりぎりの規制緩和の具体的な措置内容について取りまとめておられます。

○今井澄君 いさか残念なことであります。

さて円高ですけれども一ドル八十円台、一時は

この発表の後も七十九円何がしというふうなこと

でとまらなかつたわけです。まず第一は、四月十

四日の緊急対策でこの五ヵ年計画を三ヵ年計画に

前倒しをするということをされたわけですから

も、この前倒しの具体的な内容についてちょつと

お尋ねをしたいと思います。

たゞ、この内外からの御意見、御要望の中に、

いうことにはなりました。いずれにせよ、そのよ

うな形になつたのは、関係経済団体の意見がやつ

り込めたもの、対応が困難であるという結論になつたものもあるわけでございます。これらにつきましては、例え関係団体の間でそれぞれ

お立場お立場で意見が相対立するというような

問題につきましては、例え関係団体の間でそれぞれ

害を受けたわけじゃありませんね。

法から何かいろいろ厳しく過ぎるんではないかと、そんなようなことからも、もう日本の建築基準いうことで、この中にもいろいろあります、この五ヵ年計画に盛り込まれた以外、住宅に関してはもっとともっと取り上げるべきものがあるんではないか、あるいはこの中に含まれているものでも積極的に緊急にやるべきことがあるんではないかと思うんですが、いかがでしようか。

○説明員^{稗田祐史君} 住宅、土地に係る規制に

つきましては、安全の確保、災害の防止、環境の保全や良好な町並みの形成等を目的とするいわゆる社会的規制が中心でございますが、これらの規制についても、規制の本来の目的の確保に十分配慮しつつ、絶えず的確な見直しを行うことが必要であると認識をいたしております。

今回の規制緩和推進計画の取りまとめに当たりましても、規制緩和に関する内外からの意見、要望の把握に努めた上で、こうした考え方によらし、現行の規制を緩和することが合理的と判断された項目についてはすべて計画に盛り込んだところでございます。

例えば、今の輸入の関係で申し上げますれば、海外の建設資材の導入の円滑化の観点から、性能評価に係る相互認証制度の導入、それから建築資材について諸外国の規格基準に適合し、ツーバイフォー工法の要求性能を満たす建築資材の通則的受け入れ等を行うこととしております。

今後も、規制緩和推進計画に沿って住宅分野の規制緩和の推進に積極的に取り組んでいくこととしております。

○今井澄君 今の御答弁の中に社会的規制の安全性とか何かが多いと言つんだけれども、必ずしもそうでもないということがこれは指摘されていると思ひます。

例えれば町づくりという意味で、生活環境とかあるいは環境に配慮した、そういう意味の規制といふのは、私はさつきの質疑をお聞きしても大事だなと思うんですけども、しかし、安全生といふ名

のもとに余りにも過剰な規制が実は行われているんだということです。このことはやっぱり大きく見直していくかなければならぬんじないかといふうに思いますので、御意見を申し上げます。

と同時に、たまたま、「規制緩和で伸びる住宅・医療・情報通信 ニュービジネス白書」という本がありまして、これが通産省産業政策局サービス産業課監修になつておりますね。この中で、住宅と医療と情報通信、この三つが特に取り上げられておりまして、特に住宅の問題は、そういう住宅

プロパーの問題のほかに、まず輸入にかかる関税の問題であるとか、それからその他周辺的にもいろいろな問題がある。あるいは建設省所管の問題でも規格認定がいろいろあるわけです。こういうもののを民活で民間団体にやってもらっている。こういうものに物すごい手間とコストがかかっているということがありまして、単に建築基準法の問題だけではない、総合的に取り組まなければならないということも指摘されておりますので、ぜひこれはまた総務省の方としても、建築の問題は建設省だということではなく、総合的にお取り組みいただければ、日本国民が豊かでゆとりある生活ができる。住というのは非常に大事ですし、サギ小屋などと批判されている、このことについてお取り組みを願いたいと思います。

二番目に、新産業創出と其特徴の問題について
でちょっとまた個別にお尋ねしたいと思います。
新産業を創出するためにはいろんな整備がこれ
もまた必要だと思います、法的な整備。今度もベ
ンチャービジネスの育成法ができたりいろいろあ
りますが、あと融資制度とか税制上の問題もある
と思いますが、基本的にはやっぱりこれは産業が
自分の力で、自助努力で頑張っていくということ
を支援するような金融証券制度の改善とか拡充が
必要だと私は思っていますし、これもこの五カ
年計画の中にちゃんと入ってはいるんです。

株式の登録基準を見直して緩和していくという方向が出て、るわけであります。確かにいろいろな問題も新規に出ておりますけれども、店頭登録

見てみると、日本では創業してから店頭登録さ

れるまでに平均して約二十七年。アメリカではそれが約五年ぐらいですね。創業して株式を公開して、そこから資金を集めることがなかなかできないということが日本の問題だと思います。それから、それも形式基準だけじゃなく、実質基準というのが非常に高めに設定されているということですね。こういう問題について今取り組みが行われつつあると思いますけれども、その取り組みについてちょっと具体的にお話ししたい。

もう一つ、これは研究開発型、知識集約型に絞るようになつてゐるんですね。とりあえず特例としてやつっていくという方向で今検討が進んでゐるところですが、むしろ規制緩和の方向は、経済的規制は原則自由、例外規制という原則が確認されているはずなんですね。それなのに、なぜかよつと窓口をあけようという考え方でやるのか。新産業創出だつたら、何も知識育成型とかそんなのに限らず、お役所で考える以上に自分たちで考えて新産業やつていくんですね、もつと自由にしたらいいんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○説明員(藤原隆君) お答え申し上げます。
今、先生御指摘のベンチャーエンタープライズの育成のため
の店頭市場の整備ということにつきましては、私
どもいたしましても、店頭市場の整備拡大とい
ふことが、ベンチャーエンタープライズを含めました企業の資
金調達にとつて極めて重要であるということは十分
認識いたしております。したがいまして、今先
生も御指摘の店頭登録制度についての見直しとい
うのを現在進めておるところでございます。

具体的には、一つは本年四月から、これまで週
三社から五社といったおりました週当たりの公
開会社数の制限、これを撤廃いたしました。もう
一つは、今御議論になつております、現行の基準

ではなかなか公開が難しいというふうに考えられ
ております研究開発型でありますとかあるいは知
識集約型、こういう事業につきましては、今の基
準ではなかなか准じて、なかなか公開できないこと

いうことでござりますので、そういうような新規事業を実施する企業につきまして、投資家保護にも配意しつつ、その店頭登録基準の特則を設けるという方向で今検討を進めておるところでござります。具体的には、この特則の企業の範囲でありますとかあるいは内容等につきましては、日本証券業協会の方で現在検討が進められておりまして、本年の六月を目途に結論を得たいというような検討を進めております。

それから、こういう方向ではなくて一般的な方

向としてやるべきではなかろうかということですが、現在の店頭登録基準と申しますのは、アメリカのNASDAQと比べましてもほとんど同じ、ほぼ同水準の数字でございまして、こういうところでなかなかそれを全般的に下げるというのは難しい。今申し上げましたような研究開発型企業でありますとか、こういうものにつきましては、なかなかその基準ですら達成するのが難しい。したがって、こういうものについては何らかの手当てをする方向で考える必要があるという方向で現在検討が進められております。

○今井澄君 今、NASDAQとほとんど同じと言いましたけれども、これは違うんですね。そもそも、資産要件ということについては、これは似たり寄つたりというふうに考えていいと思うんですけど、日本では利益ということを、既にすれども、日本では利益ということを、既に利益を上げているということを前提としているわけでしょう。そのところが大きな違いなんですよ。今赤字であっても何であっても、それは創業期の企業やベンチャーというのは、まさにこれからへの問題なんですね。それだからこそ、そこからいろいろ流れることにベンチャーキャピタルがいろいろ流れようにしてあげることが大事なんだと思うんです。

それが一つと、さつき何かどうもお答えが余りはつきりしなかつたんですが、特則という方法について、私は、そうじやなくて原則自由にしたらいいじゃないかと。通産省も、新産業というの

は幾つあるんだろうということで、例えば八つなんというのを出していますよね。だけれども、これはやっぱり霞が闇で考へた問題であって、現場の商売で考へれば八つなんていうものじやなくて、いろいろあると思うんですね。

そういう意味からいって、やっぱり原則ゼロベースからスタートするという方向でいくべきなんじやないか、特則ということではないんじやないかとさつき申し上げたんですが、その辺についてももう一度。

○説明員(藤原隆君) NASDAQと日本の店頭登録の基準の相違でございますが、これは詳細に説明いたしますとちょっと長くなるのでございませんが、いわゆるNASDAQと申しますものの中には三つの選択の基準がございます。これは、先生御案内のように、スマートキヤップという一番緩いものから、いわば日本の上場企業で言えば一部に相当するような、ナショナルマーケットシステム、選択肢一とか選択肢二とかいうのがございます。大宗はこのナショナルマーケットシステムの方でございますが、これと私どもの方の店頭登録基準を全体として見てみると、例えば純資産でありますとか総資産区々でございますけれども、総じて見ますとほぼ同様である、この基準につきましてはほぼ同じであるということは、産業界初め通産省の方もこれはお認めいただいているところでございます。

ただ、先生も今御指摘のように、実質基準と形式基準というお話をございました。確かに形式基準、これはNASDAQと同様でございます。実質基準という言葉がいいのかどうかわかりませんが、実質基準というのについて申し上げますと、私ども、例えば国とかあるいは証券業協会がこれ以上の基準を設けて業界に対して強いているといふことは全くございません。ただ、個々の証券会社はこの最低の基準を上回るところで基準を引いています、これも事実でございます。

ただ、これはその証券会社が自分の経営能力といいますかあるいはその経営判断と申しますか、

あるいはリスクテーク能力と申しますか、そういうのを個々に勘案いたしまして、自分の会社であればこのぐらいのところを引き受けられると、そういう意味からいって、やっぱり原則ゼロベースからスタートするという方向でいくべきなんじやないか、特則ということではないんじやないかとさつき申し上げたんですが、その辺についてももう一度。

○説明員(藤原隆君) NASDAQと日本の店頭登録の基準の相違でございますが、これは詳細に説明いたしますとちょっと長くなるのでございませんが、いわゆるNASDAQと申しますものの中には三つの選択の基準がございます。これは、先生御案内のように、スマートキヤップという一番緩いものから、いわば日本の上場企業で言えば一部に相当するような、ナショナルマーケットシステム、選択肢一とか選択肢二とかいうのがござります。大宗はこのナショナルマーケットシステムの方でございますが、これと私どもの方の店頭登録基準を全体として見てみると、例えば純資産でありますとか総資産区々でございますけれども、総じて見ますとほぼ同様である、この基準につきましてはほぼ同じであるということは、産業界初め通産省の方もこれはお認めいただいているところでございます。

○今井澄君 これはもう時間がないんで議論はできませんが、たまたま私の手元にある三和総研の「ベンチャー企業の現状と育成策の課題」というレポートを見ますと、株式の未公開企業四百五十五社をサンプル調査して、NASDAQの基準でやると七一%の企業が公開可能だと。ところが日本の基準、実質基準でやると二三%の企業しか公開が可能でない、三倍も違うという報告も出ているわけで、一層の努力をお願いしたいと思います。

さて、時間がなくなってきたので最後まとめてお尋ねたいと思います。

規制緩和というのは、特に今、世界全体の経済も変わり日本経済も構造改革をやって変わっていることは全くございません。ただ、個々の証券会社はこの最低の基準を上回るところで基準を引いています、これも事実でございます。

ただ、これはその証券会社が自分の経営能力といいますかあるいはその経営判断と申しますか、

を保護する意味でも重要なことが二つある。一つは情報公開ですね。もう一つは独禁法の運用強化。この二つだと思います。

情報公開については、公のものではなくて、企業の情報公開、これが必要だと思うんですけども、これについての進め方や何か具体策があればお尋ねしたいというのが一点。

それからもう一点は、独禁法の運用強化、公取の強化ということが盛んに言われ、隣に座つている同僚の峰崎議員も予算委員会でもそれを主張しましたとありますけれども、私の印象ではどう

お尋ねしたいと思います。

○今井澄君 終わります。

○広中和歌子君 同僚議員のすばらしい質問を伺っておりますが、私も、少し重なるところがありますが、それを避けながら御質問させていただきたいと思います。

二十一世紀に向けた我が国の経済の活性化、国民生活の質の向上、対外摩擦の原因になつていておりますが、それを避けながら御質問させていただきますが、それを受けながら御質問させていただきます。

うしても上の方からとつていかざるを得なくなつたというようなこともございまして、そういう関係があるということで御理解いただきたいと存じます。

○今井澄君 これはもう時間がないんで議論はできませんが、たまたま私の手元にある三和総研の「ベンチャー企業の現状と育成策の課題」という

レポートを見ますと、株式の未公開企業四百五十五社をサンプル調査して、NASDAQの基準でやると七一%の企業が公開可能だと。ところが日本の基準、実質基準でやると二三%の企業しか公開が可能でない、三倍も違うという報告も出ているわけで、一層の努力をお願いしたいと思いま

す。

○國務大臣(山口鶴男君) 御指摘のとおり、現代の企業におきましては、多くの関係者、株主、債権者、投資家、従業員、消費者、国家、地域社会など、こういったものを有しておるわけでございまして、有用な企業情報を公にすることは企業の経営責任を果たすために必要であると認識をいたしております。

このために、証券取引法、商法等に基づきまして、有価証券報告書や財務諸表などの作成が義務づけられているところでございますが、社会経済の変化を踏まえまして、引き続き関係省庁においてさらに公開のために適切な措置を講ずることが望ましいと思っております。

また、独禁法の問題に関しては、今回決めました五ヵ年計画の中におきまして、独禁法の厳格な運用を確保するためには、公正取引委員会の組織、人員についても十分強化することをやろうであります。この点は御指摘のとおり、独禁法の厳格な運用、公正な競争が確保されますように政府としても対処いたしたい、かように考えておるところでございます。

○國務大臣(山口鶴男君) 規制緩和推進五ヵ年計画につきましては、これは前内閣の際にもそのような決定がございました。村山内閣が成立をいたしました昨年の七月、前内閣の決定をも尊重いたしました、年度末までに五ヵ年間の規制緩和推進計画を決定するということを閣議で決定いたしました。その上に立ちまして、内外からの意見を聴

取する、中間報告を報告し、さらにまた意見を承るという透明性を確保する手続をとりました上で、三月三十一日、閣議決定どおりに策定をいたしました次第でございます。

しかし、その後一ドルが八十円を切るような異常な円高が進行いたしましたので、これに対して緊急経済対策を確立せねばならぬということになりました。関係閣僚で議論をいたしました。また、政府・与党におきましても幹部の皆さん方が御議論いただきまして、そういう中で、この際やはり異常な事態に対処するためには異常な決定をしなきやいかぬということで、三月三十一日に五ヵ年計画の計画を閣議決定を尊重して決めたわけでござりますが、これを三年前に倒しするということを決めた次第でございまして、そういう意味では、ぎりぎりの努力をして、三月三十一日に五ヵ年計画の決定をし、異常な事態に対処するためには前倒しをしたということでございます。

○広中和歌子君 ともかくこの規制緩和、出発点として一応評価いたしますけれども、それを実効あらしめるためには、規制緩和だけではなくて、旧来のいわゆる日本の商慣行、そういうものにメスを入れなければならぬ、そういうふうに思うわけでございます。

独禁法の運用強化というようなことで公取の活躍が期待されるわけですが、公取の方にいらしていただいているので、お答えをいただきたいと思います。

ただいま総務庁長官のお答えの中で、公取の役割を強化するというようなことがございましたけれども、現状におきまして、そして新しい規制緩和を受けまして、現在の体制でできるのだろうかということ、そして具体的にどのような体質強化がなされるのか、それをお伺いしたいと思ひます。

○説明員(上杉秋則君) 御説明申し上げます。

規制緩和が進みますと、自己責任及び市場原理に基づく自由な事業活動が行われることとなりまして、市場経渋の基本ルールである独禁法の適用分野が拡大されることとなります。したがいまし

て、私たちもが独占禁止法に違反する行為に対しまして厳正かつ積極的に対処する必要性が高まるとしているふうに認識いたしております。

例えて言えば、長年規制下にありました産業では規制緩和後におきましても協調的な行動がとられやすいと考えられますし、それから規制緩和が進展する中で、例えば事業者団体の活動が従来の公的規制にかわって事業者の競争を制限したり新規参入を阻害したりというおそれもございます。それから、規制緩和後におきまして、規制にかわって競争制限的な行政指導が行われることのないよう、私たちもガイドラインを発表いたしておりますけれども、これに基づきまして関係省庁と事前に調整を図っていくという活動も重要なになっていくかと考えております。このような取り組みを進めることによりまして、規制緩和の市場において規制にかわって競争制限が行われることのないよう、つまり規制緩和の実が失われることのないよう努めているのが私たちの重要な施策ではないかと考えております。

このような規制緩和の進展に伴つて競争政策の徹底を図るためには、やはり公正取引委員会の組織、人員等の面で体制強化を図る必要があると考えております。公正取引委員会といたしましては、機構、定員等の拡充強化を図るために関係方面の一層の理解を得られるように努めてまいりたいと考えている次第でございます。

○広中和歌子君 理解を得たいとこころでお答えは終わっているわけですから、ぜひこの点に関しまして頑張っていただきたいと思います。そして、総務庁の御協力もぜひ得たい、そのよううに要望しております。

次に、労働省関係の方に来ていただきておりますけれども、現在、経済の低迷が続く中で、希望退職者の募集などの雇用調整が行われているなど、非常に厳しい状況が続いております。

社内の失業者、いわゆる社内失業というんですか、現在失業してなくても、もしもかしたら失業をするんじゃないかといったような不安を抱えています。

現在までのところ、労働省は、失業したときに行つて職業を世話をいただく、それもただで、無料でやつていただくということで、それはよろしくお願いします。

この理由でございますが、派遣につきましては、専門的な知識あるいは技術を必要とする業種に限らず、また派遣につきましては十六業務が今認められておるところでございます。

○説明員(森山寛君) この紹介につきましては、専門的な知識を必要とする業種に限らず、派遣につきましては、その職業あるいは適用対象業務につきまして、規制緩和の観点から拡大すべきではありません。そこで、この雇用情勢に対する対策といふものを進めたいこうということにしておるところでございまして、また派遣につきましては十分承知をしているところでございまして、この職業とか対象業務のあり方につきましては、やはり我が国全体の労働力需給をどう考へていくか、あるいは労働者の保護、例えば派遣につきましては雇用する者と指揮命令する者が違うという特殊な形態にあるという中での労働者の保護をどう考へていくかというふうなこと等々の問題がございます。そういう労働者の保護をどう考へるかというふうなことも十分留意をしていく必要があります。

さて、この職業とか対象業務のあり方につきましては、やはり我が国全体の労働力需給をどう考へていくか、あるいは労働者の保護、例えば派遣につきましては雇用する者と指揮命令する者が違うという特殊な形態にあるという中での労働者の保護をどう考へていくかというふうなこと等々の問題がございます。そういう労働者の保護をどう考へるかというふうなことを十分留意をしていく必

このために、労働省としましては、昨年の十一月より、中央職業安定審議会の中に民間労働力需給制度小委員会といふのがございますけれども、そこで検討をお願いしているところでございまして、この審議結果を踏まえながら、今後必要な見直しというものを行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○広中和歌子君 私はぜひ自由化の方向で御検討いただきたいと思います。というのは、確かに人の職業を守るという点では、終戦直後、非常に大切な部分もあつたと思いますけれども、そして今までずっと公的な職業安定所のお役目、それは十分評価いたしますけれども、今、二十一世紀に向かまして、非常に職業も多様化し、新しい職種も出てきておりますし、また働き方も変わっています。繰り返しになりますけれども、そういう中で大胆な見直しをぜひお願いしたいと思います。

それから、生命保険料についてお伺いいたしました

規制緩和推進計画によりますと、保険の商品、料率の認可制の見直しが入っております。「保険制度改定の一環として、保険の商品約款・料率の算出方法の認可制について、契約者保護の面に留意しつつ、届出制の導入、拡大を図る。」と記されておりますけれども、具体的にどう緩和されるのかお伺いいたします。

○説明員(滝本豊水君) 現行の保険業法におきまして、生命保険料率につきましては、各社個別に認めを受けましたいわゆる基礎書類、これは「保険料及責任準備金算出方法書」と申しますが、これに基づき決定しておりますけれども、時代に即応した規制緩和の推進という観点から、現在国において審議をお願いしております改正保険法案の中では、認可制から届け出制への移行を提案申し上げているところでございます。具体的に申し上げますと、保険契約者等の保護に欠けるおそれがないと判断される保険分野につきましては認可制を緩和し、届け出制に移行することとしております。その具体的な内容につきましては、

現在検討しているところでありまして、法律施行までには固めたいと思っております。

○広中和歌子君 認可制がこれから届け出制にかかりまして、現状では非常に横並びというところがありますが、現状では非常に横並びというところがあるわけですね。それについてはどう思われますか。行政指導があるんでございましょうか。

○説明員(滝本豊水君) 生命保険料率につきましては、やや専門的になりますけれども、将来の死亡事故の発生の見込みであります予定死亡率というもの、それから保険会社の事業運営の経費に当たる部分の予定事業費率というものが、それから将来にわたります運用収益の見込みであります予定利率という三つの基礎率に基づいて算出されておりまして、このうち予定死亡率といいますのは、生命保険協会が各社から収集しました客観的な統計データに基づいた死亡率といいます会社生命表といふものがございまして、大数の法則が働くようになります。それが、多くの数のデータを集める必要があるという保険数理の観点から、各社はこの生命表を使用するのが合理的であるという判断からこれを使用している。この死亡率につきましては、客観的なデータに基づいて作成されているものでありますて、大きく異なるものではないと考えております。

また、予定事業費率につきましては、各社の事業費の実績に基づきまして、各社の経営判断により設定されておりますし、予定利率につきましても、各社が将来の運用収益の見通し等に基づいて当局に届け出で設定しているところであります

して、生命保険料率につきましては、保障する内容がそれぞれ区々に異なっているということでおざいまして、保険料もそれに応じて異なっているということをございまして、各社が横並びということではないのではないかと考えております。

○広中和歌子君 私、専門家じゃないからわかりませんけれども、事実上横並びなんだそうです。確かに一つしやるよう、予定死亡率といふのはどこの会社でも同じ数字を使ふんだろうと思いまども、事業内容とかそれから利益をどのよ

うに出していくかというのは各社競争があつてもいいんじゃないかと思いますけれども、横並びとこれはどうもおかしいなと思います。

それから、基礎資料としての予定死亡率その他があるわけですね。それについてはどう思われますけれども、これはいつごろの資料を使っていらっしゃるんですか。

○説明員(滝本豊水君) ただいま御指摘の死亡率ではございますけれども、先ほど御説明いたしました生命保険協会が各社から収集しました客観的な統計データに基づいて作成しました死亡率につきましての会社生命表といふものがありまして、現在は、直近のものは、平成元年に第五回全会社生命表といふものが公表されておりまして、各社はこの生命表を使うのが合理的であるという判断に基づいて、各社はこれを使用しているということをございます。

○広中和歌子君 平成元年のをお使いになつていませんですか。ともかく死亡率というのがどんどん減つております。ともかく日本は世界最高の長寿国でござります。

それで、この保険料なんですけれども、世界のほかの国と比べて保険料といふのは高いのか、安いのかということが一点。そして、今度その保険料率を上げようということになつていますね。これも横並びで上がっていくのじゃないかと思いますけれども、この保険料率を上げる理由といふのはどうなんでしょうか、伺います。

○説明員(滝本豊水君) 諸外国との比較でございまして、生命保険各社の商品につきましては、保障す

る内容がそれぞれ区々に異なっているということでおざいまして、保険料もそれそれに応じて異なっているということをございまして、各社が横並びということではないかと考えております。

○広中和歌子君 私はぜひとも、専門家じゃないからわかりませんけれども、事実上横並びなんだそうです。確かに一つしやるよう、予定死亡率といふのはどこの会社でも同じ数字を使ふんだろうと思いまども、事業内容とかそれから利益をどのよ

うに出していくかというのは、先ほど申し上げました将来にわたつての運用収入を見込んで設定しております予定利率といふものがござりますけれども、最近のような低金利局面においては、予定利率といふのが相対的に低く設定されています。予定利率といふのが相対的に低いことになつております。

それから、保険料の値上げでございますけれども、それは直ちに今御指摘の運用の損失がス

トレーントに保険料に転嫁されているということではございませんけれども、生命保険料の計算基礎の一つとしての市場の国際化に役立てていただきたい、そのように要望しつつ、お答えを期待いたします。

○説明員(滝本豊水君) 若干繰り返しになりますけれども、生命保険料率につきましては、私は、損害保険料率につきましては諸外国と比べて相当地低い料率になつてゐることは確かでござりますけれども、記憶している限りでは、損害保険料率につきましては、私

の記憶している限りでは、いろんな商品がございましてそれほど大差がなかつたのではないかと記憶しております。細かいデータはちょっとございません。

それから保険料の値上げでございますけれども、保険料を値上げするにはいろんな要素がある

はございませんし、現在、既に生命保険会社が販売している個人保険等につきましては将来にわたくつて変わらない保険料で保障を約束しておりますので、一たん締結された契約につきまして事後に運用環境の変化等によつて損失が発生したとしても、その予定期率を変更する等によつて運用の損失を保険料に転嫁するという仕組みにはなつております。

○広中和歌子君 終わります。

○小島慶三君 規制緩和の問題が大合唱になりまして、政府の重要施策の最右翼といいますか、そこに置かれていると。総務省としては大変な努力で規制緩和の全体のプログラムをおまとめになつたということについて、私、高くその御努力を評価するものでございます。本日も長官、統いて御苦労までございます。

私、伺いたいことは実は山ほどありますし、もう何日かけても終わらないと思うんですけども、与えられた時間が十分でございますので、ごく簡単に一、二問お伺いをして責めを果たしたいと思います。

それで初めに、今までの行政の結果として例えばその役割を終えたような規制、それから硬直化したような規制、それから社会の価値観の変化によって意味のなくなつた規制、たくさんそういうものはあると思います。そういうものを大幅に整理されるという必要はあると思うんですが、反面こういうことも考えてみたいと思うのでございます。

それは、一九七〇年代から先進各国に噴出したいろんな問題、例えば環境問題、あるいは生態系の問題、あるいは資源の問題、エネルギーの問題、それから廃棄物の問題、いろいろなそいつた変化の与える影響、これが一齊に噴出をしたのが一九七〇年代だったと思ふんですけれども、これに対する規制というのも随分多岐多様にわかつて今まで国会でも取り上げ、立法化し、そして今の全体の社会の仕組み

はございませんし、現在、既に生命保険会社が販売している個人保険等につきましては将来にわたくつて変わらない保険料で保障を約束しておりますので、一たん締結された契約につきまして事後に運用環境の変化等によつて損失が発生したとしても、その予定期率を変更する等によつて運用の損失を保険料に転嫁するという仕組みにはなつております。

そういう点を考えますと、これは近代文明のツケといいますか、そういう性質のものであろうと思うのであります。これは規制といえば一言に何でも全部が悪いと、だから経済的規制は原則自由であるというふうなことがこのプログラムにも書かれておるんですけども、これは少し違うんじゃないかと私は思っております。諸先生と御意見が違うかもしれませんか、こういったやはり先進国病といいますか、そういうものに対する規制あるいは地球環境重視の点から新しく生まれてきた規制というのは、これは今後も大変重要な意味を持つというふうに思つております。

それで、それにもかかわらず規制緩和であれば何でも片づくようなそういう議論が横行しているというのは、これは私は言わせてみると、規制緩和をすればもう全部の問題が片づくと考えるのはこれはいわば幻想である。厳しい言葉でされども、そういうふうに言わざるを得ない。幻想をもたらしたのは、これはいわゆる市場神話であると思うのであります。この市場神話に対する反省がなくて規制緩和だけを言うというのは方違いである、私はそういうふうに思つております。

そういうふうに思つておきます。この市場神話に対する規制緩和だけを言つておられるのではございませんし、ある意味でございまして、御指摘の社会的規制につきましては、これは経済的規制とはやや異なる問題として私どもとしては対処いたしている次第であります。

○小島慶三君 ありがとうございました。この問題はちょっとまだ私、今の経済的規制と社会的規制の分け方その他についてお伺いしたい点があるんですけれども、時間がもう数分しかございませんので次に移りたいと思います。

これは質問といいますかお願いといいますか、そういう性質のものだと思うんですが、長官も大変苦労しておられると思うのですが、御承知のようにことしの初めから日本は阪神の大災害、円高、そしてサリンという二大災害というか、こういうものに見舞われておる最中でございまして、これに対する危機管理意識の高揚と危機管理体制

の大部分を担つてゐる、そういう規制がかなりあるんだと私は思つております。

そういう問題が一齊に出できましたのは、これはいわば市場の欠陥というところから起つてきただけであります。したがつて、市場の欠陥に対する規制というものはその責めをカバーしているということだと思います。

そういう点を考えますと、これは近代文明のツケといいますか、そういう性質のものであろうと思うのであります。これは規制といえば一言に何でも全部が悪いと、だから経済的規制は原則自由であるというふうなことがこのプログラムにも書かれておるんですけども、これは少し違うんじゃないかと私は思っております。諸先生と御意見が違うかもしれませんか、こういったやはり先進国病といいますか、そういうものに対する規制あるいは地球環境重視の点から新しく生まれてきた規制というのは、これは今後も大変重要な意味を持つというふうに思つております。

それで、それにもかかわらず規制緩和であれば何でも片づくようなそういう議論が横行しているというのは、これは私は言わせてみると、規制緩和をすればもう全部の問題が片づくと考えるのはこれはいわば幻想である。厳しい言葉でされども、そういうふうに言わざるを得ない。幻想をもたらしたのは、これはいわゆる市場神話であると思うのであります。この市場神話に対する反省がなくて規制緩和だけを言つておられるのではございませんし、ある意味でございまして、御指摘の社会的規制につきましては、これは経済的規制とはやや異なる問題として私どもとしては対処いたしている次第であります。

そういうふうに思つておきます。この市場神話に対する規制緩和だけを言つておられるのではございませんし、ある意味でございまして、御指摘の社会的規制につきましては、これは経済的規制とはやや異なる問題として私どもとしては対処いたしている次第であります。

○小島慶三君 ありがとうございました。この問題はちょっとまだ私、今の経済的規制と社会的規制の分け方その他についてお伺いしたい点があるんですけれども、時間がもう数分しかございませんので次に移りたいと思います。

これは質問といいますかお願いといいますか、そういう性質のものだと思うんですが、長官も大変苦労しておられると思うのですが、御承知のようにことしの初めから日本は阪神の大災害、円高、そしてサリンという二大災害というか、こういうものに見舞われておる最中でございまして、これに対する危機管理意識の高揚と危機管理体制

の整備ということはもう喫緊の問題であると私は理解をしております。場合によつては日本の社会が危うくなるような、これをうまくクリアしない

ところにいたるような御指摘を賜りましたことは、私どもも十分拝聴していかなければならぬと思っています。私もまた、この辺の問題には常に注目しております。しかし、この辺の問題には、人口の減衰とか、あるいは技術進歩率の低下とか、問題廢棄物の問題あるいは都市過密の問題等、これらに対する規制というのは社会的規制であつて国民の生命を大事にするために必要な規制、こういったものは私どもはやはり尊重していかなければならぬ。

問題は、我が国経済社会を国際的に開かれたものにしていかなきゃならぬ。そして自己責任原則と市場原理に立つた自由な経済社会としてこれを確立していかなきゃならぬ。国民生活の質の向上、内需の拡大、国民負担の軽減、こういった面から経済的規制については原則自由という形でこれを緩和していくかなきゃならぬという立場で対処していくわけですが、御指摘の社会的規制につきましては、これは経済的規制とはやや異なる問題として私どもとしては対処いたしている次第であります。

そういう場合に、いろいろな危機管理体制の構築のための規制、システムの構築のための規制、そういうものは出てくると思うんですねけれども、そういうことを片一方でやりながら、片一方で規制緩和、地方分権、これも重要な政策でございませんが、いわば非常時であるというふうに思つておきます。

そういう場合に、いろいろな危機管理体制の構築のための規制、システムの構築のための規制、そういうものは出てくると思うんですねけれども、そういうことを片一方でやりながら、片一方で規制緩和、地方分権、これも重要な政策でございませんが、いわば非常時であるというふうに思つておきます。つまり、この辺のお考えをお伺いいたします。いかがでございましょうか。

○國務大臣(山口鶴男君) 現在、委員が御指摘されましたような大変重大な課題を抱えている大変難しい課題が山積をしている、御指摘のとおりだらうと思います。

我が国は大統領制ではございませんで議院内閣制の分離ですから、どうしても大統領制をとつておりますが、この辺が恐らくこれから最大の課題になると想つてございますが、もし差し支えなければこの辺のお考えをお伺いいたします。いかがでございましょうか。

したがいまして、阪神大震災に際しましても、結局、從来そういった危機管理体制というものを

整備してまいりませんで、そういう中で村山内閣として阪神・淡路大震災に遭遇をしたと。したがいまして、この初動におきましてやや私ども反省すべき点があつたということは率直に考えておるところでございまして、そういうふたつ反省の上に立ちまして、今、官邸の機能強化、危機管理体制の整備、これに取り組んでいるところでございます。

そういう中で、御指摘の点については十分対応をいたしてまいりたいと考えておるわけでござりますが、いずれにいたしましても、阪神・淡路大震災の経験もございまして、オウム真理教の問題あるいは地下鉄サリンの問題等につきましては警察庁、防衛庁、比較的初動体制もきちっとして対応できた、その点は教訓をある程度生かすことができたのではないかと思つておる次第であります。

今後、さまざまな重大な問題があるかもしれませんけれども、十分阪神・淡路大震災の経験を踏まえまして官邸の機能を強化し、内閣一体となつてこれら問題に対応いたしてまいりたい、かよう考へる次第でございます。

○小島慶三君 私の時間はもうございませんのでこれで終わりますが、実はもう一点お伺いしたかったのは、国際化といえど何でも通るといったような風潮がありまして、この規制緩和につきましても何かアメリカから、規制緩和の推進についてのルールを決めるとか、いろんなことを日本に約束せいと言つてきているそうであります。これはやっぱりアメリカのグローバリズムにあるいはその背景にある普遍性の神話といいますか、そういうものに左右されるというの大変危険であると思いますので、これは十分に御警戒をいただきたい、そういう議論に乗せられないようにひとつお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○國務大臣(山口鶴男君) 承りました。

○有働正治君 本日は限られた時間でありますので、規制緩和とのかかわりで、特に地方自治体に対しまして私どもから言えど官僚統制とも言えるそういうふうに認識をいたしております。

○國務大臣(山口鶴男君) お答えいたしました。

○有働正治君 関係省庁とも相談して、そういう

務大臣として山口長官の基本認識をお尋ねしたいと思います。

規制緩和問題あるいは法律の内容あるいは各種制度等々慣習を考えた場合に、当然、社会進歩、時代の進展に応じて国民生活に役立つものはどんどん改善、改革すべきだというふうに考えるわけであります。

例えば、昨年九月に、生活保護家庭にクーラーは認められないという市の指導でクーラーを外しましたお年寄りが脱水症状を起こす事件が明らかになりましたとして、国民の批判の中での点政府も指導され是正されたわけであります。

ことし三月、福岡地裁で、高校進学に備えて生活保護費の一部を積み立てておられた方の問題に反して、審えを認めなければ自立助長の目的にも反するということで、従来の生活保護行政の方を聞いただけ判断が示された経緯があります。

高校進学率は現在九割を超えていわば一種の義務教育ではございませんけれどもそれに準ずるような形になつてゐるわけで、こういう点、時代の進展、社会の進歩に応じて生活保護世帯の場合にもクーラー同様きつり見直していく必要があると私としても考えるわけであります。

この点を含めまして、時代とともに改善すべき内容、行政のあり方としてやっぱりどんどん改革が、長官の御見解を。

○國務大臣(山口鶴男君) お答えいたしました。

今、委員が挙げられました具体的な事例につきましては、厚生省所管にかかる問題でございまして、委員の御意見のみで所管外の私が当否を判断することはこれは差し控えたい、かように考えます。

ただ、一般論として言えどことは、社会経済の変化に対応いたしまして行政の制度、運営といふことについては、そのようであるべきであるというふうに認識をいたしております。

○有働正治君 本日は限られた時間であります。そのためには不斷に見直されていくべきものであると思うことがあります。

そこで聞きますけれども、日本国憲法は地方政府のあり方について地方自治の本旨に基づくことをうたつて、住民が主人公であることをあらゆる分野に貫くことを求めておるわけであります。この憲法の立場に立つて、地方自治法が自治体の仕事として真っ先に住民の安全、健康、福祉を保持する、地方自治法第二条で明記して、ここに地方自治の原点があるわけであります。この地方自治は自治体の権限に属する問題だと、これは明白だ

姿勢で積極的に対応していただきたいということを要望しております。

いま一つ具体的な問題ですけれども、例えれば昨年六月、健康保険法が私どもから言えど改悪され、入院給食費が有料化されました。これに対し厚生省の担当保険局長と詰めた結果、助成は自治体の権限だということを明言されたわけであります。つまり、有料化に對して自治体が住民の要求に基づき自主的助成措置をとることに國は規制、干渉を強制すべきでないという原則が確認されたわけであります。これこそ私は本来のあり方だと思います。

ところが、厚生省は事務次官通知を出してこれに圧力をかける、干渉するという事態が生じたわけであります。これに対して我が党は、住民の皆さんと一体となってこの問題に對応し、同時に、厚生省の担当保険局長と詰めた結果、助成は自治体の権限だということを明言されたわけであります。

つまり、有料化に對して自治体が住民の要求に基づき自主的助成措置をとることに國は規制、干渉を強制すべきでないという原則が確認されたわけであります。これこそ私は本来のあり方だと思います。

つまり、有料化に對して自治体が住民の要求に基づき自主的助成措置をとることに國は規制、干渉を強制すべきでないという原則が確認されたわけであります。これこそ私は本来のあり方だと思います。

つまり、有料化に對して自治体が住民の要求に基づき自主的助成措置をとることに國は規制、干渉を強制すべきでないという原則が確認されたわけであります。これこそ私は本来のあり方だと思います。

つまり、有料化に對して自治体が住民の要求に基づき自主的助成措置をとることに國は規制、干渉を強制すべきでないという原則が確認されたわけであります。これこそ私は本来のあり方だと思います。

○國務大臣(山口鶴男君) お答えいたしました。

今、委員が挙げられました具体的な事例につきましては、厚生省所管にかかる問題でございまして、委員の御意見のみで所管外の私が当否を判断することはこれは差し控えたい、かように考えます。

ただ、一般論として言えどことは、社会経済の変化に対応いたしまして行政の制度、運営といふことについては、そのようであるべきであるというふうに認識をいたしております。

そこで聞きますけれども、日本国憲法は地方政府のあり方について地方自治の本旨に基づくことをうたつて、住民が主人公であることをあらゆる分野に貫くことを求めておるわけであります。この憲法の立場に立つて、地方自治法が自治体の仕事として真っ先に住民の安全、健康、福祉を保持したいとか要望があることも事実なわけで、そういう場合に最終的に国保料税をどうするかというの

の原点をどう考えられるのか。この原点に照らすんであれば、地方自治体が住民の安全、福祉、暮らしを守るために地域住民の要望に基づいて自治体が独自の取り組みを行つうといふことはいわば否定できない当然の立場と考えるわけであります。

が独自の取り組みを行つうといふことはいわば否定しを守るために地域住民の要望に基づいて自治体が独自の取り組みを行つうといふことはいわば否定できません。これに対する立場にある國務大臣としての見解を求める運動が高揚し、多くの自治体が乳幼児や障害者への助成を決めたわけであります。

ところが、厚生省は事務次官通知を出してこれに圧力をかける、干渉するという事態が生じたわけであります。これに対して我が党は、住民の皆さんと一体となってこの問題に對応し、同時に、厚生省の担当保険局長と詰めた結果、助成は自治体の権限だということを明言されたわけであります。

つまり、有料化に對して自治体が住民の要求に基づき自主的助成措置をとることに國は規制、干渉を強制すべきでないという原則が確認されたわけであります。これこそ私は本来のあり方だと思います。

つまり、有料化に對して自治体が住民の要求に基づき自主的助成措置をとることに國は規制、干渉を強制すべきでないという原則が確認されたわけであります。これこそ私は本来のあり方だと思います。

○國務大臣(山口鶴男君) お答えいたしました。

今、委員が挙げられました具体的な事例につきましては、厚生省所管にかかる問題でございまして、委員の御意見のみで所管外の私が当否を判断することはこれは差し控えたい、かように考えます。

ただ、一般論として言えどことは、社会経済の変化に対応いたしまして行政の制度、運営といふことについては、そのようであるべきであるというふうに認識をいたしております。

そこで聞きますけれども、日本国憲法は地方政府のあり方について地方自治の本旨に基づくことをうたつて、住民が主人公であることをあらゆる分野に貫くことを求めておるわけであります。この憲法の立場に立つて、地方自治法が自治体の仕事として真っ先に住民の安全、健康、福祉を保持したいとか要望があることも事実なわけで、そういう場合に最終的に国保料税をどうするかというの

○國務大臣（山口鶴男君） ですから、地方公共團體が地方税など独自の財源に従つて、これは議会においても十分な議論をして、そして独自の立場で自主的な対応をされることはまさに地方自治の本旨だと思うんです。ただ、厚生省の方が補助金をその他のついて対応する仕方につきましては、これは医療費の国庫負担の保険者間の公平の問題等におきまして、これは厚生省が対処することはあってしかるべきだと思います。

ですから私は、そういう意味で厚生省のそういう財源の対処の仕方とは別に自治体が独自の立場で住民のために対処をすることはこれは地方自治の本旨であろう、こう申している次第であります。

○有働正治君 次に、ペナルティーの問題があるわけであります。例えば、東京都下自治体では革新時代の成果が今なお存続している問題がありまして、高齢者や障害者、乳幼児、一人親家庭への医療費助成を行つてゐる自治体もあるわけであります。

ところが、これに対して、九三年度予算で国庫補助金が約六十二億円それを行つたということでお盆アルティーが課せられカットされると、大阪府下の自治体でも同様に来年度四十二億円カットが予定されているわけであります。名古屋市でも革新政時代に実現した福祉医療への自治体独自の、今長官も言わされました、権限に基づく、地方自治の本旨に基づいて当然の措置としてやつた、こういう上乗せの成果が守られて国保の八割給付、通常は七割給付であります、これを続けている等々があるわけであります。

これに対して国は、いわば一種のペナルティーを課して、九三年度国庫補助金を三十三億円も療費がふえ、その波及分まで国庫負担で見る必要はないという乱暴さわまるものであります。

いろいろ国は國としての指導は当然あると、それには当たり前のことなんです。しかし、私は過度の介入はすべきでないとと思うわけでありますが、あまりさえこういうペナルティーを課すというのではなく、私は地方自治の原則なり住民自治の原則、そういう態度からいっておかしい、統制などは緩和撤廃すべきである、それが地方自治の原点だと使うわけでありまして、こういう点についても前向きに積極的に長官として対応していただくよう求めるわけでありますか、いかがでありますか。

○國務大臣（山口鶴男君） 私どもは地方公共団体の自主性、主体性というものをとやかくしようと考へておるわけではございません。あくまでも憲法に従う地方自治の本旨、これは尊重してまいりたい。ただ、国が財政的な助成、補助を行います場合は、各省庁におきましてそれぞれ負担の公平を保つの他の面から一定の考え方があり、それに沿つてやつておられるだらうと思います。それは当該官庁の問題ですから私がここでとやかくコメントすることは差し控えさせていただきたい、こう申しているわけであります。

また、國の関与のあり方をどうするかという問題は、まさにこれは午後から御議論のございます地方分権推進法の中で、國の関与はどうあるべきかと、我々としては國の関与はできるだけ整理合合理化をするという方向で法案を御提示しているわけでございまして、そういう中でひとつ御議論を賜りたいと存じます。

○委員長（小林正君） 本日の調査はこの程度いたします。

午後一時三十分に再開することとし、休憩いたします。

午後零時二十分休憩

地方分権推進法案を議題とし、前回に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○斎藤文夫君　自民党的斎藤文夫でございます。時間の範囲内で、以下数点にわたり御質問を申し上げたいと思います。

おもんみるに、我が国は明治以来、中央集権体制の行政が行われてまいりました。確かに国家の発展については能率がよく、有効的に機能してきましたことは御承知のところでございます。しかし、一応の目的を達成いたしました現代、特に多元的、成熟的社会を迎えるに当たりまして、中央集権から地方へ、すなわち地方の時代という認識が非常に高まつてまいりました。

地方分権推進法がそういう時代背景の中で提出をされたということは、まことに意義あることだと認識をいたしております。地方分権を実現して、地方の自主性、自立性を一層高揚し、より豊かな行き届いた行政サービスを確立するため、政治、行政、経済、社会全般の再構築をして、二十一世紀にふさわしい、また時代の変革に耐え得る社会システムといふものをつくり上げていく必要があるのではないかと思つております。

改めて、地方分権の意義、そして地方分権によつてこれから社会システムがどう変わつていくのか、山口長官の御所見を承りたいと思います。

○國務大臣(山口鶴男君)　お答えいたします。

ただいまお述べいたしました認識につきましては、私もまさにそのとおりであると認識をいたしております。

世界が今や歴史的な変革期を迎えております今日、国としては、内政に関する役割は思い切って地方公共団体にゆだねまして、国が本来果たすべき役割を重点的、効果的に担う体制を確立することができますよう、地域の主体性を重視した行政システムへの変革がまさに求められていると存じます。つある今日、各地域がそれぞれの個性を生かしながら多様で活力あふれる地域づくりを進めることができますよう、地域の主体性を重視した行政システムへの変革がまさに求められていると存じます。

国民がゆとりと豊かさを実感できる社会の実現が求められておるわけでございまして、以上の観点から地方分権に対する要請がかつてないほど高まり、それが衆参両院における国会決議となつてあらわれているというふうに認識をいたしております。

御指摘の点を踏まえまして積極的に地方分権を進め、御期待に沿いたいと考えておる次第であります。

○斎藤文夫君　過去に何回となく地方分権推進の提言や意見がなされてきたところであります。しかし、残念ながら今までその道筋が見えてきませんでした。今回提案された地方分権推進委員会は、まさに地方分権のリード役を果たし、必ず地方分権へ向けて前進すると期待をいたしておるところであります。それだけに、委員会の構成メンバーをどう選ぶか、その選考が極めて重要な意味を持つておることは申すまでもございません。

既にこの委員会でもしばしば論議をされたところでございますが、七人の委員で各界のすぐれた有識者を選定することが果たしてできるのかな、もう少し多い方がよかつたのではないか、こういう感じを率直に言つて持つております。特に、受け皿となる地方公共団体、その実情をよく認識した立場の人を委員に選任することが不可欠だと思つておりますが、いかがでございましょうか。

さらに、五年の时限立法でありますが、果たしてこれだけの大改革が五年間でなし得るでしょうか。率直に言つて一抹の不安を持っております。

時代の要請にこたえて、何としても五年間でなし遂げるという不退転の決意が必要でございます。これには特に内閣のみならず我々国会も、そしてまた官僚も地方自治体も決意を新たにして、今までの発想とは違った大きな価値観の展開の中努労をしていかなければなりません。

長官の御決意、特にこの五年間、時間があるようではない、こういう思いがいたすわけであります。が、五年間のタイムスケジュールをどのようにお

考へになつておるのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○國務大臣(山口鶴男君) お答えいたします。

地方分権の推進に当たりましては、御指摘のとおり、広く各界から国、地方の行政につきまして豊富な学識経験を有する方々をバランスよく配置する必要があるというふうに考えております。

また、他方におきまして、迅速かつ機動的に委員会としての意思集約をするという観点もある程度必要ではないかというふうにも考えておりまして、過去の例を見ますと、例えば臨調は九人あるのは第一次行革審は七人、第二次行革審も七人というような数字もございます。また、現在、発足いたしまして精力的に仕事をしていただいております行政改革委員会は五人というような人数でもございます。したがいまして、これらの過去の委員会の委員の人数等も勘案をいたしまして、総合的に判断をいたしまして七人といだしたという点を御理解いただきたいと存じます。

次に、この五年の限界立法で果たしてこれだけの大改革が達成できるかという御指摘の問題であります。確かに、歴史的な大改革でござりますので、大変な作業であるというふうに認識をいたしておりますが、地方制度調査会の答申等もござりますし、この際、五年間というこの時間を設定いたしましてその間に積極的に仕事を進めていただく、このことがやはり改革を達成するために必要ではないだろかということも考えた次第であります。したがいまして、スケジュールとしては、五年間の前半にこの地方分権推進計画を政府として策定いたしたいと思います。そのためには、地方分権推進委員会におきまして精力的な御審議をいたさき、指針について勧告をそれに間に合うようにならざきたいものというふうに考えております。そして、勧告をいただき政府として計画を策定いたしましたならば、今度はそれに沿いまして必要な法律改正を国会に提案申し上げて、五年間のうちに何としてもこれをなし遂げる、こういう決意

で対処をさせていただきたい、かように考えておる次第でございます。

○斎藤文夫君 ただいま長官から御説明を承りましたが、とりわけ委員の人選につきましては万遍

漏のないように十分な御検討と配慮をちょうだいして、強くお願ひをいたしております。

なお、タイムスケジュールにつきましては、実は言うはやすく行はかたし、まことに難問題山

積でござりますから、その中で、文字どおりきちっとした計画の中で実行をしていかれるよう

に、これまで要望いたしておきたいと思います。

そこで、この推進委員会の事務局の体制についてお尋ねをいたしたいと思います。

この委員会が本当に機能を十分果たすためには相当強力なスタッフが必要でございます。特に地

方公共団体の立場というものを十分理解していた

だかなければ地方分権、地方の時代の実現は難し

いと思っております。したがいまして、地方からも広く人材を求めるべきであると思ひますけれども、いかがでございましょうか。事務局の規模、そ

してまたその体制をどうおつくりになつていくのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○政府委員(陶山皓君) 事務局の体制等についてのお尋ねがございました。

今国会で法案を成立させました御意見を

ば、できるだけ速やかに準備の体制を組み、諸般の委員会設置のための準備作業を進めてまいりたいと考えております。

事務局の構成につきましてただいま御意見を

上げてまいります。

具体的に、地方分権に当たりましては、まず第一、中央の権限の地方への移譲、二番目は、それを持ち打つできる地方への自主財源、そしてさらに三

番目は、それに伴い人員の配置がえ、異動というのでございましょうか、この三つ、三元が必要でございます。

そこで、まず第一の権限移譲でございますが、答申に盛られておりますように、スリムな政府の実現目指し思い切った地方への権限移譲を期待いたしておりますけれども、中央の行政みずからが

一体どこまで自分の手を思い切って切り落とすことができるか。規制緩和でも大変難航いたしました。その例を考えてみましても、本当にどこまで期待にこたえてくれるのか。官主導の推進委員会になつたら、これはもう我々の予測するような地方分権はできない。特に自治省は地方と一体の関係を長年にわたって築いてきた省でございます。

それだけに、特に思い切った地方分権、権限移譲ということをお願いいたしたいと思います。

また、垂直二層の分権、こう御説明がございま

したが、その場合、県人口よりも多い指定都市、大

都會がたくさんございます。一体この大都市をど

うお位置づけになられるのか。政令指定都市問題

といふものを私は都道府県とむしろ同格に考える

よろしいシステムの構築が必要ではないかと個人的

には思つておるところであります。

都道府県、そしてさらにその下の県下市町村、

こういう垂直二層の分権を御提唱されておられる

わけでありますか、常に大都市は、中二階と言つては御無礼であります。その都道府県の中でも、

例えばこの間私どもの吉村委員が、福岡県、御自身の例でもお示しになられましたし、私は神奈川

県、これまた実は横浜、川崎と指定都市を一つ抱えています。さらには、昨今、相模原市がぐんぐん

人と人口増加をしてきて、今六十万になんなんと

している。少し合併すれば七十万を超えて、ある

いは来世紀には三つの指定都市ができるかもし

れない。こんなになつたときに今までの都道府県で果たして地方分権というものを考えていつていいのかなといつも疑問を持っておりますので、この点についてもお示しをいただきたいと思

ります。

また、御指摘のございました政令指定都市制度等に絡む都道府県との問題につきましては、先般

いたしましては、総務省を中心いたしまして、十分この分権がその目的を達しますように一層努力をしてまいりたいと考えておるところでござい

ます。

また、御指摘のございました政令指定都市制度

がなされることが今後の二十一世紀に我が国が目

指すべき大きな課題であり責任であると認識をいたしますとともに、地方行政にかかる自治省と

いたしましては、総務省を中心いたしまして、十分この分権がその目的を達しますように一層努

めます。

それぞれ吉村委員を始め御質問があつたところでござい

ございます。また、斎藤委員はみずから都道府県と政令指定都市との関係を十分経験され御認識の深い方でもあるわけでございまして、改めて私から申し上げることはないわけでございますけれども、大都市特有の課題を一元的に処理することによって大都市の行政運営の合理化を図つていこうということで、その規模、能力に応じまして住民に身近なところで事務権限行使できますように、社会福祉とか保健衛生とか、あるいは都市計画、土木行政等、市民生活に直結した事務につきまして事務配分の特例を今日まで設けてきたところでございます。

今後も国、地方公共団体の役割の分担に応じて権限移譲が推進を図られます中におきまして、第二十三次地方制度調査会の答申にもございますように、現在都道府県の事務とされておりますもの及び国から都道府県に移譲されることとなる事務につきましても、その規模、能力に応じた事務移譲という観点に留意をしながら、可能な限り指定都市に移譲する方向で検討することが必要であると考えております。

なお、大都市制度そのものにつきましては、都道府県との関係やら周辺市町村との関係等さまざまな問題を有しておるところでございます。なお、御指摘のございましたいわゆる地方分権の推進に当たつても地方政府の財政基盤を確立していくかなくてはならないというのは、この分権推進の上で、お説のように、最も重要な課題でございます。こうしたことから、せんだって閣議決定をされました十二月の「地方分権の推進に関する大綱方針」におきまして、地方税あるいは地方交付税などの地方一般財源の充実確保につきましての基本方針を具体的に示しますとともに、国庫補助金等の整理合理化等についても獎勵的補助金を含めて基本的に縮減を図ついくことに対する

など、従来に比べてより具体的な方針を明示したところでありまして、御指摘ございました今回の法案の六条等におきましてもそれが織り込まれておるところでございます。

なお、地方債につきましてもまた先般來御指摘があるわけでござりますけれども、臨時行政改革審議会の答申をも踏まえまして、許可手続の簡素化、また個別事業に起債を行うのではなくすべての事業債の枠配分等を行い、彈力的に、あるいは簡素化を図つてきておるところでございまして、今後とも大綱方針や法律の趣旨を踏まえまして簡素化の対象範囲の拡大等について十分検討をしてまいりたいと考えておるところでございます。

なお、今回の問題につきまして、総務省からも御答弁があろうと思いますが、それぞれ機関委任事務等に關係をいたしまして問題につきましては、私も地方にかかる者といなしましては、国の事務が地方に移管され、そして当然のことながら地方の事務に伴う定員のあり方等が問われる時期が来ようと思うわけでござりますけれども、より質の高い国家公務員が地方においてその能力を発揮していくだけことは非常に今後の分権推進の上に大きな意味を持つと認識をしておるところでございます。

○斎藤文夫君 最後に、今回の分権は、実はいろいろ地方にこれからも公聴会等で出ますけれども、もう一つ地方の自治体が燃え上がらない。まさに残念な状況だと思つております。結局中央が本当に思い切った分権をしてくれるのかどうか地方の自治体としては疑心暗鬼だからかな、このように思う反面、国がこれだけスリム化をしていくのをまた手渡しながら行政改革を進めていく、それに対応する受け皿になる地方公共団体も、同じようにきちんと行政を見直して新たな観点からスリム化を図る、そして二層の県下市町村にそういうものをまた手渡しながら行政改革を進めていく、こういう立場になければならないと思っております。

今後、そういう流れの中でどのような地方の姿

をお考えになつておるのか、一言お聞かせをいただきたい、このように思います。

○國務大臣(野中広務君) 地方分権の推進につきましては、地方がその実情に沿つた個性あふれる

行政を積極的に展開できますよう、国と地方の役割分担を本格的に見直しまして、権限移譲や国の関与等の廃止あるいは緩和、地方税財源の充実強化等が進められ、地方公共団体の自主性あるいは自立性を強化していくことが最も肝要であると考えておるところでございます。

このような分権推進の成果を十分上げますためには、お説のように、もとより地方公共団体への事務等に關係をいたしまして問題につきましては、権限移譲等は国の側における努力が必要でありますけれども、同時に、委員がおっしゃいましたように、地方公共団体におきましても自主的、積極的に行政改革を進めていくことが肝要でございます。

して、行政の公平性の確保と透明性の向上、あるいは行政能力の向上、また自己チェックシステムの整備等、住民参加の充実等を含めまして、新たな地方公共団体の役割を担うにふさわしい地方行政体制の整備が必要であると認識をしておるところでございます。

自治省をいたしましても、昨年十月、地方公共団体の行政改革推進のための指針を事務次官通達をいたしまして、それぞれ関係都道府県あるいは市町村等におかれまして、この本部を設置し、民間等の委員を入れまして積極的に地方の行政改革を推進していただきようお願いをしておるところでございます。かかる努力によりまして、地方においてみずから受け皿をつくり、そしてその熱意が国にもまた伝わつてくるよう私どもも一層これから努力をしてまいりたいと考えておるところでございます。

そういう意味で、今、自治大臣も受け皿づくりというものは大事だ、あるいは自主財源というのは大事だということをおっしゃつておるんであります。

す。

もそのスローガンが、二十一世紀の活力ある地方とか、生き生きとした日本の再生とか、非常にスローガンは立派であります。その受け皿となるんだということになると必ずしも意見が一致して

自治体が必ずしもそんなに燃えない。国民も何となくムード的には分権の時代だと思っているが、その最大の理由を私なりに考えますと、結局

明治以来百三十年間、中央集権体制が、まあ中央集権という言葉は適切かどうか知りませんが、中央の権限が大きい、国家公務員の権限が大きい時代が続いて、財政的にもすべてそういうシステムが百三十年続いたことを今後どのように変えていくのか、イメージがなかなかわいてこないのが一

つだ。

もう一つは、地方のことは地方で全部決めろと言われて、本当に決められるんだろうか。それだけの人と金、要するに自主財源とそれから地方公務員のレベルアップ、そういう受け皿が本当にできるんだろうか。ちょうどそれを監督している

いわゆる地方の首長が、とてもではないがうちの

今、役場などから市町村の公務員で大きいニーズが出てきたときに対応できないだろうという気持ちがあるからにはかならないと思うわけでありま

す。

そういう意味で、今、自治大臣も受け皿づくり

というものは大事だ、あるいは自主財源というの

は大事だということをおっしゃつておるんであります。

赤字財政になつた。これは必然性があるわけであ

ります。別に美濃部さんが都知事として能力があ

りますが、別に美濃部さんが都知事として能力があ

りますが、別に美濃部さんが都知事として能力があ

りますが、別に美濃部さんが都知事として能力があ

りますが、別に美濃部さんが都知事として能力があ

りますが、別に美濃部さんが都知事として能力があ

と、必然性があるわけでありまして、これらを一体どういうふうにして今後やっていくのか。

地方が自分で決めるんだから公務員の数をふやすのも地方の勝手、その結果ある地域の、都がだめならだめになるのも勝手と言つていいのかどうか。こういったことをどういうふうに歯どめを加えていくのかというようなことをもうちょっと具体的な考え方を出してもらった方がいいんではなかろうか。ただ標語が先行するムード的な地方分権であるならば、ここで委員会で質疑している意味はなくなるわけでありまして、もう少し詰めていただきたいなというのが私の要望でござります。

もう一つは、それと裏腹になるんですが、例えば日本の国家公務員は非常に優秀だらうと思います。日本の躍進の原因の一つとして世界のシンクタンクだというふうな諸外国の高い評価を得ているわけでありまして、その中でも特に今回の問題を所管している自治省というのは、内務省以来のいい人材をそろえているし、オン・ザ・ジョブ・トレーニングもいいということで、自治省の評価は非常に高い。その原因是、結局権限を持つていたからで、人間だれしも仕事をする上で権限を持たせてもらえるなら、いい人材が集まるわけあります。少々給料が安からうが、思い切り自分の政策、考えていることをやつてみたいと。

今度、権限をなくす。なくすというわけじやないが、地方に移譲していく。そうしますと、極端に

のが私の要望でございます。

○國務大臣(野中広務君) 先日来からも、地方分権を推進する上で中央ではいろいろな議論がされおるけれども、地方ではもう一つ盛り上がりに欠けるのではないかという御指摘をいただきまし

た。

私どもとしては、地方の熱意が十分委員各位に伝わらないということを残念に思つておるわけでございますけれども、しかし御承知のように、昨年の九月に全国知事会を初めとする地方六団体から地方自治法に定められた「地方分権の推進に関する意見書」が提出されたということ、あるいは十二月におきます地方分権推進法の早期制定等をスローガンにいたしました六団体主催の総決起大

会が開催をされます等、あるいはそれぞれ各都府県市町村議会から数多い分権推進のための意見書が提出されておりのこと、それなりに地方は具体的にそれぞれ議会等の御意思として示しておられると思うわけでございます。

また、先般も申し上げましたように、これから分権の推進につきまして、それぞれ研究会等を独自に設けてみずから検討を行つておる地方公共団体も数多く出てきておることを私も承知をしておるわけでございます。

このような地方分権が長年の地方公共団体の要望でありますことを考えますと、委員のお説のよ

うに見られますよう、政権がかわれば公務員が三千人の規模でアメリカのようにかわるということなしに、官僚が爾々と日本の国家経営に行政の発展の足取りを見ますときに、いわゆる欧米等に見られますように、政権がかわれば公務員が二、四千人の規模でアメリカのようにかわるということなしに、官僚が爾々と日本の国家経営に行政として参画をしてきたために今日の発展があることも事実でございますので、そういう点を考えますときに、分権が行われましたときは、先ほど申し上げましたように、質の高い国家公務員が地方の経営に参画してくれるということは、私どもまた大きく期待をしていいのではなかろうかと思つわけでございます。

○國務大臣(山口鶴男君) 地方分権が推進されました場合のあるべき地方公共団体の姿につきましては、今、自治大臣からお答えがあつたとおりだと思います。

このような地方分権の中で余り触られなかつた問題でありますけれども、分権が國家構造として分権といふのはこれはまあいいと思うのですが、そうすることによりまして産業問題、農業政策がふぞろいになるようなことのないようになりますが、それは余り触れられないんですね。

例えは環境問題。ある県がきつく環境を守るた

めに排ガス規制をするんだとか工場立地の問題を規制するんだとかとやられますと、これが全国的にばらばらになりますと非常に困るんじゃないかなということがまず一点です。

それから、午前中、パワフルな自治大臣がお越しにならなかつたので私の質疑は不十分で不燃焼に終わつたんですが、いわゆる宅地開発指導要綱にかかる事務、「すなわち外交、防衛、これらの事務ばかりではなくて、全國的に統一して定める」というのが今でもある。中高層建築指導要綱もあるわけです。これらが、いいか悪いかはともかくとしまして、ばらばらにやられている。法制以上に厳しいことを自由に何でもできるようになりますと、これもちょっと困るんではないかという問題が一つあります。

それから、私どもは奈良県なんですが、大臣のまでも、事務事業の見直しあるいは組織、機構の簡素合理化、民間委託、機械化等によりまして定数の削減に努力をしてきたところでございますけれども、今回、委員が御指摘のように、国の分権が推進をされると、委任事務を含めて国の大半な

ところの京都もそうですけれども、古都保存を徹底してやるうになりますと産業が窒息するわけです。今もかなり厳しい古都保存法とかいろんな法律の網をかぶせてまして、建物の規制だとか、家をかえるときに外観規制するとか、もういろいろ規制があるんですか、これを自治体に全部フリーハンドに任せてしまつたら、それは一つの考え方ですよ、ヨーロッパに行けばそれはウイーンもそうだし、フィレンツェもそうなんだ、パリだって外観規制を図つているわけですから、それをお本当に分権で全部任せてしまつたら、それはもう文人派の市長とかが出てきまして徹底的にやると、これも産業が窒息しかねない。

こういつた問題があるわけでありまして、日本の産業立地構造というものを極端に変えられるようなことになるこれも問題だろう。

そういうしたことについて余り今まで触れられていないんですね、これを今後どのように考えていいのか、ちょっと御意向をお伺いしたい。両大臣にお願いいたします。

○国務大臣（山口鶴男君） 御指摘の点につきましてお答えいたします。

土地利用の規制がふぞろいになると産業政策に支障があるのでないかという御指摘の問題でございますが、地方分権の推進につきましても、平成五年、二年前の衆参両院における国会決議にござりますように、国土の均衡ある発展を図るとともに、国民がゆとりと豊かさを実感できる社会の実現を目指して地方分権を推進すべきだということをうたっているわけでございますので、地方分権を推進するに当たりましても、国土の均衡ある発展を図るという視点、観点は、これはやっぱり十分配慮していかなきやならない問題ではないかというふうにも思つておる次第でございます。

また、委員が午前中御質疑になりました、各自治体でそれぞれ何といいますか、開発に際しまして負担等を課している問題、指導要綱の問題でございますけれども、これにつきましては規制緩和を推進に関して五ヵ年計画を決定いたしました。こ

家をかえるときに外観規制するとか、もういろいろ規制があるんですが、これを自治体に全部フリーハンドに任せてしまつたら、それは一つの考え方ですよ。ヨーロッパに行けばそれはウイーンもそうだし、フレンツェもそうなんだ、パリだつて外観規制を図つているわけだけれども、それを本当に分権で全部任せてしまつたら、それはもう文人派の市長とかが出てきまして徹底的にやると、これも産業が窒息しかねない。

こういつた問題があるわけでありまして、日本の産業立地構造といふものを極端に変えられるようなことになるとこれも問題だらう。

そういうことについて余り今まで触れられていないのですが、これを今後どのように考えていい

大臣にお願いいたします。
○國務大臣(山口鶴男君) 御指摘の点につきまし
てお答えいたします。
ニ也引用の見引。云々。こゝに二三を文度等

支障があるのではないかという御指摘の問題でございますが、地方分権の推進につきましても、平成五年、二年前の衆参両院における国会決議にもござりますように、国土の均衡ある発展を図るとともに、國民がゆとりと豊かさを実感できる社会の実現を目指して地方分権を推進すべきだということをうたつているわけでございますので、地方分権を推進するに当たりましても、国土の均衡ある発展を図るという視点、観点は、これはやっぱり十分配慮していくかなきやならない問題ではないかというふうにも思っている次第でございます。

れを三年に前倒しをいたしましたが、その中に
も、規制緩和を推進する、その観点に立って、地方
自治の本旨ということはあるけれども、できる限
りこの規制緩和の政府の方針に沿って、これを尊
重して地方も進めてほしいということはきちつと
うたつておられるわけでございます。

そういう意味では、規制緩和の方針につきまし
て、地方自治ですから強制をするというわけには
まいりませんけれども、やはり政府としてはこの
規制緩和の方向は地方自治体においても十分尊重
していただきたい、そういう意味での指導は政府
としてきちっとやってまいりたいということをう
たつておられる次第でございます。

○國務大臣(野中広務君) 今、服部委員から御指
摘ございましたし、総務府長官からもお答えをい
ただきましたので、私から追加することはないわ
けでございますけれども、お説のように、環境問
題あるいは産業のこれからの方の問題、また人
員が御指摘ございましたように、歴史、風致の
保存の問題、さらには文化財保護の問題等、こう
いう問題につきましてはこれから分権を進めてい
きます上に非常に重要な課題であると考えるわけ
でございます。

こういう問題の実態を考えますときには、やは
り今回のこの法にありますように、また分権大綱
にもござりますように、主たる権限の移譲をそれ
ぞれ機能を持った都道府県にまず重点的に配置
し、個別、身近に住民に関係する問題を市町村に
分権をしていくという基本的な中で收れんをされ
ていかなくてはならないと考えるわけでございま
すし、また今、総務庁長官からもお説がございま
したように、宅地開発指導要綱等、非常にバブル
の全盛期にありました問題が今なお地方財政の視
点から若干の市町村でそのまま残つておるような
ところも散見をされるわけでございまして、今後
の指導を通じてこういう問題の適正化により努力
をしていかなくてはならないと考えておるところ
でございます。

そういう意味では、規制緩和の方針につきまして、地方自治ですから強制をするというわけにはまいりませんけれども、やはり政府としてはこの規制緩和の方向は地方自治体においても十分尊重していただきたい、そういう意味での指導は政府としてきっちりとやってまいりたいということをうたつておる次第でございます。

○國務大臣(野中広務君) 今、服部委員から御指摘ございましたし、総務部長官からもお答えをいたしましたので、私から追加することはないとおもふけれども、お説のように、環境問題あるいは産業のこれからの方の問題、また委員が御指摘ございましたように、歴史、風致の保存の問題、さらには文化財保護の問題等、こういう問題につきましてはこれから分権を進めていきます上に非常に重要な課題であると考えるわけでございます。

こういう問題の実態を考えますときには、やはり今回のこの法にありますように、また分権大綱にもござりますように、主たる権限の移譲をそれぞれ機能を持った都道府県にまず重点的に配りし、個別、身近に住民に関係する問題を市町村に分権をしていくという基本的な中で收れんをされていかなくてはならないと考えるわけでござりますし、また今、総務庁長官からもお話がございまして、今後したように、宅地開発指導要綱等、非常にパブルの全盛期にありました問題が今なお地方財政の視点から若干の市町村でそのまま残つておるようなところも散見をされるわけでございまして、今後この指導を通じてこういう問題の適正化により努力をしていかなくてはならないと考えておるところ

○國務大臣(野中広務君) 今、服部委員から御指摘ございましたし、総務局長官からもお答えをいたしましたので、私から追加することはないとわけござりますけれども、お説のように、環境問題あるいは産業のこれからの方の問題、また委員が御指摘ございましたように、歴史、風致の保存の問題、さらには文化財保護の問題等、こういう問題につきましてはこれから分権を進めていきます上に非常に重要な課題であると考えるわけ

互に協力する関係にあることを踏まえつゝの行政を展開する上で国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとする。」こういふふうに書いてあるんですが、まさに自主性及び自立性ということが地方自治体に大きくかかわる問題ではないかと思うわけです。

そこで、一つの例を挙げてお尋ねしたいんです
が、福祉とか医療それから保健などは、やはり人口三十万ぐらいから五十万ぐらいの規模でなければなかなか独自で自立して行えないわけあります。一つの例が、町田市というのが東京にありますけれども、ここは非常にその福祉政策、医療策は自立してうまくやっている。それは人口規模がバックグラウンドにあるわけでありまして、行政的にもまた人材的にも非常に優位な条件が整られるわけであります。また、人口数百人の村、日本にあるわけでありますし、地方分権地方分権と言つてもこれなかなか、そこへ独立性、自立性でやれと言つてもこれはなかなかできない話であります。

そこで、これは将来の話なんですけれども、ういう地域の行政区域ですね、自治体でありまけれども、再編成なども考慮に入れてその実効上げる、効果を上げていくというような発想の換と申しましようか、市町村の人口格差というとを考えると物事が一律に運ばないのは事実でありますし、また健康保険特に国保組合ですね、これは市町村国保組合なんかもう大変な差があります。地域格差というのが非常にあって、それでいわゆる弱小な国保組合を助けるという、そ

そこで、一つの例を挙げてお尋ねしたいんです
が、福祉とか医療それから保健などは、やはり
人口三十万ぐらいから五十万ぐらいの規模でなければ
なかなか独自で自立して行えないわけでありま
す。一つの例が、町田市というのが東京にあります。
すけれども、ここは非常にその福祉政策、医療
策は自立してうまくいっている。それは人口規
模がバックグラウンドにあるわけであります。
政治的にもまた人材的にも非常に優位な条件が整
つてしまっています。まことに人口五百二十万

なことでございまして、平均が五百六十万ぐらいであります。ちなみに日本では、今度新しく小選挙区制というので十ブロックというのができました。それを参考に見ますと、一番多いのが近畿でありますと、これは二千四百十万、一番小さなところが四国でありますと四百十九万、平均が一千百二十万ということであります。

こういうことで、これは仮の話でござりますから、自治大臣、将来を含めて、こういう地方分権をやるときいろいろな観点を視野に入れて政策を進めるとということ、御所感がございましたらお伺いしたいと思います。

○國務大臣（野中広務君） 宮崎委員から御指摘ございましたように、分権を進める上で現在の市町村の人口規模のあり方から一律に対応をすることには困難ではないかという中から、これからは地方団体の組織のあり方等にもお触れになつたわけでござりますけれども、地方制度調査会の答申でも提言をされておるわけでござりますけれども、地方分権の推進を行つていく上におきましては、住民に最も身近な地方公共団体である市町村が自動的な合併によりまして地域づくりの主体としてその財政の能力をさらに強化していくことが重要であると言われておるわけでございまして、私どももそのとおりに考えておるところでございます。

しかしながら、言うまでもなく、市町村の合併を推進するに当たりましては、地域の実情に基づきまして、関係市町村や住民の自主的な判断が当然のことながら尊重されなければならぬものでございまして、現在の市町村をめぐるさまざまなかんがみますと、かつての昭和二十八年の町村合併促進法のときのようだ、国が市町村

かの道州制を見ますと、アメリカは今五十州で一番最大の人口があるのはカリフォルニア州であります。三千百二十万あります。一番小さいのはワイオミング州で、これたつたの四十七万。こんなことでございまして、平均が五百十萬ぐらいであります。ちなみに日本では、今度新しく小選挙区制というので十一ブロックというのができました。それを参考に見ますと、一番多いのが近畿であります。これは三千四百十万、一番小さなところが四国であります。三百十九万、平均が一千百二十万ということになります。

こういうことで、これは仮の話でございますから、自治大臣、将来を含めて、こういう地方分権をやるときいろいろな観点を視野に入れて政策を進めることで、御所感がございましたらお伺いしたいと思います。

○國務大臣(野中広務君) 宮崎委員から御指摘ございましたように、分権を進める上で現在の市町村の人口規模のあり方から一律に対応をすることは困難ではないかという中から、これから的地方団体の組織のあり方等にもお触れになつたわけでございますけれども、地方制度調査会の答申でも提言をされておるわけでござりますけれども、地方分権の推進を行つていく上におきましては、住民に最も身近な地方公共団体である市町村が自動的な合併によりまして地域づくりの主体としてその行財政の能力をさらに強化していくことが重要であると言われておるわけでございまして、私どももそのとおりに考えておるところでございます。

しかしながら、言うまでもなく、市町村の合併を推進するに当たりましては、地域の実情に基づきまして、関係市町村や住民の自主的な判断が当然のことながら尊重されなければならないものでございまして、現在の市町村をめぐるさまざまなかつての昭和二十八年の町村合併促進法のときのよう、国が市町村の人口規模等につきまして全国を通じて一律に標準を示すことは困難であろうと考えまして、先般

改正をお願いいたしました合併特例法におきましては、合併協議会を設置するに当たりまして、住民の発議制度やあるいは合併市町村の町づくりを支援するための財政措置等の行財政上の特例措置の拡大を図つたところでございます。

このような法律を適切に運営いたしますとともに、今回の分権におきましてもそれぞれ大綱や法が示しておりますように、権限移譲は二層性を考慮されておるわけでございまして、昨年の十一月の地方制度調査会の「地方分権の推進に関する答申」におきましても、「国からの権限移譲等を進めに当たつては、当面、都道府県により重点を置いて進めることが現実的かつ効果的である」と言われておるところでございます。服部委員にもお答えをいたしましたように、まず都道府県に重点を置いた分権が行われ、そしてその中におきましても、住民により身近な問題は地域づくりの主体である市町村へもその規模、能力に応じて権限移譲を進めていくことが適当であると考えておるわけでござります。

この際、もちろんのことながら、広域行政の需要に適かつ効率的に対応ができるよう、権限移譲の受け入れ体制というものの整備を図るという観点からも、市町村の合併はもちろんでございますけれども、広域連合制度等の活用も図つていかなくてはならないと考えておるところでござります。

委員が御指摘のような道州制等のあり方につきましては、今後、長期的な課題として当然のことながらまた議論があるところでございまして、私どももそういう議論を謙虚に見詰めながら地方自治のあり方を考えていまいりたいと思う次第でございます。

○宮崎秀樹君 昨今、交通アクセスも、非常に何といいましょうか、トンネルが一本抜ければ今まで二時間かかったところが十分で行けるというようなこともありますし、いろんなことを勘案した中でまた将来展望というものをお考えいただきたいと思うわけでござります。

次に、先ほど来から財政の問題が各同僚委員からお話をございましたけれども、第三次の行革審の最終答申の中で、税源の地域間格差は国からの財政移転により是正する必要がある、その場合にも地方交付税など一般財源による基本とすべきである。その上で、地方税財源の充実強化、地方交付税の合理化、小規模自治体への財源保障の充実、補助金の法の見直し、事業の逐次削減なし一般財源化、それから補助基準の緩和及び弾力化、統合化、メニュー化の推進、それから地方債の許可制度の弾力化、簡素化、起債に係る国との関与の最小限度化、地方債市場の整備育成、広域的・事務処理との負担について行財政運営面での一体性の確保の推進等の具体的項目を挙げております。

また、全国市長会で行いましたアンケート調査の全体的意見というものを見ますと、設問としては、地方分権推進に特に必要な財源保障策は何か二項目まで挙げてくれと、こういう質問に対しまして、一番は地方税源の充実強化、これは八一・四%であります。それから二番目が地方交付税の充実、三番目が補助金の一般財源化、三番目が起債許可制限の緩和、こんなふうになつていてるんです。

そこで、第六条で「国は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保を図るものとする。」というふうにだけ書いてありますて、「何ら具体的なことが示されていませんし、またどこから手をつけていくのかな」と。これはみんなそれぞれ大事なことでありますから一概には言えないのですけれども、自治大臣としてこの内容についてどこまでタッチをされてこれから重点的にやろうということになつていてるのか、そこ辺の自治大臣の御所感がございましたらお尋ねねたいと思います。

○國務大臣(野中広務君) 今、委員から御指摘のございましたように、地方分権を進めています上におきまして、地方公共団体の役割にふさわしからお尋ねしたいと思います。

い地方税財源の充実確保が重要であるということはお説のとおりでございます。特に、深刻な高齢化や少子社会を迎えるに当たりまして、住民に身近なところの地域福祉の充実やら、かつ生活関連社会資本の計画的な整備を考えますときに、地方税財源の充実強化を図つていくということは最も重要な課題であると考えておるところでござります。

一般、本院におきましても御審議を賜りました税制改革の際におきまして、地方分権を推進し地方税財源の充実を図るという意味におきまして大きな位置づけとなる地方消費税を導入いたぎり、かつまたこれにかかる交付税の税率改正を行われたところでござります。

地方の税財源の充実確保に当たりましては、まず地方税の充実強化を基本としながら、先般来てお答え申し上げておりますように、財源の調整を行うために地方交付税の措置を継続することによつて地方団体の財政基盤の整備を図ることが必要であると考えておるところでございまして、今後とも、分権の時勢に沿つた税財政制度というものが構築をされなければ真に分権が確立をしたと言えないという観点に立ちまして、一層努力をしてまいらなければならぬと存じておるところでございます。

○宮崎秀樹君 そこで、一つ具体例でお尋ねしましたいんですけども、一般、予防接種法というのが改正されまして、これは今まで義務になつていてたものが努力規定に変わつたわけですね。これによつて国の責任といいますか、義務でしたときには方が一医療過誤など起つたときは国が相手になつていた。ただ、努力規定になりますと、これは市町村長がこれを主管してやるわけでありますから、市町村長の方へ矛先が向いてくるわけであります。

また、この財源問題でござりますけれども、一般、厚生委員会で私が厚生省の保健医療局長にお尋ねしたときに、人口十万人を対象としまして平成七年度、これは人口十萬のところは約三千六

ち九百万を交付税で見るというふうに自治省と話がついている、こういう話でございます。

この交付税の問題でありますけれども、一般国民から見ると、九百万入っていると言われても、実際に末端に来ますとこれはどこへ薄まっちゃつたのかなと。例えば学校医の手当も入つてゐるわけですから出でても、これも各市町村で額がばらばらであります。こういう横算根拠というものがどこから出でてきてどういうふうになつてゐるのかなと、いうことがわからない。

それで、今度、何で予防接種法が変わって問題が起きたかと申しますと、今まで一時間に大体七十名から八十名を集團接種ではやつてゐたわけです。ところが今回、厚生省からガイドラインが出まして、一時間に医師一人で二十名という数字が出たわけであります。

それはどういうことかと申しますと、集團接種をするときにはプライバシーがあるからつい立てを立てて一人ずつやりなさいよと、それから問診をしつかりやれ、健診をしつかりやりなさいと。そういうことになりますと、手間も暇もかかるてくる。そうしますと、今まで七、八十人で一時間の手当が出ていたものが今度は四倍費用がかかるわけですね。それから個別接種の方は今度は各自の診療所なり病院へ来てやれと、しかもできれば一般の患者さんの診察時間外にやつてくれと。これはまた従業員を使えば時間外手当を出さなきやいけないし、これはどういうことかというと、感染をするからそういうふうにしてくれと、こんな話なんです。

こういうことを一つやるにしても、やはり財源というものが市町村にはそれだけ余計かかつてくる、その辺のところは一体どうなつてゐるのか。これは自治省の方でお答えいただくのが、どんなふうになつているか教えていただきたいんです。

○政府委員(遠藤安彦君) 交付税の横算根拠の御質問でございますので、私から御答弁をさせていただきます。

予防接種の実施に要します経費につきましては、これまでも所要額を地方交付税に算入をしておつたわけあります。このたび、御指摘のように対象疾病が変更になつたというようなことや、個別の接種化を原則とすることとされたといふようなことによつて、積算の内容が変わつてしまつております。私ども、この改正を踏まえまして、厚生省の方から接種費それからワクチン代等の所要経費の積算基礎を御連絡いただきまして、そして予防接種料収入も勘案して地方交付税に算入をいたしてございます。

具体的には、市町村分の保健衛生費というものがございますが、その中に伝染病等予防費という項目がございまして、その中に接種費等を含めました積算の基礎を明示いたしております。予防接種料収入も勘案して、十万人当たりの予防接種の単価といふものを積算いたしまして、それぞれの市町村の人口を補正した数字でございますが、それに乗じて計算をすれば各市町村ごとに予防接種にかかる経費というのがどのぐらい交付税に算入されているかと、ということは市町村にわかるようになります。

○宮崎秀樹君 説明を受ければそのとおりだと思うんですけれども、私どもが外から見て、いまと九百万なら九百万が赤いお札である、それからほかの方へ行くのは青いお札であると色分けしてみると来たものがそこに使われているというのがわかるんですけれども、全部まとめてどんと総体で地方交付税と来ますから、市町村でそれをどう使うかこれはわからなくなるシステムなんですね。そこら辺のチエツクというのはだれもしていないと思うんですよ。

こういう財源的な問題というのは、一つの施策の中でそういうものが終わっているんですから、これがわかるような方法なりそういうものをやつた方がいいのか、いや、もつ市町村の自分でやるからおまえら勝手にやれよと、こういう話に今なつてあるわけですけれども、しかしそれが有効に使われているかどうかというチエツク機関が全

然ないんです、これ。

だから、はつきり言いまして、一つの例が学校への手当てなんかはばらばらなんです。もう非常に格差があるんですね。それは幾ら言つても、なかなかそれだけ来てないよとか、どうなのかと

いうことは我々はそこへ行って現場へ入り込んでいます。

そういうことも今後やっぱりわかりやすいような方法というもの何とかできなかいか、その辺のお札を見ているわけじゃないからわからないわけです。

それが

そういうことをマスコミの解説からちょっと見たいな方法といふものを何とかできなかいか、その辺の考え方があつたらひとつお聞かせ願いたいと思います。

ます。

○政府委員(遠藤安彦君) 申すまでもなく、地方交付税といふのは地方団体の税源に偏在があるためにこれを財政調整しようというものでございまして、性格的には地方税収入と同様、何にでも自由に使える一般財源であるという性格でございます。

したがいまして、私どもそういった性格の地方交付税を配分いたしました根拠といったしまして、できるだけ客観的な数値に基づいて地方団体が標準的な経費として必要とされる額というものを明示的に計算をして、それを、こんなに厚い交付税の「単位費用編」という本がございまして、それに示しまして、個々の市町村が標準的に交付税で計算されている経費の内容というのは単純的はどういう水準になつてあるかということがわかるようになります。

掛け声ばかりで具体的な姿がなかなか見えてこない地方分権。村山内閣が国会に提出した地方分権推進法案にも、「何をどこまで進めるか」という分権の具体像は示されていない。社会や経済の有り様が大きく変わり、国民意識にも從来の中央と地方の関係に対する疑問が芽生えつたある。その中で、地方分権は単に中央省庁の権限を地方自治体に移すという問題ではなくなつてきている。自治体を活性化し個性豊かな地域をつくることや、身近な行政に対する住民の関心を高めるために何が必要か。なによりも地域からの盛り上げや、中央への突き上げが欠かせない要件だ。

こう言つています。

分権論も多様な分権論があると言いまして、なぜ、地方分権が必要なのか。政界や官界、経済界などの間にはいくつかの代表的な考え方がある。

最も伝統的なのが「地方の自主性を確保し、住民による地域自治を進めるため、中央省庁の権限を地方自治体に移行する」という考え方。

最近では、低成長時代や高齢化社会の到来と

政治改革の一環としての分権論もある。中央政府に権限が集中しすぎたため、中央の仕事を外交や防衛に限定するという主張だ。新進党の小沢一郎幹事長の「日本改造計画」で述べているのは、「国民生活に關係する分野を思い切って地方に一任する」とし、その結果、身軽になった中央政府が国家の危機管理などに全力を傾注するという考え。似たような文脈から、分権によって中央政府、地方自治体とともに簡素・効率化しようとする「小さな政府」論もあります。

○岩崎昭弥君 質問いたします前に、國民から見た地方分権の議論というものがどう映つてゐるかということをマスコミの解説からちょっと見たいと思うんです。

これは三月六日のものですからちょっと古いんですけど、

掛け声ばかりで具体的な姿がなかなか見えてこない地方分権。村山内閣が国会に提出した地

方分権推進法案にも、「何をどこまで進めるか」という分権の具体像は示されていない。社会や

経済の有り様が大きく変わり、国民意識にも從

来の中央と地方の関係に対する疑問が芽生えつ

たある。その中で、地方分権は単に中央省庁の

権限を地方自治体に移すという問題ではなくなつてきている。自治体を活性化し個性豊かな

地域をつくることや、身近な行政に対する住民

の関心を高めるために何が必要か。なによりも

地域からの盛り上げや、中央への突き上げが欠

かせない要件だ。

こう言つています。

分権論も多様な分権論があると言いまして、なぜ、地方分権が必要なのか。政界や官界、経

済界などの間にはいくつかの代表的な考え方があ

る。

最も伝統的なのが「地方の自主性を確保し、住民による地域自治を進めるため、中央省庁の権限を地方自治体に移行する」という考え方。

最近では、低成長時代や高齢化社会の到来と

政治改革の一環としての分権論もある。中央

政府に権限が集中しすぎたため、中央の仕事を

外交や防衛に限定するという主張だ。

新進党の小沢一郎幹事長の「日本改造計画」

で述べているのは、「国民生活に關係する分野

を思い切って地方に一任する」とし、その結果、

身軽になった中央政府が国家の危機管理などに

全力を傾注するという考え。似たような文脈から、分権によって中央政府、地方自治体とともに

簡単に効率化しようとする「小さな政府」論もあ

ります。

かけ声ばかりで具体的な姿がなかなか見えてこない地方分権。村山内閣が国会に提出した地

方分権推進法案にも、「何をどこまで進めるか」という分権の具体像は示されていない。社会や

経済の有り様が大きく変わり、国民意識にも從

来の中央と地方の関係に対する疑問が芽生えつ

たある。その中で、地方分権は単に中央省庁の

権限を地方自治体に移すという問題ではなくなつてきている。自治体を活性化し個性豊かな

地域をつくることや、身近な行政に対する住民

の関心を高めるために何が必要か。なによりも

地域からの盛り上げや、中央への突き上げが欠

かせない要件だ。

こう言つています。

分権論も多様な分権論があると言いまして、なぜ、地方分権が必要なのか。政界や官界、経

済界などの間にはいくつかの代表的な考え方があ

る。

最も伝統的なのが「地方の自主性を確保し、住民による地域自治を進めるため、中央省庁の権限を地方自治体に移行する」という考え方。

最近では、低成長時代や高齢化社会の到来と

政治改革の一環としての分権論もある。中央

政府に権限が集中しすぎたため、中央の仕事を

外交や防衛に限定するという主張だ。

新進党の小沢一郎幹事長の「日本改造計画」

で述べているのは、「国民生活に關係する分野

を思い切って地方に一任する」とし、その結果、

身軽になった中央政府が国家の危機管理などに

全力を傾注するという考え。似たような文脈から、分権によって中央政府、地方自治体とともに

簡単に効率化しようとする「小さな政府」論もあ

ります。

かけ声ばかりで具体的な姿がなかなか見えてこない地方分権。村山内閣が国会に提出した地

方分権推進法案にも、「何をどこまで進めるか」という分権の具体像は示されていない。社会や

経済の有り様が大きく変わり、国民意識にも從

来の中央と地方の関係に対する疑問が芽生えつ

たある。その中で、地方分権は単に中央省庁の

権限を地方自治体に移すという問題ではなくなつてきている。自治体を活性化し個性豊かな

地域をつくることや、身近な行政に対する住民

の関心を高めるために何が必要か。なによりも

地域からの盛り上げや、中央への突き上げが欠

かせない要件だ。

こう言つています。

分権論も多様な分権論があると言いまして、なぜ、地方分権が必要なのか。政界や官界、経

済界などの間にはいくつかの代表的な考え方があ

る。

最も伝統的なのが「地方の自主性を確保し、住民による地域自治を進めるため、中央省庁の権限を地方自治体に移行する」という考え方。

最近では、低成長時代や高齢化社会の到来と

政治改革の一環としての分権論もある。中央

政府に権限が集中しすぎたため、中央の仕事を

外交や防衛に限定するという主張だ。

新進党の小沢一郎幹事長の「日本改造計画」

で述べているのは、「国民生活に關係する分野

を思い切って地方に一任する」とし、その結果、

身軽になった中央政府が国家の危機管理などに

全力を傾注するという考え。似たような文脈から、分権によって中央政府、地方自治体とともに

簡単に効率化しようとする「小さな政府」論もあ

ります。

かけ声ばかりで具体的な姿がなかなか見えてこない地方分権。村山内閣が国会に提出した地

方分権推進法案にも、「何をどこまで進めるか」という分権の具体像は示されていない。社会や

経済の有り様が大きく変わり、国民意識にも從

来の中央と地方の関係に対する疑問が芽生えつ

たある。その中で、地方分権は単に中央省庁の

権限を地方自治体に移すという問題ではなくなつてきている。自治体を活性化し個性豊かな

地域をつくることや、身近な行政に対する住民

の関心を高めるために何が必要か。なによりも

地域からの盛り上げや、中央への突き上げが欠

かせない要件だ。

こう言つています。

分権論も多様な分権論があると言いまして、なぜ、地方分権が必要なのか。政界や官界、経

済界などの間にはいくつかの代表的な考え方があ

る。

最も伝統的なのが「地方の自主性を確保し、住民による地域自治を進めるため、中央省庁の権限を地方自治体に移行する」という考え方。

最近では、低成長時代や高齢化社会の到来と

政治改革の一環としての分権論もある。中央

政府に権限が集中しすぎたため、中央の仕事を

外交や防衛に限定するという主張だ。

新進党の小沢一郎幹事長の「日本改造計画」

で述べているのは、「国民生活に關係する分野

を思い切って地方に一任する」とし、その結果、

身軽になった中央政府が国家の危機管理などに

全力を傾注するという考え。似たような文脈から、分権によって中央政府、地方自治体とともに

簡単に効率化しようとする「小さな政府」論もあ

ります。

かけ声ばかりで具体的な姿がなかなか見えてこない地方分権。村山内閣が国会に提出した地

方分権推進法案にも、「何をどこまで進めるか」という分権の具体像は示されていない。社会や

経済の有り様が大きく変わり、国民意識にも從

来の中央と地方の関係に対する疑問が芽生えつ

たある。その中で、地方分権は単に中央省庁の

権限を地方自治体に移すという問題ではなくなつてきている。自治体を活性化し個性豊かな

地域をつくることや、身近な行政に対する住民

の関心を高めるために何が必要か。なによりも

地域からの盛り上げや、中央への突き上げが欠

かせない要件だ。

こう言つています。

分権論も多様な分権論があると言いまして、なぜ、地方分権が必要なのか。政界や官界、経

済界などの間にはいくつかの代表的な考え方があ

る。

最も伝統的なのが「地方の自主性を確保し、住民による地域自治を進めるため、中央省庁の権限を地方自治体に移行する」という考え方。

最近では、低成長時代や高齢化社会の到来と

政治改革の一環としての分権論もある。中央

政府に権限が集中しすぎたため、中央の仕事を

外交や防衛に限定するという主張だ。

新進党の小沢一郎幹事長の「日本改造計画」

で述べているのは、「国民生活に關係する分野

を思い切って地方に一任する」とし、その結果、

身軽になった中央政府が国家の危機管理などに

全力を傾注するという考え。似たような文脈から、分権によって中央政府、地方自治体とともに

簡単に効率化しようとする「小さな政府」論もあ

ります。

かけ声ばかりで具体的な姿がなかなか見えてこない地方分権。村山内閣が国会に提出した地

方分権推進法案にも、「何をどこまで進めるか」という分権の具体像は示されていない。社会や

経済の有り様が大きく変わり、国民意識にも從

来の中央と地方の関係に対する疑問が芽生えつ

たある。その中で、地方分権は単に中央省庁の

権限を地方自治体に移すという問題ではなくなつてきている。自治体を活性化し個性豊かな

地域をつくることや、身近な行政に対する住民

の関心を高めるために何が必要か。なによりも

地域からの盛り上げや、中央への突き上げが欠

かせない要件だ。

こう言つています。

分権論も多様な分権論があると言いまして、なぜ、地方分権が必要なのか。政界や官界、経

済界などの間にはいくつかの代表的な考え方があ

る。

最も伝統的なのが「地方の自主性を確保し、住民による地域自治を進めるため、中央省庁の権限を地方自治体に移行する」という考え方。

最近では、低成長時代や高齢化社会の到来と

政治改革の一環としての分権論もある。中央

政府に権限が集中しすぎたため、中央の仕事を

外交や防衛に限定するという主張だ。

新進党の小沢一郎幹事長の「日本改造計画」

で述べているのは、「国民生活に關係する分野

を思い切って地方に一任する」とし、その結果、

身軽になった中央政府が国家の危機管理などに

全力を傾注するという考え。似たような文脈から、分権によって中央政府、地方自治体とともに

簡単に効率化しようとする「小さな政府」論もあ

ります。

かけ声ばかりで具体的な姿がなかなか見えてこない地方分権。村山内閣が国会に提出した地

方分権推進法案にも、「何をどこまで進めるか」という分権の具体像は示されていない。社会や

経済の有り様が大きく変わり、国民意識にも從

来の中央と地方の関係に対する疑問が芽生えつ

たある。その中で、地方分権は単に中央省庁の

権限を地方自治体に移すという問題ではなくなつてきている。自治体を活性化し個性豊かな

地域をつくることや、身近な行政に対する住民

の関心を高めるために何が必要か。なによりも

地域からの盛り上げや、中央への突き上げが欠

かせない要件だ。

こう言つています。

分権論も多様な分権論があると言いまして、なぜ、地方分権が必要なのか。政界や官界、経

済界などの間にはいくつかの代表的な考え方があ

る。

最も伝統的なのが「地方の自主性を確保し、住民による地域自治を進めるため、中央省庁の権限を地方自治体に移行する」という考え方。

最近では、低成長時代や高齢化社会の到来と

政治改革の一環としての分権論もある。中央

政府に権限が集中しすぎたため、中央の仕事を

外交や防衛に限定するという主張だ。

新進党の小沢一郎幹事長の「日本改造計画」

で述べているのは、「国民生活に關係する分野

を思い切って地方に一任する」とし、その結果、

身軽になった中央政府が国家の危機管理などに

全力を傾注するという考え。似たような文脈から、分権によって中央政府、地方自治体とともに

簡単に効率化しようとする「小さな政府」論もあ

ります。

かけ声ばかりで具体的な姿がなかなか見えてこない地方分権。村山内閣が国会に提出した地

方分権推進法案にも、「何をどこまで進めるか」という分権の具体像は示されていない。社会や

経済の有り様が大きく変わり、国民意識にも從

<

て所見を伺いたいと思います。

○國務大臣(山口鶴男君) お答えいたします。

委員が、地方分権に関する新聞の記事を紹介されました。確かに、私ども考るべき点も指摘をされています。

確かに、私ども考るべき点も指摘をされています。

されど、地方六団体の要求が反映されなかつたといふ記述は私はいかがなものかと、かよううに考えております。

私どもは、地方六団体の意見、地方制度調査会の答申、それを十分踏まえました上で、昨年暮れ地方分権大綱を決定し、その上に立ちまして、記事で評価もいただいているようございま

すが、勧告、監視という強い権限を持つた地方分権推進委員会と、いうものを組み込んだ地方分権推進法案を国会に御提案申し上げたという点はひとつ御理解をいただきたいと思う次第であります。

お尋ねの点についてお答えいたしますけれども、世界は今や歴史的な変革期を迎えております。

国としては、内政に関する役割は思い切って地方

公共団体にゆだねまして、国が本来果たすべき役割を重点的、効果的に担う体制を確立することが急務であるといふに認識をいたしております。

成熟期を迎える今日、各地域がそれぞれの個性を生かした多様で活力あふれる地域づくりを進めることができますよう、どこに行つても金

太郎あめのようだといふなことではないよう

に、地域の主体性を重視した行政システムの変革が求められています。そうして、国民が

ゆとりと豊かさを実感できる社会の実現が求めら

れている。以上の点を十分踏まえました上で、地

方分権に対する要請がかつてない高まりを見せ、しばしば引用いたしますが、衆参両院の国会決議にもなつておると思います。

たゞ、規制緩和が官から民へといふ形の変革でありますし、多数の経済団体がござります。したが

まして、そういった団体から規制緩和を行なべきままで、規制緩和の場合は、直接それにかかる国民の皆さん方が多数おられるわけでござりますし、多くの経済団体がござります。したが

だという世論が大いに盛り上がるわけでございま

すけれども、地方分権の場合は、国から地方へと、

これから地方公共団体へといふことだものですか

れました。残念ながら直接国民、直接消費者という形で

はないということは事実だらうと思います。

しかし、私は地方公共団体は住民自治であるべきだ。住民の中から地方自治を求める、そういう

機運が高まることによって地方自治というものは運営されていくべきであるし、また、そういう中

で私は地方分権というものも立派に結実していく

ではないだらうかと、いうふうに考えておる次第であります。

○岩崎昭弥君 「国閥与省別事項数」というのがありますて、平成六年三月二十一日現在を見ま

すと、件数が三千二百九十三件になつてゐるんで

すね。多いところをちょっと指摘しますと、厚生省が二百九十九件、農林水産省が五百十二件、建設省が五百九十三件、自治省が三百九十九件。こ

れを昭和六十三年十二月三十一日現在から見ます

と大分ふえておる、こういう状況にあります。

これも総務庁長官にお尋ねするんですが、機関

委任事務の整理合理化を進めるに当たつては、個

別具体的な事務についてケーススタディを行な

必要があると思うんです。そして、相当切り込ん

でやつていただきないと地方分権といつても成果

が上がらないというふうに思いますので、この点

について長官の所信を聞きたいと思ひます。

○國務大臣(山口鶴男君) 国の関与が多數あると

いうことは御指摘のとおりでございます。若干ふ

えたという点の御指摘もまさにそのとおりでござ

いますが、國の関与につきましては、法案でう

たつておりますように、また分権大綱でうたつて

おりますように、これにつきましても思い切つた

整理合理化を進めてまいるという決意でございま

す。

また、お尋ねの機関委任事務の整理合理化につ

きましては、現在、機関委任事務が五百六十二ほ

どあるわけでござりますけれども、御指摘のとお

り、多数の実体法によりましてそれぞれ根拠を置

いて機関委任事務というものは設定されているわ

けでございまして、一つ一つ個々の事務について

具体的に吟味をしていくことが必要であると存じ

ます。

私どもいたしましては、こういった観点で地

方分権推進委員会で個々具体的に吟味をいたしま

して、機関委任事務についてはどのように整理合

理化をすべきかということはきちつと御議論をい

ただけるものと思いますし、また、私どもとして

はいただいた勧告、御意見というものを踏まえま

した上できちつとした地方分権推進計画を策定い

たしまして、具体的な整理合理化をきつつとやつ

てまいりたいと考えておる次第でございます。

○岩崎昭弥君 国の関与に関するいふと、さつ

き言いましたように自治省もトップクラスにある

わけです。建設省、農林水産省に次いで三番目が

自治省ですね。自治省は先ほど申しましたよう

に三百九十九件あります。

そこで、自治大臣にお尋ねするなんですが、

地方分権を推進するに当たつては、まずは地方分

権を進めるという自治省が率先して権限移譲等に

取り組まないといけない、こういうふうに思うん

ですね。各省庁に範を垂れてこそ初めて推進が可

能になると私は踏んでおるんですけど、この点につ

いての自治大臣の所見をお聞きしたいと思いま

す。

○國務大臣(野中広務君) 委員御指摘のよう、

地方分権の推進を行なっていくためには、自治

省にとりましてもこれは最も重要な課題と受けと

めておるわけでございます。

自治省自身の事務につきましては、法案でう

なつたわけござりますけれども、自治省につき

ましてもこれは最も重要な課題といふふうに思

います。

また、お尋ねの機関委任事務の整理合理化につ

きましては、現在、機関委任事務が五百六十二ほ

どあるわけでござりますけれども、御指摘のとお

り、多くの実体法によりましてそれぞれ根拠を置

いる所存でございます。

○岩崎昭弥君 次に、今度は総務庁長官にまたお

尋ねします。

地方分権の問題は長年の懸案であったために、

ここまで事態が進んだことについては国民の関心

も非常に高いのであります。また、全国の都道府

県、市町村は推進法の成立及びこれから経過を

見ていくことが重要だとうふうに思いますが、そ

こまで事態が進んだことについては国民の関心

も非常に高いのであります。したが

て、これは法案が成立しましてから的地方

分権推進委員会の審議の状況をできるだけ公開し

ていくことが重要だとうふうに思いますが、そ

こまで事態が進んだことについては国民の関心

も非常に高いのであります。したが

て、これは法案が成立しましてからの方

の移転に関する法律に関しましても、行政委員会

ただ、私はその際にもお答えしたのであります
が、やはり国民の皆さん方に広く御理解をいただ
かなきやならぬ極めて重大な歴史的な課題でござ
いますから、そのことはできました委員会が十分
この御判断をいただけるでありますようし、また
国会の御議論というのも十分踏まえていただけ
るだろう。

そうして、公開ということになるか、それはわ
かりませんけれども、いずれにいたしましても委
員会ではこのような議論が行われたということ
は、その都度会長さんがマスコミに対して、具体
的にこのような審議が行われましたということは
それぞれ御報告あるだろうと思いまして、実質的
には国民の皆さん方に審議の内容が公開に近い形
でお知らせできるというような形に私は必ずして
いただけるんではないだろうかというふうにも期
待する次第であります。

いずれにいたしましても、委員会自体が国会の
御議論等を踏まえた上で自主的にお決める課
題であるというふうに考えております。
○岩崎昭弥君 あと二、三の点についてまだ関係
がありますので。

地方分権に関するアンケート調査というのを全
国市長会が都市政策研究特別委員会と一緒にになっ
て昨年行いました。その結果がこの一月に発表さ
れているわけであります。ちょっと中身を紹介し
ますと、目的は「全国市長会では、都市政策研究特
別委員会において権限移譲等を中心とした地方分
権の推進について審議を行つてある。そこで、審
議の参考に資するため全市長に調査表を郵送し、
地方分権に関するアンケート調査を行つた。」対象
は、平成六年四月一日現在の全国六百六十三市長
を対象に悉皆調査とした。調査期間は平成六年六
月六日から七月十一日となつております。
そこで、「地方分権を推進しようとする主要
目的は何か二項目まであげてください」という
設問に対し、個性的なまちづくりを推進するた
めが七八・一%、五百十八市であります。住民サーキ

ピスを向上させるためが六三%で四百十八市。

次に設問の二は、「地方分権について当面重点
的に取り組むべき分野は何か二項目まであげてく
ださい。」という設問に、都市計画・土地利用が九
〇・八%，それから福祉・保健が六七・九%であり

ます。

設問の三は、「地方分権が進まない要因として
特に障害となっているものは何か三項目まであげ
てください。」という設問に対し、中央省庁の既
得権限の保護が七七・二%、自治体の財政的自立
性の不足が六〇・九%、国補助金行政による統
制が五六・一%となつております。

設問の四是、「地方分権推進基本法制定にあ
たって特に盛り込む必要がある事項は何か二項目
まであげてください。」という設問に対して、地方
税財政制度の自立性の強化が九一%です。国と地
方の役割、これが八一・七%となつております。

設問の五 これは先ほどどちよつと宮崎先生も触
れられたと思いますが、地方税源の充実強化が八
一・四%、地方交付税の充実が四六・三%となつて
おります。

それから設問の六、「権限移譲を進めるために
当面利用したら効果的な制度は何か二項目まであ
げてください。」という設問に対して、広域行政圈
が五一・三%、地方拠点都市が三三・六%、広域連
合が二九・九%等となつております。

それから設問の八に行きますと、「地方分権が
進まないことにより一番困つていることは何か自
由に記載してください。」こういう設問がありま
すが、それは事業分野別と制度的問題別というの
がありますと、目的は「全国市長会では、都市政策研究特
別委員会において権限移譲等を中心とした地方分
権の推進について審議を行つてある。そこで、審
議の参考に資するため全市長に調査表を郵送し、
地方分権に関するアンケート調査を行つた。」対象
は、平成六年四月一日現在の全国六百六十三市長
を対象に悉皆調査とした。調査期間は平成六年六
月六日から七月十一日となつております。
そこで、「地方分権を推進しようとする主要
目的は何か二項目まであげてください」という
設問に対し、個性的なまちづくりを推進するた
めが七八・一%、五百十八市であります。住民サーキ

問題があるわけですが、地方分権を推進する上で
地方税の充実強化が特に必要と思われますが、こ
の場合、税収の地域偏在の問題に対してはどのよ
うに取り組まれるつもりか、お聞かせを願いたい
のであります。

○國務大臣(野中広務君) 現在の地方税を全体と
して見てみると、委員御承知のとおりに、国税
に比べると地域的な偏在度が比較的少ないと思
われるわけでございます。しかし、地域間に経済
力の格差があります現状におきましては、どうし
てもある程度の税源の偏在は避けることができな
いと思うのであります。今後、地方分権の流れ
に応じまして地方の税源の充実を図っていくに當
たりましても、こうした現状を前提にせざるを得
ない点があると考えておるところでございます。

また、現行の地方税制の中におきましても、委
員御承知のとおりに、道府県の税収は法人所得課
税に偏つております。税収において仲長性に富
む反面、地域的な税収の偏在を大きいくいたしまし
て、そのため景気の動向に左右される面がある
と考えておるところでございます。

したがいまして、先般の税制改革におきまして
も地方消費税の創設が図られまして、比較的地域
的な普遍性に富む消費課税のウエートが高められ
ることになったところでございます。今後とも地
方税におきましては、所得、消費、資産の間でより
バランスのとれた安定した税体系の確立を目指し
ていかなければならぬと考えますとともに、適
切な税目の組み合わせによりまして税収の偏在が
大きくならない税体系をつくりしていくことが肝要
であると存じておるところでございます。

○岩崎昭弥君 地方分権と地方自治は一体不離の
関係にあります。中身は違うんですね。したが
いまして、地方分権の推進にあわせて背景となる
制度の導入等の地方制度調査会の答申で提言され
ました検討課題もございまして、今後とも地方分権
の推進の状況に応じまして所要の見直し、検討を
行ってまいらなければならないと存じておるところ
でございます。

○岩崎昭弥君 地方分権と地方自治は一体不離の
関係にあります。中身は違うんですね。したが
いまして、地方分権の推進にあわせて背景となる
制度について、地方自治の問題も私は重要であるとい
うふうに思
うんです。

地方自治体の制定する条例について、例えば住
民参加といえば今、監査制度ぐらいしかありません
が、住民参加規定というものをこれからつくつ
ていく場合に自治法とどうなるか。例えば、選挙
制度についても全部自治法で縛つていますが、こ
れを県や市町村が独自につくつたら自治法との関
係はどうなるか。それから、地方自治体の条例の
制定権を認めたとすると自治法との関係はどうな
るか。いやいやそういうような問題が私は出でてくるとい
うふうに思つてます。加えて、国と地方との間で見解が
異なる場合にはこれを裁判で決着をつけるの
を整する仕組みを地方自治法の中に設けるのかどう
か。そういうことも含めて、これも自治大臣に所
見を伺いたいと思います。

見直し、改正も必要不可欠であると私は思つんで
すが、この点について自治大臣の考え方をお聞かせ
ください。

○國務大臣(野中広務君) 御指摘のように、地方
分権の推進の成果を十分なものにしていきますた
めには、国と地方公共団体の役割分担を踏まえま
して、分権の時代にふさわしい地方行政体制の整
備確立を図つていくことが必要であると存じて
おります。

○國務大臣(野中広務君) 御指摘のように、地方
分権の推進の成果を十分なものにしていきますた
めには、国と地方公共団体の役割分担を踏まえま
して、分権の時代にふさわしい地方行政体制の整
備確立を図つていくことが必要であると存じて
おります。

○政府委員(吉田弘正君) 国と地方の調整の仕組みの問題でございますが、今回の地方分権推進を進めおりますのは、現在、地方がその実情に沿って個性豊かな行政を積極的に展開できるよう、国と地方の役割分担を本格的に見直しまして、そして権限移譲や国の関与等の廃止、緩和、さらには地方税財源の充実強化を進めまして、地方団思の疎通を図つて国民福祉の増進を図つていくということも大切なことだと考えております。

そこで、そういう際に、国と地方で例えば条例の制定等をめぐつていろいろ意見の相違がある、その調整をどうするかというような問題でございますが、この問題につきましては昨年の十一月に出されました地方制度調査会の答申におきましても、「地方分権推進計画の実施状況を踏まえて、国と地方公共団体の関係を調整する新たな制度のあり方について、今後、検討する必要がある」というふうにされているところでございます。

○岩崎昭弥君 次は、主として総務庁にお尋ねをしたいんですが、その質問の前に、「十六年ひと昔」という前の呉市長さんが書いた本があるんです。その中に退任してから地方行政の中いろいろな矛盾点に遭遇したときのこといろいろ書いてあるんですが、例えはその中の起債のことをちよつと紹介しますと、

地方債は、説明するまでもなく、自治体の借金である。自治体の金繕りのため発行し、自治体が返済するものだから、自治体がシチュエーションを自分で判断し、自分で発行する権限を持つのがあたり前だと思うが、その許可権をがっかりと国が握っている。これを個人に置き

換えてみるがよい。すなかじりの子供が親の丁解を得ねば借金できないというのに似ている。こんな不思議な現象が今、横行している。

もうとも、あらゆる場合に自治体が勝手に地方債を発行してよいと言つていいのではない。

方債を発行してよいと言つていいのではなくのは、次のようなケースを考えられる。

第一に、起債市場は言うまでもなく、地域の単位を越えるものだから、市場が極端にタイトな時に、市場金利や株価など経済情勢をにらみながら、全国規模でコントロールすることが必要な場合もある。

第二に、政府資金によって地方債を引き受けた際には、国がコントロールするのは当然である。

第三に、自治体の財政が破綻状態にある時は、借金を抑制することが必要である。したがって、公債費比率が極端に高い自治体に対して、国が起債を認めないとする措置をとることは是認されよう。

第四に、起債の償還に対して交付税措置をすることは、前述のごとく現在やや濫用されいると言えるので、これを抑える必要があるが、他面、財源対策債のように行付税措置を必要とする場合は、国庫資金の支出を伴う関係上、起債の規模について国がコントロールするのは当然である。

こういうふうに言つていますが、いずれにしても起債の管理がきつ過ぎるということを指摘しているというふうに思ふんです。

次に、住居表示のことが書いてあるんです。住居表示は住所のことですが、これも事細かにあせいこうせいと全部書いてあるんです。そこまで言つてくれぬでも地域は地域の特殊性がある、特殊性ぐらいは認めたらどうや、私の町はそこで個性をつくりたいという、そういう町もあるんじや

ないかということを指摘しているんです、これは読みませんけれども。

それからもう一つは公園です。公園は半分以上は緑がないとかん、植栽がないとかぬと言つている。今、スポーツする時代に、そんな木の本数や緑で言つてもらつたのでは困ると、そう言つて

いるんです。昔はスポーツがそう盛んでなかつたから、公園は植栽があつて花があつて小鳥が鳴いてというのが当たり前だったかもしらぬけれども、時代が変わってきたから、そこでスポーツするのに公園のスポーツ施設と緑の割合あるいは建物の割合なんかをそれぞれ規制するのはやり過ぎだというふうに言つてゐるんですね。それはやつぱり山に家が建たないように、そういうところは公園にするとかいうことがあるよう地方政府に応じた公園をつくらせてほしい、そういうふうに言つてゐるわけですね。

これは実際に建設省から縛られるなどを事細かに反論していますが、つまり地方債にても住居表示にしても公園にしても、国は公共団体をがんじがらめに縛つておるというのが私は極論するなら現状だと、こういうふうに思ふんです。このように国が地方を縛るのは私はよくないと思う。地方自治体と言つておるんですけどからある程度は任せた方がいいと、こういうふうに思ふんですけど、これについて総務庁長官の御意見を聞きたいんで

す。

○岩崎昭弥君 今度は自治省にお尋ねいたします。

物事は魄より始めよと言いますが、自治体の自立性について、やっぱり自治省は寛容な態度での国の関与につきましてもできれば許認可からもとに整理合理化を図る。存置する場合におきましても事前関与から事後関与、権力的関与から非権力的関与へ移行することを基本とするとあります。

御指摘の住居表示でありますとか公園などの問題につきましては、これは国の関与の問題だと思

います。ですが、国の関与につきましても必要最小限のものに整理合理化を図る。存置する場合におきましても事前関与から事後関与、権力的関与から非

権力的関与へ移行することを基本とするということを地方分権大綱でうたつております。

そういう観点を十分踏まえまして、御指摘の御意見については、私は國の関与につきましてもできれば許認可からもとに整理合理化を図る。存置する場合におきましても事前関与から事後関与、権力的関与から非権力的関与へ移行することを基本とするということを

市固有の行政需要に適切に対処するために昭和三十一年に創設をされたものでございまして、現在、十二の都市が指定されているところでございます。

政令都市の指定の要件につきましては、法律上、単に人口五十万以上の市というふうに規定しているのでございまして、それ以外には別段明文上の定めている要件はないわけでござりますが、そもそも立法の経緯でございますとか特例を設けた趣旨からいたしまして、人口その他の都市としての規模、行政能力等について、従来の政令指定都市と同等の実態を有するというものについて都市を指定してきたところでございまして、今後もそういう観点、つまり都市の規模とか行政能力等を総合的に勘案して指定すべきものと考えておるところでございます。

また、中核市の問題につきましては、第二十三次の地方制度調査会の答申を踏まえまして、指定市以外の都市であっても、指定市に比較的近い規模、能力が比較的大きい市について、その事務権限を強化するために設けられた制度でござります。昨年の六月に法律改正をさせていただきまして、本年の四月から施行をされていいるところでございます。

この要件としましては、法律上人口三十万以上を有すること、面積は百平方キロメートル以上を有すること、そして当該市の人口が五十万未満の場合にあっては、当該市を含む周辺の地域における経済社会生活圏の中核としての機能、つまり中核性の機能、そういうものを有することを要件としておるわけでございまして、そういう市について、市の申し出に基づいて政令で指定されるという仕組みになつているわけでございます。

中核市の指定に関しましては、重要な事務権限が都道府県から中核市に移るということになるわけでござりますので、事務の引き継ぎや事務処理体制が十分できているかどうかということが大事でございまして、そういう整備をしっかりとす。

ただきたいと考えておりますが、せっかく地方分権の改正をいたしまして地方分権を進める具体的策の一つとしてつくった制度でござりますので、この制度を広く活用していただきたいというふうに私どもは考へておるところでございます。

○岩崎暉弥君 政治改革のことを顧みますと、ある意味で順調になかななかなかったわけですね。それぞれの政党、それぞれの議員に利害関係があつたからです。政治改革と同様に今回の地方分権も中央省庁が自分の体に自分でメスを入れることになりますので、なかなか難しいんですね。

そうした壁を破るのが実は政党的役目であると私は思うのですが、地方分権は村山内閣ばかりでなく、細川、羽田西内閣も重要課題に掲げてまいりました。その流れからいいますと、これは難しくても超党派で、政治の責任でこれを解決しようという不退転の決意が我々にもないといかぬとうふうに思つてますが、そのことをみずから申し上げまして 質問を終わります。

うべき国と地方公共団体の役割分担に焦点を合わせまして、後の三条、四条と条文を読んでいきますと、これは私だけかも知れませんけれども幾つか疑問点が出てくるわけです。疑問点というよりも、もう少し明らかにしておいた方がいいということがあります。そういうことで、私が疑問点に思っているところを明らかにするという形で質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

初めは、自治大臣に主としてお尋ねをしてまいりたいと思います。

今申しました国と地方公共団体との役割分担のあり方を考えていく場合、これは基本理念にもありますように、やはり目的は国民福祉の増進にあるというふうに思うわけであります。基本理念のところではうたつておりますけれども、これには制約があるわけです。すなわち、限られた資源なんです。ですから、限られた資源という制約のもとで国民福祉を最大限に高めていく場合に、国と地方公共団体がどういう役割分担をすればその目的を達成することができるのか、こういう観点で地方分権を考えなければ、いたずらに議論が混乱するのではないかというふうに私は思つております。

その場合に、経済学では、限られた資源でもって国民福祉を最大限に増大させるためには三つの条件が満たされなければならないと言つております。

その一つは、限られた資源ですからこれを最も有効に活用しなければなりません。最適配分の実現であります。二番目は、資源を有効に利用して、それでつくられたものがどう分配されるか、これが問題であります。ですから、適正な所得分配の実現これが第二番目の条件であります。第三番目の条件は、限られた資源ですから遊休の資源があつてはなりません。失業があつてはなりません。ですから、雇用の安定と物価の安定、これらの条件になつてしまります。この三つの条件を整えていかなければなりませんが、国と地方公共

共団体が行う行政は、実はこの三つの条件に非常にかかわっているわけであります。

そこで、この三つの条件とのかわり合いを財政が三つの機能を持つているというふうに表現している。すなわち、資源配分の機能、それから所得分配の機能、そして経済安定の機能であります。だとしますと、国と地方公共団体との役割分担を考える場合、私はこの三つの機能について、すべてやっぱり検討していかなければこれから日本の経済、財政の運営を円滑に、かつ非常に有効に運営していくことはできないと思うのであります。が、これについて自治大臣、どういうお考えでしようか。

○國務大臣(野中広務君) 今、委員から御指摘がございましたように、限られた資源の中で三つの財政機能をどのように生かして国と地方の役割分担を行っていくかというのが分権の基本的理念と基本方針でなければならないという御指摘は委員御指摘のとおりだと思います。国と地方が意の疎通を密にいたしまして、相協力して共通の行政目的であります住民福祉の増進を図つていかなければならぬと思うわけでござります。

この法案におきまして、国と地方公共団体の役割分担につきまして、国は国際社会における国家としての存立にかかる事務等、国が本来果たすべき役割を重点的に担い、地方公共団体は地域におきます行政の自主的かつ総合的な実施の役割を広く担うこととされでおるわけでございますけれども、このような役割分担のあり方に即しまして権限移譲等を推進していくこととしておりまして、具体的な権限移譲等を通じまして国と地方公共団体が分担すべき役割がより明確になつていくものと考えておるわけでございます。

また、これらに並行いたしまして、国と地方公共団体の役割分担に応じた地方の税財源の充実確保を図つていかなければならぬということも御指摘のとおりでございます。その際は、当然、国家財政及び地方財政のそれぞれの特色に配意してい

かなくてはならないと考えるところでございました。

こうした中で国と地方公共団体とが相互に協力をいたしまして、御指摘のような財政機能も適切に果たしていくものと考えるところでござります。

○牛嶋正君 ありがとうございました。

私は、もうちょっとこの三つの機能について見ていくたいと思うのでございますけれども、最初の資源分配機能でございますが、これは我が国は市場経済でございますので、大部分の財サービスというのは市場を通じて供給されているわけであります。

問題は、市場を通じては供給されないわゆる公共財、これを国と地方公共団体が受け持つていいくわけでありますが、この役割分担は普通国と地方の事務分配というふうに呼ばれております。この事務分配の問題は今回の地方分権の非常に中心的なテーマでございますが、これはちょっと後に回したいと思いまして、次に所得の分配機能についての国と地方の役割分担を少し考えてみたいと思います。

財政が所得分配機能をどういうふうな形で発揮していくかといいますと、一つは生活保護費とか年金給付等の移転支出、それからもう一つは累進構造による課税によって進められていくというふうに考えられるわけであります。そうしますと、現行の税制を見ますと、累進課税の構造をとつておりますのは、まずは国税の所得税でございます。しかし、地方税の個人住民税も、これはちょっと緩やかでありますけれども累進課税の構造をとつているわけで、そういう意味では所得の分配機能の中に地方公共団体も加わっている、こういうふうに考えられるわけです。

しかし私は、この所得の分配機能というのは国

が主として受け持つべきである、全国一律に適正

な分配基準を設定し、そしてそれを実現していく、

これはやっぱり国の中重要な役割ではないかというふうに思うわけありますけれども、この考え方について自治大臣はどういうふうにお考えでしょ

うか。

○國務大臣(野中広務君) 委員のような学識の立

場に立たれました高度の国の所得分配機能のあり方という問題につきまして的確にお答えできる識見を持ち合わせてはおらないわけでござりますけれども、今御指摘になりました個人住民税は、地域社会の費用につきまして住民がその能力に応じて広く負担を分担するという独自の性格を有しておるわけでございまして、所得税と比べまして個人所得課税に求められる所得の再分配の役割が相

対的に小さいために、その税率構造は所得税と比較いたしましてかなり緩やかな税率構造となつておると承知をしておるところでございます。

しかしながら、個人住民税は一方でお説のように所得を課税標準としておるわけでございますので、負担能力に応じた負担を求めるという性格もある程度の累進構造は必要ではなかろうかと存じておるところでございます。

いずれにいたしましても、個人住民税の性格に

ふさわしいあり方につきまして必要な検討を行いまして、中長期的にその充実を図つてまいらなくしてはならないと考えておるところでございます。

○牛嶋正君 今、中長期的に充実を図らなければならぬとおっしゃったわけですから、これまでの税制改革を振り返ってみますと、常に国税の中心の税制改革、地方税の改革はいわばつけ足しですよ、私から申しますと、そつたとしますと、このような状態が続くなれば、幾ら地方税による税源の確保と言つたって、私は言われるだけじゃないかなというような気がするんです。そのためには地方税を中心とした税制改革をやつぱりやらなければいけないんじやないかと思うんです。なぜ今まで所得税を中心とした国税中心の税制改革で終始してきたのか。いつでも地方税の改革はつけ足しだったんですね。なぜでしょうか。

私はその理由は幾つかあると思うんですけども、その一つの理由として、先ほど私が申しました所得の分配機能における国と地方公共団体の役

割分担が明確でなかったからです。その点についても一度自治大臣のお考えを。

○國務大臣(野中広務君) 委員が御指摘になりま

したように、所得の分配機能におきまして国税、地方税の役割分担を踏まえますときに、地方税のあり方について、委員が御提言のような問題点などしないところは私もよく認識をするところでございます。

したがいまして、今回この法案の六条によりまして、「地方税財源の充実確保」というところで、私どものこれから大きな課題であると存じておると承知をしておるところでございます。

いかなくてはならないと思うのでござります。御指摘の所得分配機能の観点からも、地方税体系のあるべき姿として安定的な税体系の構築が望まれるところでございます。

一般の税制改正につきましても、先ほど来申し上げましたように、安定的な地方税源として地方

消費税が創設され、加えましてこれにかかるわ地方交付税率の変更も行われたところでございませんけれども、提案をいたしております法律案の文言は、地方分権推進大綱の方針を踏まえまして、地方税財源の充実確保につきまして基本的事項を規定したものでござりますことをぜひ御理解いただきたいと存ずるところでございます。

なお、「地方税財源の充実確保」という文言には、広い意味で安定的な地方税制の確立という趣旨も含まれておると考えておるわけでございまして、今後、委員が御指摘の観点を踏まえまして、安定的な地方税体系の構築を図つていくことが必要だときたいと存するところでございます。

それから昨年の十二月の税制調査会の答申におきましても、今まで地方消費税が新たに創設された、このうのはやはり市町村税を非常に充実させる、こういう観点、それに都道府県税につきましても同じ府県と市町村の二段階の税制になつておるも危惧を持ちますので、ちょっと申し上げたわけでございます。

じなんです。ほとんど変わってないんです。

ということは、先ほどから私が申しましたよう

に、今まで税制改革において地方税改革というのはいつも余分なものであったということです。だとすると、もう少しはつきりと言つていただきなけれども、今までと変わらないんじやないか。そうすると、シャウブ税制のときにできた地方税がそのままつと統いていくんじゃないかというふうな危惧を持ちますので、ちょっと申し上げたわけでございます。

○政府委員(佐野徹治君) 地方税全般につきましては、お尋ねでござりますけれども、地方税は都道府県と市町村の二段階の税制になつておるも

と、こついう前提のもとで先ほどお話をございました。シャウブ税制につきましては、その考え方といふべき姿として安定的な税体系の構築が望まれるところでございます。

それから昨年の十二月の税制調査会の答申におきましても、今まで地方消費税が新たに創設された、このうのはやはり市町村税を非常に充実させる、こういう観点、それに都道府県税につきましても同じ

ことをいたしております。先般の税制改革に

おきましても地方消費税が新たに創設された、このういう点につきましても御理解をいただきたいと思います。

それから昨年の十二月の税制調査会の答申におきましても、今まで地方消費税が新たに創設された、このうのはやはり市町村税を非常に充実させる、こういう観点、それに都道府県税につきましても同じ

ことをいたしております。先般の税制改革に

おきましても地方消費税が新たに創設された、このうのはやはり市町村税を非常に充実させる、こういう観点、それに都道府県税につきましても同じ

独事業で行われてきているわけです。それからまた、これまで行われてしまいまして消費需要喚起のための所得税減税、これも重要なファイスカルポリシーですけれども、その場合でもやっぱり住民税の減税が所得税の減税にあわせて行われるということですね。このように見ますと、経済安定機能におきましてもだんだん地方公共団体の役割が増大してきている、僕はこれでいいと思うんですね。むしろ非常にファイスカルポリシーの運営が難しくなってきておりますので、今後は地方公共団体の協力が不可欠だと思います。それをうまく組み合わせていかなければ、実効あるファイスカルポリシーを実現することはできないと思います。

しかし、二二二、三牛の地方財政の蓄意を見て

きまして地方財政の果たす役割はより大きなものがあろうと存じておるところでございます。今後とも、生活に密着した社会資本の整備の重視が言われておりますございますし、地域福祉の重点策を考えますときに、より地域に密着した社会資本の充実のためには地方財政の役割はまことに重要であると認識をしておるところでございます。

べましたように法の六条におきましても、「国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保を図る」とこととされておるところでございまして、具体的には毎年度の地方財政対策においても、地方税あるいは地方交付税等の充実確保を図ることによりまして、今御指摘ございましたような地方団体の財政の運営に支障が生ずることのないようにさらに努力を重ねてまいりたいと存じておるところでございます。

○牛嶋正君 今、三つの財政機能を取り上げまして、そこでの国と地方公共団体の役割分担について見てきたわけですけれども、今回の条文を読みますとどうも資源配分機能が中心になつておりますが、私が今言つたような後の二つの所得分配機能、それから経済安定機能については余り触れられていないんじゃないかというふうな気がするわけであります。

○国務大臣（野中広庭君） 委定した経済の実現すなわち安定経済機能を図るための近年の総合経済対策について、委員がお触れになりましたように、景気の動向を見ました場合にこれを彈力的に機動的に対処していく景気調整を行いまして、より安定化を図っていく機能として財政が果たす役割はまさに大きいわけでございまして、その一端を地方財政が担つて今まで協力をやってきましたところでございます。

しかしながら、安定した経済の実現は地域経済にもかかわることでございますので、またあわせて公共投資の約七割を地方公共団体が実施をいたしておりますが、その六割が地方単独事業となつておるわけでございまして、委員が御指摘のとおりでございます。

しかし 第二条の基本理念のことなどをもう一度見てみると、「国と地方公共団体とが共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力する関係にあることを踏まえつつ、各般の行政を展開する上で」と、こう書かれております。そなただとすると、四条以下の基本方針と、それからここで二条でうたわれている基本理念の間にちょっと整理性を欠くんじゃないかなというふうに思うんですねけれども、これについて大臣はどういうふうに考えでしようか。

○政府委員(吉田弘正君) 経済の諸機能に関連しての御質問でございまして、特に法文の四条、五

条關係等についてのお尋ねでござりますので、私はそれからお答えをさせていただきたいと存じます。

今回、私どもが地方分権推進法案をとりまとめて御審議いただいておりますその背景と申しますか、それは御案内のとおり、現在、国民がゆとりと豊かさを実感できる個性豊かな地域社会を実現するといううために、地方公共団体がその実情に沿った個性あふれる行政を開拓ができるよう自立性、自立性を高めようということで、地方分権の推進が必要不可欠であるという認識のもとに法律案を出させていただいて御審議いただいているところでございます。

したがいまして、この法律案におきましては、国と地方公共団体の役割分担につきまして規定をいたしまして、国は本来果たすべき役割を重点的に担い、地方公共団体は地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を広く担うことというふうにしているわけでございます。

そして、このような基本的な考え方方に沿いまして、国から地方への権限移譲あるいは国の関与、位置規制等の整理合理化等の施策を推進していくということとも規定いたしまして、それによって地方分権の推進を図っていくということにしているものでございます。

また、地方公共団体が事務事業を自主的、自立的に執行できるように、こうした役割分担に応じて国家財政と地方財政の特色に配意しつつ地方税財源の充実確保を図っていくことが必要であると考えておりますが、それに応じて今ありました御指摘の財政の経済安定機能等も国と地方公共団体におきましてそれぞれ適切に果たされていくといふふうに考えております。

○牛嶋正君 今、非常に模範的な回答をいただいたわけですが、第四条を読ませていただきますと、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならぬ施策」、これは本当に官僚が考えるうまい文言だなと思って、これさえ載せておけば何でも国でやれますよね。私はそう思い

条関係等についてのお尋ねでございますので、私は方からお答えをさせていただきたいと存じます。今回、私どもが地方分権推進法案をとりまとめまして御審議いただいている背景と申しますが、それは御案内のとおり、現在、国民がゆとりと豊かさを実感できる個性豊かな地域社会を実現するといううために、地方公共団体がその実情に沿った個性あふれる行政を開拓ができるよう自立性、自活性を高めようということ、地方分権の推進が必要不可欠であるという認識のもとに法律案を出させていただいて御審議いただいているところでございます。

したがいまして、この法律案におきましては、国と地方公共団体の役割分担につきましてまず規定をいたしまして、国は本来果たすべき役割を重視的に担い、地方公共団体は地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を広く担うことというふうにしているわけでございます。

そして、このような基本的な考え方方に沿いまして、国から地方への権限移譲あるいは国の関与、必置規制等の整理合理化等の施策を推進していくということとも規定いたしまして、それによって地方分権の推進を図っていくということにしているものでございます。

また、地方公共団体が事務事業を自主的、自立的に執行できるように、こうした役割分担に応じて付与されるべき権限を明確に定めておくこと等の

○政府委員(遠藤安彦君) 法案の文言の問題でござりますけれども、私ども政府として法案を提出しました段階におきまして、この法律案の文言につきましては昨年閣議決定をいたしました地方分権推進大綱方針等を踏まえた上で法文を書いているわけでございまして、地方公共団体の財政基盤の整備について基本的な事項について規定をしておくということで御理解いただきたいと思うわけであります。

御指摘の地方債の許可制度の弾力化とか簡素化等の問題につきましては、先ほど申し上げました大綱方針の中で、今後一層そういった方向を図る

問題は、この後、五条以下で地方分権の推進に關する國の施策です。僕はこのところで、今おつしやるようなことで経済安定機能も考えているんだというふうなことであれば、そのことをやつぱり五条のところで少し顕出しさせるべきではないかと思うんです。先ほどから申しましたように、例えば経済安定機能に関しても申しますと、やっぱり単独事業を行う場合に八割は起債でしよう。九割かな。起債はどれだけですか。

○政府委員(遠藤安彦君) ことしの地方財政計画の上では、単独事業の事業費が十九兆五千億ということになつておりますが、これに対する起債は恐らく八兆円程度と、正確には今手元に持つておりませんが、というよう理解をいたしております。

○牛鷲正君 だとしますと、やっぱり五条の中で先ほども質問が出ていましたけれども、地方債許可制度のことを一言やっぱり触れるべきじゃないかと思うんです。そんなに触れなくていいですよ、しゃっているけれども、経済安定機能に関しては全然今まで考えてこられなかつたんじゃないかないうふうに思つんですね。でも全然出てないといふことは、結局、四条でこういうふうにおつしやつてあるけれども、経済安定機能に関してはいましようか。

○牛嶋正君 私は、そういうふたつの文言についていろいろと問題を指摘しているわけじゃないんです。どうにかしてこのままではいけない、こういふことでござります。それで、私は、そのうえで、このままではいけない、こういふことでござります。

いませんので 様醸分をいたしまして そして簡素化あるいは弾力化に努めておるところでござります。

今後一層、自治省といたしまして分権の趣旨を踏まえましてそういう努力を積み重ねてまいりたいと考え、委員の意のあるところは十分生かしてまいりたいと存じておるところでございます。

○牛嶋正君 それでは次に、先ほど問題を残しました資源分配機能にかかる国と地方公共団体との役割分担について少しお尋ねしてまいりたいと思いますが、今度は総務庁長官にお願いをしたい

先ほども申しましたように、限られた資源を活用して国民福祉の増進を最大限図っていく、これは大変な問題なんですが、結局は個々の財サービスをどれだけ生産するかということとその資源を分配していくわけですから、その場合に効率的に資源を分配していくためには二つの条件がある。この場合も満たされなければならないと思つております。

できるとするならば、ちょっととした文言を入れたっていいんじゃないかというふうに思いますがけれども、自治大臣、いかがでございましょうか。
○国務大臣(野中広務君) この問題はたびたび御指摘をいただきましたが、委員が御指摘のような地方債のあり方等につきましては当然御意見のあるところでございます。

個別具体的な問題につきましては、今後、分権推進委員会においてそれぞれ国の移管事務等を含めて御審議いただくことが今回の法提案の基本として考えてまいりましたところでございました。地方債の許可につきましては、今日までもその彈力化あるいは簡素化等について努力をしてきたところでございますけれども、今後さらに一層御意見等を踏まえながら、この弾力化、簡素化について法律に明文化はしておりますせんけれども、今日までの足取りを踏まえながら個別の事業について、地方債の許可を今やつておるわけではございません。

供給水準を決めていく、あるいは供給量を決めていくということにならうかと思います。これは国及び地方公共団体の行う行政の場合でも同じであります。いまして、國民が國民生活を続けていく上で行政に対してどういうニーズを持っているのかといふことを正確に把握しなければ、せっかく行政政策を行つても住民の方が向こうを向いていれば大変な資源のロスになるわけであります。

これは言うならば、國民のそういうニーズあるいは地域住民のニーズを正確に把握して行政サービスの適正な水準を決めるということだと思うう

これは国及び地方公共団体が行政を通じて、先ほど申ました公共財を供給する場合にも同じであります。ですが、その一つの条件は私は需要側の条件と呼んでいいんですけれども、いたずらに物をつくっても売れないれば資源が有効に利用されたとは言えません。ですから、まず財サービスに対する需要者のニーズを正確にとらえなければなりません。そして、それにできるだけ合致するような

れば、先ほどから言つておりますように二つの条件が満たされてそして効率的な資源の利用ということになるのかということ、これは真剣に考えなければならぬと思いますね。行政改革なども結果はこの問題に全部帰着するわけでござります。ところが、今までどちらかといいますと、供給側の条件だけでどうも決められてきたような気がいたします。例えば、地方自治法の別表四に挙がっております戸籍に係る事務、これは機関委任事務ですけれども、これを考えてみると、戸籍は言うたら窓口行政ですから、住民の一番身近な

ういうふうなことで価格がシグナルの役割を果たしていくわけですけれども、行政の場合は価格がございませんので、結局は予算を編成してサービス水準を決め、そしてまたそのサービス水準のもとでサービスの供給を果たしていくかなければならぬ、こういうふうに思います。

その場合、計画事務とそれから実施事務、これ

そうしますと、普通、行政はある行政サービスを供給する場合は二段階に分かれているわけですね。計画事務とそれから実施事務、こういうふうに分かれて供給されていくわけであります。ところが、先ほど申しました市場メカニズムは、いまば価格がうまく資源配分の調整的役割を果たして、価格が上がりますとそこには需要が集まつて、いる、だからその生産をふやす、価格が下がる、こ

私はこの事務を計画事務と呼んでいるんくてす。これは余り皆さんには使っておられませんけれども、私は計画事務と呼ばせていただいでおります。ちょっと覚えておいてください。それからもう一つは、供給側の条件ですね。それは今我々が利用し得る最高の技術水準を使ってできるだけ低コストで供給するということです。普通、行政の効率化と言われているのはこのこととと言われてていると思います。これは、まさに需要側の条件で決められたサービス水準に基づいて実際にサービスの供給を行なうわけでございますので、これを実施事務というふうに呼ぶわけです。

口掛ける一キロなら、一キロ掛ければその需要が出てくるわけですね。ですから、地域住民のそういう選好を余り議論しなくともよかつたという点が一つあると思います。

それからもう一つは、そういう非常に日常生活にとって重要なサービスではありますけれども、一定水準のサービスを確保することが非常に難しい財政力の乏しい団体がかなりあったということですね。

ですから、そういうところに全部任せておりま

すと地域住民が不自由をするというふうなことに

く場合に必要欠くべからざるサービスであった。それだけにそのサービスに対する人々の、地域住民の選好というのはそんなにばらつきがなかつた、大体同じ。例えば、ごみの場合ですと、一日の日常生活で排出するごみというのは大体九百グラムから一キログラムですね。これを収集し処理してくれればいいわけです。そうしますと、どれだけのごみ行政に対する需要があるかというと、人

いる。これが機関委任事務であります。結局、今私が申しましたように、これまでの事務分配分というのは大体供給側の条件で考えられていました。余り需要側の条件が考慮されなかつたんですが、それは理由があつたわけですね。その一つは、これまでの行政サービスというのは大体私たちの生活に密着しているサービスが多かつたわけですね。ですから、だれもが日常生活を行つてい

ところは窓口を置くのか——一番便利かいいわけですか、そしてコストも非常に安くできます。ですから、結局は市町村の機関委任事務というふうに決められたんだと思うんですね。しかし、全国統一的に一つの様式に従つて戸籍を記載した方がこれは便利がいいです、また「全国統一」にした方がいいと思いますね。ですから、戸籍法というのを設けて先ほど申しました計画事務を国が受け持つ、こういう形になつてゐるわけです。ですから、戸籍事務というのは機関委任事務のいつも代表の事務として取り上げられますけれども、計画事務を国が、そして実施事務を市町村がと、こうなつて

なつてしましますから、国が大体一定のサービス水準を決めて、そしてそれが実現するように国が財政的にサポートする、こういうことであつたと思ふんです。ですから、多くの場合、計画事務に大体国がかかわりを持つてきただけですね。実施事務を市町村が受け持つて行政サービスについて市町村あるいは都道府県、地方公共団体が計画事務も行つていてもの、これはあるわけです、そんなに数は多くありませんけれども。これは固有事務ですね。

それからもう一つは、計画事務を行う場合に国と地方が同時にそれに参加している、これは私は、先ほど申しました計画事務も実施事務も地方公共団体が受け持つていてる場合、それから今申しましたタイプ二というのは、計画事務は国と地方がそこに参加する、しかし実施事務は全部地方公共団体が受け持つ、それからタイプ三というの、計画事務は完全に国が決めてそして実施事務は全部地方公共団体に任せると、この三つのタイプに分けることができる、こういうふうに思うわけです。

地方自治法の第二条で、地方公共団体が行う事務を四分類しておりますね。固有事務、それから団体委任事務、機関委任事務、そして行政事務と分けておりますが、今申しましたタイプ一が固有事務、これはもう問題ないわけですが、もう既に計画事務を地方公共団体が受け持つているわけです。だから問題はタイプ二に含まれる団体委任事務と行政事務、そしてタイプ三の機関委任事務といふことで、ちょっとコメントをいただきたいと思います。

○國務大臣(山口鶴男君) 自治大臣がお答えするところがふさわしいことかとも思いますが、いずれにいたしましても委員が御指摘ございましたように行政ニーズが多様化して地方公共団体も大変力

がついてきており、そういう段階におきまして行政のニーズを国と地方公共団体のどちらがより的確に把握できるかという観点、これは極めて重要なと私は思います。

そういう観点から、国と地方公共団体のどちらが行政サービスの水準の決定を行うべきなのか、これを十分見直していくべきだという御指摘はまさにそのとおりであろうと存じます。したがいまして、今回の法案におきましては、地域住民に身近な行政を住民に身近な地方公共団体において処理することは地方分権を推進する上に基本であるという観点から、第四条においてその趣旨を明確にいたしていいるところでございます。

なお、昨年の十二月末に決定いたしました地方分権大綱におきましては、この四条で規定をいたしておりますが、この四条で規定をいたしておりますが、この四条で規定をいたしておりますが、この四条で規定をいたしておりますが、この四条で規定をいたしておりますが、この四条で規定をいたしておりますが、この四条で規定をいたしておられます國が行うべき事務、三つに分けて記載をいたしていいるわけでございますが、この際、全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならぬ施策、事業、これを拡大解釈すれば何が何でも國の仕事になつてしまふではないかという御指摘ござりますけれども、この点は分権大綱におきまして、「全国的な統一性、全国的な規模、視点を重視して行う必要のある事務についても、その執行に当たり地方公共団体の裁量に委ねることが適当なものについては、國は、極力、基準の提示や制度の大枠の制定にとどめる」としていいるわけでございまして、まさに法律は四条でこう書いてございまして、まさに法律はおるものだと私どもは認識いたしていいるわけでございまして、この点はそういう趣旨であるということを御理解いただきたいと思います。

先ほど自治大臣に対してお話をございました起債の問題、確かに第六条は極めて簡単な条文でござります。しかし分権大綱におきましては、「地方税財源の充実等」、「補助金等の整理合理化等」というふうにいたしまして、御指摘の地

の制度の弾力化・簡素化を図るとともに、地方債市場の整備・育成や外債等資金調達方法の多様化など地方債発行の条件整備を図っていくものとする」というようなことですかなり具体的に記載をいたしてあります。したがって、第六

条もこの地方分権大綱をきちつと踏まえた上で我々としてはこれを推進するんだということで御理解いただきたいと思います。

なお、計画事務に関する二つのタイプがあるという御指摘、まさに私どもも同様に思っております。このタイプはまさに地方公共団体の固有事務、そして二のタイプは団体委任事務、そして第三のタイプは御指摘のとおり機関委任事務であろうと思います。私たちはこの機関委任事務につきましては、廃止できるものは廃止をする、もう必要な事務については廃止をしてもいいんじゃないかな。

それから、御指摘の戸籍事務のようだ、どうしてもこれは國の事務として必要なものがございます。旅券の発行もそうでございましょう。こういった國がどうしても行わなければならぬ事務、この執行をどうするかということは、機関委任事務という方法も一つあるであります。が、いわば國の直接処理として國の出先機関をつくつてやるという方法もあります。しかし、それではこの行政改革の推進という趣旨に反するわけでござりますので、そのようなことを我々は考えておりません。

したがつて、機関委任事務のあり方についても検討をいたしまして、機関委任事務というやり方ではなくて、もし他の方法があるとするならば、またそういった方法で合意ができるとするならば、機関委任事務制度自体の廃止も我々は考

えておるということはこの委員会において私どもが答弁をいたしていいるところでございます。また、公団として存置すべき事務につきましても、第二のタイプ、すなわち団体委任事務、団体事務という形で残す場合もあり得るかと思いません。いずれにいたしましても、今の都道府県、市町村が行つておられる行政事務全部を見直さなければならぬ。法律の数からいいますともう千を超えるん

ら御指摘をいただきました問題等も私どもは十分踏まえました上で、地方分権推進委員会におきまして十分な御議論をいただき、その勧告を受けまして私どもとしては地方分権推進計画を策定してまいりたい、御指摘のとおりに地方分権を進めてまいりたい、かようになります。

○牛嶋正君 今大臣がお話しいただきましたね。我々の日常生活を考えてみますと、随分所得も上がりましたし、自由時間もふえだし、出生率も低下したし、寿命も延びましたし、地価まで下がりましたから、我々の生活パターンが変化することは明らかでございます。また生活意識も大きくなつてまいりました。そんなことで、地方公共団体一つ一つを取り上げますと、財政力の強化は必要ですけれども、全般的に見て十年前あるいは二十年前に比べて財政力もついてきたことも確かであります。そうしますと、もう一度需要側の条件でどういうふうに役割分担するかということをもう一度見直す必要があると思います。

それで、私がなぜ計画事務と実施事務にこだわるかということですが、どうしても計画事務を受け持つ機関が実施事務を受け持つ機関よりも上位に立つわけですね。言うならば、管理する立場と管理される立場にどうしてもなるわけであります。これはもうやむを得ない。しかも、そういう立派な一つ一つを取り上げますと、財政力もついてきたことも確かであります。そうしますと、もう一度需要側の条件でどういうふうに役割分担するかということをもう一度見直す必要があると思います。

そこで、私がなぜ計画事務と実施事務にこだわるかということですが、どうしても計画事務を受け持つ機関が実施事務を受け持つ機関よりも上位に立つわけですね。言うならば、管理する立場と管理される立場にどうしてもなるわけであります。これはもうやむを得ない。しかも、そういう立派な一つ一つを取り上げますと、財政力もついてきたことも確かであります。そうしますと、もう一度需要側の条件でどういうふうに役割分担するかということをもう一度見直す必要があると思います。

じやないかと思ひますけれども、私が心配するの

はその見直しが全部五年間でできるのかということ、このあたりの感触をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○國務大臣(山口鶴男君) 今御指摘がございましたように、第一のタイプを第一のタイプに移していく、第三のタイプを第二のタイプに移していくということは、機関委任事務制度の整理合理化、そのあり方として十分配慮すべき考え方であるというふうに思います。それらの問題も踏まえました上で、我々としてはこの地方分権推進委員会の御意見、勧告を十分尊重いたしました上で計画を策定したいと考えております。

そしてまた、第四条におきまして、「住民に身近な行政は住民に身近な地方公共団体において処理するとの観点から地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を広く担うべきことを旨として、行われるものとする。」とありますが、この点は委員会におきましても、自主的かつ総合的な自治というのは、企画立案それから調整、実施、これを含めて行うというのが自主的かつ総合的な実施であるというふうに私はお答えをいたしている次第であります。委員御指摘の計画事務ということを強調しておられますのは、まさにその意味を含んでおるのではないかと思います。

ですから、今まで企画立案は中央省庁がやる、その上に立つて補助金を地方公共団体に渡して、そして調整実施をやらせたというのが多くのタイプだつたと思いますけれども、これからは住民に身近な行政につきましては、企画立案の段階から地方公共団体が自主的、総合的に実施できるようにしていくことが地方分権の推進であるといふふうに私どもとしては認識をいたしている次第でございます。そういう立場に立ちまして、今、委員御指摘の点は十分配慮してまいりたいと思います。

そうして、五年間のうちの前半で政府が策定する計画は策定をいたしたいと思います。その前に、分権推進委員会が指針を勧告いただきたい。そう

して前半で計画を策定いたしましたならば、これを実施に移すためには数々の法律を改正しなければなりません。法律改正案を国会に御提案申し上げて、五年間のうちにこれを仕上げていくといふことで、積極的に、精力的に私どもは取り組んでまいりたいということをございます。

○牛嶋正君 精力的にとおっしゃいました。私は今まで団体委任事務、それから機関委任事務、全部ではありませんけれども、かなりのものを検討してまいりました。その結果言えることは、私がこれはこれまでの経験で申し上げるんですが、かなりの数の事務がやっぱりタイプ二、タイプ三に残ると思います。これは私はこれまでの私の分析からちょっと申し上げるわけです。

だとすると、私はそのままタイプ二、タイプ三でもいいと思うんです。その方が需要側の条件、それから供給側の条件を満たして、そして効率的な財源配分になるのならばそれでいいと思うんです。だけれども、先ほど申しましたように計画事務、それから実施事務を受け持つ機関が分かれているときにはどうしても管理するものと管理される方になるわけですから、今申しましたタイプ三の中でもういつた関係を少しずつ和らげていく方がいいのか。

団体委任事務に関しては、先ほどちょっと長官がおっしゃいましたけれども、私は基準のサービス水準の決定を一定の水準で決めるのじやなくしてちょっと幅を持たせて一定の範囲で決めます。その後どこで決めるか、それはそれぞれの地域の実情に応じて決めていく。こういうもう少し計画事務に地方自治体が参加できる余地をやつぱりやしていかなければ、結局は地方分権は進まないんじゃないかというふうに思つわけです。そういうことでだんだんと地方自治体に力をつけて、そして徐々に幅を広げていって最後は撤廃する、僕はこれが実際の進め方かなと思うんですね。それからタイプ三については、先ほどおっしゃいましたように、例えは委託方式で計画事務は国

が今までどおりやる。そのかわりに、国の一機関としてではなくて委託方式で実際の事務を地方公共団体に委託する。その場合の関係は管理される方、管理する方ではないんじやないかというふうに私は思います。

そういうことを考えますと、いずれにしまして

もやっぱり思い切って制度を見直すということでございますので、そういうことを五条の中で少し記載していただければなというふうに思います。そうしますと、私はこの法案を高く評価させていただきたいと思うのでござりますけれども、この点についてコメントをいただいて、私の質問を終わらせていただきます。

○國務大臣(山口鶴男君) お答えいたします。

先ほどお答えいたしましたように、法律は昨年末の地方分権大綱を踏まえているわけでございまして、地方分権大綱では機関委任事務につきましては、「機関委任事務の整理合理化等」として「機関委任事務の整理合理化等」として「機関委任事務制度について検討する。」といふことになつて、委員御指摘のとおり機関委任事務につきましては、機関委任事務制度について検討する。このことになつて、委員御指摘のとおり機関委任事務につきましては、この地方分権大綱を踏まえ、そしてまた繰り返しお答え申し上げておりますように、整理合理化といふのは、

私たち機関委任事務を極力残そうと思っているわけではない。具体的にはどの事務が必要であるか、これはどのような形で処理すべきかといふことを地方分権推進委員会で個々具体的に御議論いただきましてそれに対する対処の仕方について勧告をいただく、そつして我々はその勧告を尊重いたしまして計画を立てるということでございま

す。

これらは繰り返してのお答えになるかと思ひます。これが機関委任事務制度自体につきましても、機関委任事務制度以外によい方法があるならば、この方法でいくべきだということであるならば、この制度を変えるということはやはり難しいという面示さないと、いうことを皆さんからよく言われるのは今は地方分権といふよりはその百三十年後のいわゆる国から地方への権限の返還である、こういふふうに考えた方がいいのではないかと思うわけですが、それにはいろんな理由があると私は思います。百三十年もの間すつかりなれ切つたことで返還させたわけですね。それから百三十年ほど経過しているわけでありますので、むしろ私は今は地方分権といふよりはその百三十年後のことには、それはまあいいとして、それでもしたことがございました。それは明治維新の際に大政奉還ということで幕府の権限移譲を受けたということは、それはまあいいとして、それでもしたことがございました。それは明治維新の際に大政奉還ということで幕府の権限移譲を受けたことがあります。

それで、國の方は地方分権、分権と一生懸命言つておりますけれども、地方がやっぱり関心を示さないと、いうことを皆さんからよく言われるのは思ひます。百三十年もの間すつかりなれ切つたことで、そして徐々に幅を広げていって最後は撤廃する、僕はこれが実際の進め方かなと思うんですね。それからタイプ三については、先ほどおっしゃいましたように、例えは委託方式で計画事務は国

きましては、「所要の措置を講ずる」と書いてあるわけでございますが、「所要の措置」とはこの制度の廃止自体も含むものであるということは、先日、山口委員に対しましてお答えいたしましたとおりでございます。

○星川保松君 私は地方分権ということについてもやつぱり思い切って制度を見直すということでございますので、そういうことを五条の中で少し記載していただければなというふうに思います。いかなければならぬ、こういうふうに思つておられます。私はずっと地方の仕事をやってまいりましたから、受けける立場から見た分権の方、管理する方ではないんじやないかといふうに私は思います。

そこで、市会議員をやりましたり、県会議員をやりましたり、市長をやりましたりして、いわゆる権限を受ける側の立場ですと仕事をやってきました

し合いなどやるわけあります。そつすると住民からどつと要望が出てまいります。そつすると住民細かなことならそれに応じられるわけありますけれども、なかなか応じられない面になりますとそれは法律で決まっているんだ、だから我々ではどうしようもないということで済むわけなんですが、これども、なかなか応じられない面になりますと、それは法律で決まっているんだ、だから我々では法律の規定しているものが今度は条例事項になります。そつしますと、条例でこうなつてはいるからどうしようもないということで済むわけなんですが、ここが、権限移譲ということになりますと、う言われますから、そこで責任を逃れられないわけですね。だから、権限移譲によつて大変な責任が生じますから、そこでは条例を変えてほしいと言えは、住民は、それでは条例を変えてほしい、出でてくる、仕事もふえてくるわけで、頭も使わなければなりませんし、難儀もしなくちやならないわけですね。だから、それを今さらという気持ちであります。ですから、それをお聞きください。ただ、そういうことはいろいろありますけれども、地方が一番積極的に応じてくれない理由は、それは地方が求めている、欲しがつてある権限を国が本当に分けてくれるのかということではないかと私は思つんですね。私が市長をしているときに一つ体験したことがあります。あるんですけども、県の方で権限移譲をやりました。向いにございませんで、別に移譲を受けなくともよろしいような項目だけがずつと並んでおつたわけです。今その項目はもう忘れましたが、一つだけ私は記憶しております。それは害獣駆除の許可というものでございました。害獣駆除の最たるもののは私のところではクマでございました。年に何回かクマが出るわけですね。そんなもたもたしているうちにクマが山の中へ逃げ込んでどこへ行くかわからないわけですよ。それで、みんな追かけながら、見失わないわけですね。そんなもたもたしているうちにクマが出るわけです。そこまで遡ると、そこへ駆除の許可をとつてきませんとドントやれないわけですね。そんなもたもたしているうちにクマが山の中へ逃げ込んでどこへ行くかわからないわけですよ。それで、みんな追かけながら、見失わないわけですね。

驅除の許可をとつてくるわけですね。それで、とつてきたよといふわけでドント。先にやるのかどうかわかりませんけれども、建前はそういうふうになつてゐるわけです。

その許可をもらいました。それで、年に二、三回ですけれども、何回か出したんだですが、さっぱりとつたかとらないか連絡がないものですから、獣友会の皆さんに、私は許可したけれどもあなた方はさっぱり連絡ないなど、こう言つたんです。そうしたら、いやそれは悪かつたなということでクマの肉を証拠として持つてきてくれたわけです。それでクマ肉をごちそうになつたんです。それだけ一つ覚えております。

そんなことで、本当に自台本が困つてゐる、長い

を高めるということでは、いわゆるいろんな規制緩和を緩めればこれはいいわけです。ところが、その後の方の個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するための権限移譲となつたら、これは難しいとなんですね。このためにはどういう権限移譲をやうとお考えなのか、まずそこをお尋ねしたいと思います。

○国務大臣（山口 鶴男君） これは第二条で地方分権の推進に関する基本理念をうたい、それから第四条で国と地方公共団体との役割分担をうたって、そして第五条におきまして国の関与、必置規制それから機関委任事務及び国の補助金、負担金の整理合理化、これらの所要の措置を講ずる、こうなつているわけでございます。今まで随分議論のございまして地方自治法の後ろにつけておりました

を省略しまして、自治大臣にこの前御質問をしました天下り人事のことであります。私の質問と自治大臣の御答弁とはそう違わないんですけども、ちょっと食い違っているんじやないかと、こう思つております。

といいますのは、自治大臣がおっしゃるよう地方政府と国が大きいに人事交流をやる、これは私は大賛成でございます。もつともつてはり大臣がおっしゃるような人事交流をやらなければいけないと思つてゐるんです。私が言ひますこの天下りといふのは、いわゆる比較的大きな権限を持つてゐる地方自治体のそういう役職に中央の官庁の方からばんと行くというのがいわゆる天下りで、いろいろな弊害が伴うんじゃないかということなんですよ。

を高めるということでは、いわゆるいろんな規制を緩めればこれはいいわけです。ところが、その後の方の個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するための権限移譲となつたら、これは難しいことなんですね。このためにはどういう権限移譲をやろうとお考えなのか、まずそこをお尋ねしたいと思います。

○國務大臣(山口鶴男君) これは第二条で地方分権の推進に関する基本理念をうたい、それから第四条で国と地方公共団体との役割分担をうたい、そして第五条におきまして国の関与、必置規制、それから機関委任事務及び国の補助金、負担金の整理合理化、これら所要の措置を講ずる、こうなっているわけでございます。今まで随分議論のございました地方自治法の後ろについております別表第三、第四の機関委任事務、それから第一、第二の団体委任事務、これらについて当然整理合理化をしよう、また国の関与、必置規制についてもこれを整理合理化していく、というわけでござりますから、地方自治法の別表第一から第二、第三、第四を見れば、大体どういう事務が対象になるかというようなことはおのずから明らかではないだろうかと思ふ次第でございます。

ただ、そのうち一体どれをどうするかといううとを今私がお答えするのは控えさせていただきたいと思うわけでございます。これは地方分権推進委員会におきまして個々の具体的な事務に当たりまして議論をいたしまして、そうしてこれに対する考え方、これを内閣総理大臣に勧告いたぐくそれを受けて政府が具体的な計画を立てるということをございます。その際、委員会がこれはお決めになることであるから私が言うのはいかがかとおもふふに考えておる次第でござります。

ではないかということを言つてゐるわけですね。

私は県会議員のときに、例えば道路のことで部長と打ち合わせをしたいなと思つて、山形では土木部長というんですけれども、土木部長いるかと部長は本省へ行きましたと言ふんですね。きょうは本省へ言つておりますと、こう言ふんです。それで私はびっくりしましたね。何回もそういうことがありました。そつちは分省かなんかなんですね、こつちが本省なわけなんです。そうなりますと、これは問題だなと思いました。

実は、私の住んでいるところは徳川の直轄領なんです。それで、市長になつて地場産業を何か興さなくちゃいけないと思って、以前から何かないかなと思って探したんですが、何もないんです。隣は藩の領です。そこには地域おこしの工夫をしていろんなことをやつてゐるんですね。それが伝統産業になつてゐるんです。私のところは何にもない。よく考えてみますと、やっぱり代官というのとは、それは田畠がこのぐらいだからこのぐらいの年貢という年貢さえ納めればいいわけですよ。

ですから、今度は私が市長のときに、国と市町村の意向が違うのがよくあるんです。そういうと供さんを預かっている施設があつたんです。そうしましたら、持ち出しが余り多いといつてよく調べましたら、重度、中度、軽度とあるんですね。それを聞きましたら、厚生省では重度は二割ところが重度の子供が非常に多かつたんですね。それによつて措置費が来ますからね。ところがそれを言いますと、それはお医者さんが決めるんです。それを聞きましたら、厚生省では重度は二割までだと、こういうことを言つてゐるんですね。私はお医者さんが検査をして重度が五割もいるんだから、その実態並みに措置費が欲しいと県厅に言つたわけです。そうしたら、厚生省は二割までということで、国と私たちの考えがしょっちゅう

う違つてくるんですね。そのときに中央からいらつしゃつた方と地元からのし上がつた方と対応が違つんですね。これは昔の代官さんみたいな気

持つがやっぱりあるのかな、やむを得ないのかとさえも私は思つたんです。

そんないろんなことを考えますと、自治大臣は天下りの天下的方から、上から見ているから見えないのかなとも私は思つんですが、私は下られる方からはずと見てしておりますから、いろんなやつぱりこれは問題があるなと思つていてるんで

す。ですから、ひとつ両面から考えてくださつて、そういう面は直していくよう御努力をお願いしたい。人事交流は大いに結構だと、こういうことですから、ひとつその点についてお考えを。

○國務大臣(野中広務君) 星川委員から具体的な例を提示されながら國と地方との人事交流のあり方について御指摘をいたいたわけでござりますけれども、先般も私申し上げましたように、自治省と地方公共団体との人事交流というのは、あくまで地方公共団体の要請に基づきましてやつておるわけでございまして、自治省からどのポストをいうことを指定して、そしてそれに派遣をするようなことはないわけでございます。

私の経験から申しますと、自治省から人事交流で來ていただくのは、決して明らか課長とか部長とかいう職種を指定して来るわけでもございませんし、この間も申し上げましたように、入省いたしまして三、四ヵ月本省で研修をいたしました後、各府県に出でています。そして二年程度、各府県で本当の初期の見習いをやるわけでございました。それから帰つてまいりまして、また本省でいろいろと各部課の仕事を勉強いたしまして、ここまでは企画課長とか、こういうところに行く人があるわけでございます。そういうところで、直接本会議で地方課長等が答弁することはありますん、部長職がやりますけれども、しかし委員会等では二十八、九歳の人人が答弁をするわけでござ

ります。

それは、この間も私、ことし新規に自治省に入省いたしました職員の諸君を前にいたしまして、君たちがこれから地方に出かけていったときに、

その地方での本の悩みや苦しみや痛みというのを体で体験してきなさい、そしてその地方で生涯つき合える友人を最低二人つくつてきなさい、そしてそれ以上に、あなた方がこれからそぞれ地方へ出かけていつて委員会や本会議で議会に選出された方々の御意見を聞くときに、自

分たちが学んだことから考え方たら随分程度の低いことを言つてゐるなという感じを受けるときも時にはあるだろう、しかしそれはその人を選んだ、選挙でその人の名前を書いた人の世論があるんだということを謙虚に受けとめて、そしてそう

いう世論の上に今日の地域社会があるんだということを考えて帰つてきなさい、こんな話を私はしておつたわけでございます。

地方へ二十八、九歳で行きましたも、例えば本会議で県の選挙管理委員会の事務局長としては答弁しなきやならないわけでござります。

そういう点では、これからも國、地方を通じていろいろで勉強して同じ組織内で帰つてくる人とは非常に違う、こういう点を私は強調したかったために申し上げたわけでござります。

そういう点では、これからも國、地方を通じて切磋琢磨して、そしてこういう円滑な人事交流がやられて、しかも我々が押しつけるんじゃなしに、地方の自主的なお求めに応じて人事交流をやつていくというのは、国全体の官僚のあり方としても

私は非常にいいことではなかろうかと思いますとともに、村山内閣におきまして、他省庁を二度ぐらいい経験をしなければもう課長にはしないといふ

う、そういう取り決めが今回なされましたことも幕張メッセの問題、その他いろいろあります。そこで、大臣にお尋ねするわけであります。それが、多くの自治体でかなり大きな問題を抱え、とりわけ財政的なしわ寄せが大きくなっている、この点についてどう認識されているか。

第一に、さきの一齊地方選挙でこの問題が住民があるわけでございます。そういうところで、直接受けた候補者が当

おるわけでございます。

ただ、委員が御指摘になりましたように、その適切なあり方につきましては十分留意してまいりたいと存じております。

私は今、全国各地で問われていますので、その見直しの問題、それとの関係で法案で言うところの地方自治体の自主性の問題、あるいは豪華庁舎建設と自治体のあり方等の問題について簡潔にお尋ねします。

まず大規模開発と財政破綻とのかかわりであります。御承知のように東京では臨海副都心事業が進められていますけれども、極めて巨大開発であります。投じられる事業費も民間分含めて総額十兆円という外れで、バブル崩壊で大企業が相次いで進出計画を中止し、このまま計画が進められますと五兆円、都民一人当たり百万円を超える赤字が出るということが予測され、これだけでもう都の財政破綻、住民への犠牲、負担は大きいわけであります。

大阪湾ベイエリア開発も同様であります。西国際空港の第三セクターの経営危機の問題、あるいは今後三兆円かかる事業費が地元自治体の重くのしかかるという問題、あるいはりんくうタウンも進出予定企業が撤退している問題、借金と今後二十年間の利子総額が五千数百億円に上り、府財政に重くのしかかる問題等々があるわけです。その後かかるという問題、あるいはりんくうタウンもほか、「一々例示する時間はございませんけれども、幕張メッセの問題、その他いろいろあります。そこで、大臣にお尋ねするわけであります。その

一つはこうした全国の自治体で進められている大规模開発の問題、程度の差はもちろんございますが、多くの自治体でかなり大きな問題を抱え、とりわけ財政的なしわ寄せが大きくなっている、この点についてどう認識されているか。

選されたわけであります。この結果は重く受けとめる必要があると思いますが、この点についてどう考えられるのか。

それから世界都市博の中止、これは当然自治体固有の問題であつて、政府がいろいろ干渉すべきではない問題だと思うわけであります。と申しますのはかつて自民党的首脳でありました金丸氏がイニシアチブを發揮してこれは進められた経緯があるから窮されている面もあるわけで、干渉、介入は当然やらないと思いますが、この点について大臣の簡潔な御答弁を求めます。

○國務大臣(野中広嵩君) 御質問が多岐にわたりますので、簡潔にと言われましてもなかなか的確、簡潔に申し上げるわけにはいかないと思うわけでございますが、各地方公共団体が地域の振興やら住民福祉の向上等を図りますために、住民の代表であります議会の御審議を得て各種のプロジェクトを取り組んでおるのは御承知のとおりでござります。したがいまして、その実施に当たりましては、限られた財源を重点的かつ効率的に配分するという観点に立ちまして各種事業の緊急度や効果を十分検討し事業の選択に努めておるものと考えておりますし、自治省といたしましてもその旨を

こころでござります。

今、御指摘になりました東京都の知事選を一応の視野に置かれました御質問でございますけれども、今回の東京都の知事選挙の結果は厳粛に私ども政党人として受けとめるべきだと存じております。ただ、御指摘になりました臨海副都心の開発

とか世界都市博の是非というものを本当にどの程度理解してこの得票結果に及んだのかというのいろいろ私は議論のあるところだと思うわけでござります。

確かに、選挙をやりました場合に、選挙民にわかりやすい、直接訴えられる公約をすることは選挙を利する上では非常にいいかもわからないわけです。ざいますけれども、首長というのは政治のトップでありますとともに行政のトップでもある

わけでございます。それだけに今日まで議会の審議を経て手順を踏んできた問題について、それを突然停止するあるいは中止するということが果たして行政の継続性として、あるいは議会の審議権のあり方としてどう問われていくのかというのは、今後の私は東京都議会の審議を含めて見守らなければならぬと考えておるところでござります。

また、委員が今御指摘になりました世界都市博などは今後都の議会をも含めた対応で決められるべきでございまして、私どもが個別具体的に干涉するべき問題ではないわけでございますけれども、さはさりとて、これは平成五年の十一月に必要な協力をを行うという旨の閣議了解を得た問題でもございまして、全国の多くの都市やあるいは国連の参加の協力も得ておるところでございました。今後東京都議会と知事との対応のあり方をも十分注目してまいらなくてはならないと考えております。ところでございます。

一口に大型の開発のあり方と申しましても、事業の種類やその規模や広がり、あるいは対応の仕方はさまざまなものでございまして、基本的にそれはそれら当該する地方公共団体におかれまして、地域の状況、今後の地域開発の発展の方向あるいはその公共団体の財政状況等々を総合的に勘案されまして、それらの地方公共団体がまさに自主的に、自立的に議会の御審議を経られまして、広く関係者の意見を聞きながら適切に行なうべき筋合いのものであろうと考えておるところでございます。

○有働正治君 極めて財政的に負担も大きくなつて、地域開発の問題を考えた場合に、国が考えるわけではありません。首都改造計画や第四次総合計画に基づく臨海開発の問題、あるいは多極分

散法による業務核都市の問題、テクノポリス開発に基づく推進の問題や地方拠点都市開発の問題、あるいは大阪ベイエリア法に基づく問題や輸入促進地域法に基づく一連の開発等々があるわけであります。

その

中で、確かに地方自治体の自主性の尊重といふことはそれぞれ強調されるわけであります。が、実際の地元の声を聞きますと、ある県の幹部は、確かに地方みずからが計画をつくることに迷っているけれども、国道の整備等々実際に中央省府の了解がなければできないわけだし、指定前の段階で国との事前協議が義務づけられて、指定後に地元が策定する計画も事細かく関係省府に説明し了解を得なければならぬということでもつと自主性の尊重という点での改善が求められています。こういう問題があるわけであります。

同時に、大型の開発で既に破綻がはつきりしていながら見直しが今なお行われないで惰性が続いている、そのため地元自治体の財政負担も巨大になつていてる例も多々あるわけであります。例えば、これは北海道の苫小牧東部開発の場合ですが、残された借金というのは二兆六千億円、これが道民のツケになるというような状況、あるいは青森のむつ小川原開発計画等でも、用地は売れないで借金が二千数百億円になつて金利だけでも百億億を投入してまだ続いている、こういう問題があるわけであります。

そこで大臣に聞くわけであります。やはり惰性による形で続いているという問題がある。こういう問題については今、開発問題についても経済状況、財政状況等々を含めまして状況も計画当時から見れば根本的に変わっている問題もあるわけであります。そして、それが惰性のまま続けられます。そこで、それが惰性のまま続けられ地元財政負担、住民負担が大きいという問題もあるわけで、地方だけでなく国としてよつて立つ法律等々に基づいて推進されている場合があるわけですから、こういう問題を国としても見直すべきは見直すし凍結すべきは凍結するなどを含めま

して積極的な対応が求められている、この点についてどう考えられるのか。そして、巨大大規模開発中心でなくして地方自治体の本来の仕事である住民本位の開発や防災や生活基盤重視の公共投資、こういう自治体本来の仕事をもっとと拡充する、こういう方向も求められているのではないかと思うわけであります。この点についての御見解をお尋ねします。

その

中で、地域の開発を図りますために、各種のプロジェクトを一体何を実施するとか、あるいは地域の雇用の創出確保や住民生活の向上、あるいは環境の改善等を図る上でどの地域にどんな条件のものを持っていくか。例えば、地盤の了解を得なければならぬということでもつと省府の了解がなければできないわけだし、指定前に地元が策定する計画も事細かく関係省府に説明し了解を得なければならぬということでもつと自主性の尊重という点での改善が求められています。から考え方みずから発想いたしまして、そして実施をしておるところであろうと私は認識しております。

ただ、そういうプロジェクトを推進していくま

す上で、委員が今御指摘になりましたように、個別の事業につきましては道路とか港湾計画とか国との許認可あるいは承認等を得なければならぬことは当然のことであろうと考えるわけでございまして。できるだけその地方における自主性や自立性を高める観点から、今回御審議をいただいておる地方分権推進法案は、まさしく国は地方公共団体に対する関与をできるだけ整理合理化を講じようとするものでございまして、それだけに本法案の御成立に皆さんの御理解をいただきたいと存ずるところでござります。

また、防災対策やら生活基盤の整備等住民に身近なところで実施をいたします各種の事業につきましては、国の補助制度のほかに住民の多様なニーズにこたえていきますために、それぞれの地方公共団体が創意と工夫を生かし、より個性ある地域社会を形成できますように、自治省といたしましてもかねてより地域総合整備事業債を活用いだしました各種の地方単独事業を実施いたしまして事業の支援をしておるところでございまし

て、それだけに当該地方公共団体が議会の承認を得て行つておるそれぞれの事業につきまして、国からそれを取りやめるなどといったような方針を、あるいは指導をするべきは地方自治の本旨のつとつで避けていくべきであろうと思つわけでございます。

お互いにそれぞれの地方公共団体が自主的、自立的に行いました事業について、よりそれが議会の御承認を得てやつておる事業でありますれば、その事業が円滑に行えるよう財政支援等を行つてまいるべき立場に自治省はあろうと存じておるところでございます。

○有働正治君 時間の関係で最後に、一つは豪華府舎の問題が全國的に今大きな問題になつています。一々例示をいたしませんけれども、例えば群馬県、香川県等は東京都のあの都府舎の数倍にわたりる県民一人当たりの負担額になるような状況が東京都内もあるいは全国でもこれについてかなりの住民の批判があるわけであります。この点は大臣としてどう認識されておられるか。

私が特に問題にしたいのは、住民の福祉や教育、こういうところにしわ寄せがきてる。例えば、トイレットペーパーや教材費も父母負担費から出されている自治体もあちらこちらで私は聞きます。校舎の雨漏りが改善されないと、子供の給食で今まで出されていたサクランボが出されないと、保育園の備品として洗濯機が二台あつたのが一台に削られて夏や雨のときに洗濯も間に合わないとか、いろいろ出てきてるわけであります。そこで、私は提案します。こういう新府舎建設の場合は、一つは住民の意見の尊重、二つ目に、建設の場合、地方自治法の精神に基づいて住民参加、住民サービスを向上させることを基本にする。建設費、規模は必要最小限に抑えて建設費のかさむ豪華府舎の建設はやめて、自治体本来の姿、福祉、教育、住民の安全を守るという自治体本来の仕事の妨げにならないようにすべきだと、こういう点であります。いかがでありますか。

○國務大臣(野中広務君) 各地で地方公共団体が

府舎建設を行つておるところでございますけれども、この建設につきましては、職員の執務をいたします場でありますと同時に住民に対するサービスの提供を行うところでございまして、内外からの来訪者の応接の場などにも利用をされるものであります。また、災害時におきましては、今回の神戸市あるいは兵庫県厅あるいは芦屋、西宮市に見られますように、当然対策本部としての機能あるいは避難場所としての機能もあわせ持つ必要があると存ずるところでございます。

府舎の建設に当たりましては、御指摘をまつまでもなく、こうした機能を十分勘案いたしました上で、その規模、機能、財源等について将来展望を踏まえまして、住民の代表である議会の御審議も踏まえまして、適切に実施、決定をされておるものと考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、極めて厳しい財政環境のもとで地方公共団体は今新たな行政改革の推進を求められておるときでもございますので、府舎建設問題等につきましても、そういう観点に立つて今後十分配慮を加えられるべきものであると存じておるところでございます。

私の近くでも、既に四十年を経過した府舎のままで住民福祉のためになお劣悪な条件で頑張つておられるところもあるわけでございます。これは当然、当該地方公共団体の長及び議会の判断につところでございますけれども、そういう点を考えますときには、それぞれの地方公共団体の良識において十分今申し上げたような観点に立つて、今日的課題として配慮を加えられるべきものであると存じておるところでございます。

○委員長(小林正君) 本日はこれにて散会いたし

午後五時四分散会